

## ■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日: [1日目](#) / [2日目](#) / [3日目](#)

### 平成22年3月愛荘町議会定例会

#### 1日目(平成22年3月10日)

開会:午前9時00分 延会:午前11時52分

#### 議会日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 2号 平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第12号)の専決処分につき承認を  
求めることについて
- 日程第 4 議案第 5号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部  
を改正する条例
- 日程第 5 議案第 6号 愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条  
例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 7号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 8号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 9号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を改正する条例
- 日程第 9 議案第10  
号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第10 議案第11  
号 平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第13号)
- 日程第11 議案第12  
号 平成21年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第13  
号 平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第14  
号 平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第6号)

	ワ	
日程第14	議案第15号	平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第7号)
日程第15	議案第16号	平成22年度愛荘町一般会計予算
日程第16	議案第17号	平成22年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第17	議案第18号	平成22年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
日程第18	議案第19号	平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
日程第19	議案第20号	平成22年度愛荘町老人保健事業特別会計予算
日程第20	議案第21号	平成22年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第21	議案第22号	平成22年度愛荘町下水道事業特別会計予算
日程第22	議案第23号	平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
日程第23	一般質問	

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12、日程第18から日程20  
 追加日程第1 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について

## 出席議員(16名)

- 1番 徳田文治
- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 4番 吉岡あみ子
- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一
- 7番 伊谷正昭
- 8番 瀧 すみ江
- 9番 小杉和子
- 10番 西澤久仁雄
- 11番 外川善正
- 12番 村木嘉博

- 13番 竹中秀夫
- 14番 高橋正夫
- 15番 本田秀樹
- 16番 辰己 保

## 欠席議員(0名)

なし

### ◎開会の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、おはようございます。平成22年3月愛荘町議会定例会に先立ちまして、一言あいさつを申し上げます。

今般行われました選挙において、新たに町民の負託を受けたところであります。その重責をしっかりと受け止めての議会活動が、今非常に求められているところです。

国内では、首長による目に余る言動があると仄聞(そくぶん)しています。我がまちも、二元代表制において、それぞれの重責を負っているわけです。双方のチェックアンドバランスによって住みよいまちづくりが、いよいよ合併2期目にして本格的に求められているわけです。また、我々にとっては、そのことを正面に据えていくということが肝要だと思います。議員各位におかれましては、そのことをお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。座らせていただきます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成22年3月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

### ◎開議の宣告

○議長(辰己 保君)これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎町長提案趣旨説明

○議長(辰己 保君)町長提案趣旨説明。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)カナダ・バンクーバーで開催されました冬季オリンピックも終了いたしました。いよいよ冬ごもりの虫も這い出す啓蟄(けいちつ)、春爛漫の到来ももう間近となりました。

本日ここに、平成22年3月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、新議員の皆さんを含め16人の顔も揃い、全員のご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

はじめに、愛荘町第2期のスタートにあたりまして、所信の一端を述べさせていただきます。

去る2月21日、愛荘町になって2回目の町長および議会議員選挙が寒風の中で実施されました。少数激戦を勝ち抜いてこられました議員各位に対し、改めて心からお祝い申し上げますとともに、今後のご活躍をご祈念申し上げます。次第であります。

また、町長選におきましては、不肖私の2期目の町政に対し、多くの町民の皆さまのご支援のもと当選させていただきましたことに対し、改めて心から厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。選挙期間中、多くの皆さんからいただきました叱咤激励に感謝を申し上げますとともに、町政に対する厳しいご意見やご批判、ご提言もしっかりと受け止めさせていただきました。

この3月5日、議員ともども私も2期目の町長に就任させていただいたところでございます。今ずっしりと重い責任を感じておりまして、2万人の町民の皆さまのご期待に、力の限り不惜身命の境地で尽くさせていただく所存であります。何とぞ、町民の皆さまをはじめ議員各位の絶大なご支援、ご協力をお願いいたします。

4年前、2町合併を選択した愛荘町が誕生し、町民の皆さまの夢と期待を背負って新しい歴史の扉を開けました。初代町長として、町民の皆さまの信託に応えるべく、大変思い責任を負って全力で新しいまちの建設に邁進させていただいた毎日でございました。これまで合併に伴う諸課題に対し厚いご理解をいただき、ご支援、ご協力をいただきました町民の皆さまをはじめ議会議員・職員の皆さんに、心から感謝申し上げる次第であります。

合併の目的は、地域が自ら考えて行動し、21世紀に自立できるまちに生まれ変わることであり、自己決定・自己責任の意識改革を図り、真に住民主体の自治体を形成することを念頭に取り組んでまいりました。そのため行政情報を住民の皆さんと共有し、積極的に発信し、公正透明な行政を推進することをモットーに、自助・共助・公助で協働のまちづくりに努めてまいったところでございます。2期目の町政にあたりましても初心忘れず、変わらないこの信念をふれずに、まさに情熱と勇気を持って直球勝負で対処することを、有権者の皆さんに訴えてまいりました。

その基本スタンスは、改革なくして発展なし、現状維持では現状維持すらできない、半歩先を見つめたチャレンジという企業感覚のもと、地域づくりは政治主導でもなく行政主導でもなく、地域主権の理念に根ざした、地域のことにここに住む住民が責任をもって決める住民主導で、「人が動けばまちが変わる、活力に満ちた夢と希望のまち」を、住民の皆さんとともに築いてまいりたいと決意を新たにいたしているところでございます。

まちづくり2期目のステージに向かって、これから目指します方針は、まずは「インターチェンジで元気も夢も広がる産業振興のまち」、「子どもを育てるなら愛のまち愛荘町でと言われる子育てのまち」、給食センターの建設と人格形成を目指した「人が育つ教育のまち」、「自治基本条例と住民投票条例を制定する住民参画のまち」、「美しいふるさとを子や孫たちの世代に引き継げる住みよい環境のまち」、「まちの文化と平和な共生社会に取り組む文化と人権を大切にすまち」、これらを柱に据え、1期目で住民の皆さんとともに作り上げてきた総合計画をはじめいろいろな諸計画の着実な推進、新しい住民ニーズに対応できる広域連携などを図ってまいりたいと考えております。

このまちに住んでよかったと思ってもらえる安心安全なまち、若い人たちにとって夢と希望のあるまち、生きがいを感じてもらえる文化の薫り高いまちを目指し、職員共々全力で取り組んでまいります。何とぞ、町民の皆さん、議員各位におかれましては、深いご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。所信の表明とさせていただきます。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明申し上げます。今期定例会に提案させていただきます議案につきましては、平成21年度愛荘町一般会計補正予算の専決処分の承認案件1件、改正条例議決案件5件、損害賠償額の議決案件1件、次に予算関係でございますが、平成21年度愛荘町一般会計補正予算ならびに愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算、老人保健事業特別会計補正予算、下水道事業特別会計補正予算、介護保険事業特別会計補正予算、この21年度の補正予算5件でございます。

次に、22年度愛荘町一般会計予算ならびに愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算・土地取得造成事業特別会計予算・国民健康保険事業特別会計予算・老人保健事業特別会計予算・後期高齢者医療事業特別会計予算・下水道事業特別会計予算・介護保険事業特別会計予算の8会計につきまして、合計20案件をご提案させていただきました。

まず、平成21年度一般会計補正予算専決処分の承認案件1件につきましては、2月1日付けにより専決処分したも

の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第5号から議案第9号までの条例改正の案件5件のうち主なものとしましては、愛荘町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部改正する条例、ならびに愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましては、昨今の厳しい財政事情から考え、平成22年4月1日から23年3月31日までの1年間、町長・副町長ならびに教育長の給与月額を、町長10%、副町長5%、教育長3%をそれぞれ減額することに伴い、案件条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第11号から15号までの5議案につきましては、平成21年度愛荘町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算であります。

まず、議案第11号平成21年度愛荘町一般会計補正予算でございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ3億3,353万4,000円を増額し、総額を98億6,167万9,000円をお願いするものであります。

次に、議案第12号平成21年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ21万4,000円の追加をお願いするものであります。

議案第13号平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ79万円の追加をお願いするものであります。

議案第14号平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ1,990万円を減額するものでございます。

議案第15号平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算でございますが、これは歳出の課目の更正でございます。

次に、議案第16号から23号まで、平成22年度、来年度の愛荘町一般会計および特別会計の予算でございます。

まず、一般会計予算は前年度比3.6%減の79億7,500万円、7つの特別会計の合計は40億3,571万7,000円で、総予算は前年度比5%減の120億1,071万7,000円であります。また、この中には、子ども手当給付事業4億4,500万円、うち町費負担分は4,800万円でございます。それに緊急雇用特別推進事業9,700万円、いずれもこれは国策でございますが、この部分を除いた一般会計予算は74億3,300万円で、10.2%の減となりました。

歳入では、長引く景気低迷の影響により、町税は昨年度以上の落ち込みを見込み、法人税では過去10年間を見ても最低の収入見込みであり、極めて厳しい状況であります。町税総額は27億3,223万円、2.6%の減となり、地方交付税は18億5,600万円、8.2%の減となりました。

基金の取り崩しにつきましては、財政調整基金より2億2,900万円を、目的基金から2億6,110万円を取り崩す予定であります。

地方債の発行は9億3,910万円、17.3%増でございますが、このうち地方交付税の振替分である臨時財政対策債を7億円計上いたしております。

歳出につきましては、人件費13億4,853万円、3.5%増でございますが、退職手当組合負担金の増によるものでございます。

扶助費12億4,507万円、37.1%増につきましては、子ども手当の給付事業によるものであります。

普通建設事業につきましては5億7,895万円で、次年度に学校給食センターの建設を控えていることから、22年度は極力抑えたところでございます。

22年度の重点事業につきましては、まず1点目、学校給食センターの整備に着手をいたします。学校給食につきましては、合併前、愛知川地域ではセンター方式による完全給食を実施しており、一方、秦荘地域におきましては、幼稚園・小学校は自校方式による完全給食で、中学校は夏場のミルクだけによる補食給食となっていました。

このことから、学校給食のあり方検討委員会を設置し、協議していただいた結果、町内すべての幼稚園2園・小学校4校・中学校2校を、統一した給食センター方式による完全給食で実施することに決定をいたしましたところであります。

このことから、既に建設用地として7,500㎡を取得し、用地造成工事につきましても年度内契約を目指し、実質工事は22年度に繰り越すことといたしております。給食数1日3,000食、事業総額は約17億円を見込んでおり、事業費予算につきましては、22年度1億3,200万円を計上しており、22年・23年の継続事業として建設工事を実施し、23年度の3学期、24年1月頃になりますが、オープンを目指しております。

それから、2番目に、子育て支援事業といたしまして、2,285万人を計上しております。子育てアドバイザーの設置、子・親・地域が育つ子育て応援教室、在住外国籍親子の交流広場、あるいは子育てボランティア養成講座、安心して妊娠・出産・育児ができるよう出産安心講座や、乳幼児感染予防対策、保育所老朽化遊具の更新を行う予定であり、すべて子育て支援環境緊急整備事業県補助金を活用しております。

また、町立保育園におきましては、午後7時までの延長保育を4月1日から実施する予定でございます。

3番目に、住民票・印鑑登録証明書が全国どこでも発行できるコンビニ交付サービス事業として898万円を計上しており、年度内の交付を目指すこととしております。全国どこでもということ、例えば、大学生が北海道や東京におりまして、必要な書類が要る時にも近くで、親元へ頼まなくても発行が受けられるという利点がございます。

次、4番目に、電気自動車リース事業としまして102万円を計上し、愛荘町地球温暖化防止実行計画に基づき、走行中のCO2排出がゼロ、環境に負荷をかけない電気自動車を5年リースとし、充電装置を設置していきたいと考えております。利用につきましては、保健師等が町内を巡回する時に活用できればということを考えております。

その他の新規事業といたしまして、滋賀大学地域連携センターが実施する地域活性化プランナー研修に職員を派遣する大学等提携事業に15万円、合併5周年記念事業を実施するために実行委員会に委託する経費として25万円、また町内の産業の振興と雇用の促進を図るため、町企業誘致要綱に基づき、新たに工場等を建設・増築する事業者に対し補助する工場等設置促進事業に1,400万円を補助することといたしております。

以上、今期愛荘町議会定例会に提案させていただきます。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### ◎会議録署名議員の指名

○議長(辰己 保君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番森隆一君、4番吉岡及ミ子君を指名します。

### ◎会期の決定

○議長(辰己 保君)日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの14日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの14日間に決定しました。

### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第3、承認第2号平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第12号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)おはようございます。

それでは、承認第2号につきまじし説明申し上げます。議案第11ページをご覧くださいと思います。

平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第12号)の専決処分につき承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように平成22年3月10日専決処分をいたしました。同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

2ページをご覧くださいと思います。平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,908万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億2,814万5,000円とするものでございます。

事項別明細から説明をさせていただきます。6ページをご覧くださいと思います。

今回の専決補正予算につきましては、国において経済危機対策として、平成21年4月10日、政府与党会議経済危機対策閣僚会議合同会議において、各地方公共団体において地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、地域活性化・経済危機対策臨時交付金として国の補正予算を1兆円計上され、本町に配分されました交付金を有効に活用し、その対象事業の実施に伴い、交付金の充当をあわせ、精算に基づき補正をさせていただいたものがほとんどでございます。

まず、歳入の部でございますけれども、国庫支出金の地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、変更内示をいただきまして、最終の額につきましては1億9,645万2,000円でございます。その当初内示との差額18万3,000円を減額させていただきました。

次に、学校ICT環境整備事業補助金につきましては、事業の減によりまして、978万9,000円の減額でございます。

次に、基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、2,910万8,000円の減額でございます。

次に、歳出でございます。7ページからでございます。

総務費につきましては、以下それぞれ目ごとに説明をさせていただきたいと思います。

一般管理費につきましては、商標登録手数料といたしまして4万4,000円の減額、財産管理費につきましては、愛知川庁舎・秦荘庁舎の改修工事につきましては11万7,000円の追加、地域安全対策費につきましては、防犯カメラの設置工事につきましては、事業減で2万7,000円の減額でございます。

次、民生費の社会福祉費社会福祉施設費につきましては、山川原総合センターの改修工事でございます。268万4,000円の減額。それから福祉センター費につきましては、健康プールの改修工事等418万円の減額でございます。

次に8ページの児童福祉費児童福祉総務費につきましては、川久保遊園の遊具修繕、それから学童保育の施設整備関係におきまして173万1,000円の追加でございます。

次、消防費の消防施設費につきましては、消防施設整備費413万9,000円の減額、それから防災対策費につきましては、高齢者住宅用火災警報器の給付事業ならびに新型インフルエンザ予防対策事業といたしまして250万7,000円の減額でございます。

次に、教育費の小学校費学校管理費につきましては、愛知川東小学校・愛知川小学校の施設整備につきまして1,305万1,000円の減額でございます。学校建設費につきましては、愛知川東小学校の増築関係事業におきまして24万1,000円の減額でございます。

次に、中学校費の学校管理費につきましては、秦荘中学校の施設整備ならびに両中学校のICT施設整備事業におきまして662万3,000円の減額でございます。

次に、10ページの幼稚園費につきましては、秦荘幼稚園の太陽光発電設計監理業務ならびに両幼稚園のICT施設整備関連経費で63万6,000円の減額でございます。

次に、社会教育費の文化財保護費でございます。町指定文化財保存処理費補助金といたしまして5万円の追加、それから公民館費につきましては、愛知川の公民館の改修工事といたしまして819万1,000円を追加いたしました。

次に、保健体育費の体育施設費につきましては、ふれあいスポーツ公園の修繕10万7,000円を追加をいたしております。学校給食費につきましては、新しい給食センターの造成工事設計業務委託といたしまして、入札残1,514万4,000円を減額いたしましたところでございます。何とぞ慎重審議をよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。8ページですけれども、これも全協でお聞きしたところなのですが、児童福祉施設費委託料の放課後児童健全育成事業委託料と学童保育整備施設工事というのがあがっております。こちらは、全協の説明では、秦荘西小学校で学童保育を保護者の方が立ち上げられるということで、体育館2階の45㎡のミーティングルームを整備されてその施設に入られるということで、公設民営方式でされるということです。

本当に、これは愛知川の方も努力されて、今本当にたくさん子どもさんが学童保育に入っておられるし、本当にこれはいきさしではないかと思うわけですけれども、秦荘は合併する前に各保育園で学童保育をされていたということで、西小の部分だけは公設民営ということで保護者会になるわけですけれども、東小の部分の学童保育がまだそのまま保育園で残るということですので、やはり同じ秦荘ということで、それは全体を見なければいけないとは思いますが、3つの学童保育が公設民営で保護者会運営できて、もう一つは、今までのまま残るということですので、やはり同じ条件のもとでいけるように、町側としても努力をしていただきたいと思ひますし、これは保護者さんの努力にもよるところですので、連携して、これからそういうような条件改善ということでいっていただきたいと思ひますので、そこら辺のところの考え方について答弁を求めておきます。

○議長(辰己 保君)社会福祉課長。

○社会福祉課長(徳田幸子君)ただいまの瀧議員のご質問にお答えいたします。

秦荘地域の学童保育におきましては、長期期間中は秦荘幼稚園とか町の施設を使わせてもらって、保護者と町が実施してまいりました。先ほど瀧議員が申されましたように、西小学校校区の方は、西小学校の体育館のミーティングルームの方で4月1日から保護者が主体となって開設をさせていただきます。

一気に、今年、検討委員会も7回を迎えさせていただいております。その中でいろいろな論議をさせていただいて、まずは西小学校からさせていただいて、順次また東小学校の方も、今年度22年度に検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)申し訳ございません。先ほど説明をさせていただきましたが、冒頭に専決処分の日付につきまして訂正をさせていただきたいと思ひます。

専決処分の日付につきましては、平成22年2月1日付けをもって専決処分をいたしましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)ほかにも質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、承認第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕



○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、承認第2号平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第12号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

**◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○議長(辰己 保君)日程第4議案第5号愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、議案第5号愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

これは、先ほどの提案説明でもご説明いたしましたが、昨今の厳しい財政事情から考えまして、平成22年4月1日から23年3月31日までの1年間、町長・副町長の給与月額を、町長10%・副町長5%をそれぞれ減額するものでございます。何とぞご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第5号愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

**◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○議長(辰己 保君)日程第5議案第6号愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)議案第6号愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

先の第5号議案と同じく、昨今の厳しい財政事情から考えまして、来年度22年4月1日から23年3月31日までの1年間、教育長の給与月額を3%減額することについて提案を出させていただいたところでございます。

この5号・6号、2つ合わせて年間約147万円の減額をさせていただこうとするものでございます。どうかご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。  
これより、議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第6号愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第6議案第7号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(西川都々子君)それでは、議案第7号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書14ページをお開きください。それと、改正条例説明資料の1ページをお開きください。

愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する理由といたしましては、人事院勧告ならびに平成22年4月の労働基準法改正に伴い、月60時間を超える超過勤務手当の支給割合の引き上げと当該引き上げ分の支給に代えまして、超過勤務代休時間が指定できる制度を新設するものでございます。これに伴いまして、超過勤務手当の支給割合の引き上げと超過勤務代休時間の新設に伴い、給与条例についての所要の改正を行うものでございます。

主な理由といたしましては、月60時間を超える超過勤務手当の支給割合の引き上げを行うもので、100分の125から100分の150、午後10時以降につきましては、100分の150から100分の175に引き上げをさせていただくものでございます。

また、その支給割合の引き上げ分25%の支給に代えまして、勤務することを要しない日または時間を指定することも可能、代休時間の指定ができるとなるものでございます。これに伴います条文の追加改正をお願いするものでございます。平成22年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。  
これより、議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第7号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

は、原案のとおり可決しました。

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第7議案第8号愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(西川都々子君)議案第8号愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。議案書16ページと改正条例説明資料の5ページをお開きください。

これにつきましても、人事院勧告ならびに平成20年4月労働基準法改正に伴い、月60時間を超える超過勤務手当の支給割合の引き上げと当該引き上げ分の支給に代えまして、超過勤務代休時間が指定できる制度を新設するものでございます。

これにつきましても同様に、超過勤務手当の支給割合の引き上げと超過勤務代休時間の新設に伴いまして、育児休業等に関する条例について所要の改正を行うものでございます。平成22年4月1日から施行させていただくものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第8号愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第8、議案第9号愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第9号愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。議案書18ページ、別冊の説明資料の9ページ以降をご覧いただきたいと思います。

福祉医療費助成は、住民登録のある市町が実施をしておりますが、福祉施設入所者のほとんどが住民登録を施設所在地中に移動されるため、当該市町の財政負担が大きくなっております。このため本年8月1日から、滋賀県下全市町が障害児者の施設に入所していた入所者につきまして、入所前に登録をしていた市町が実施主体となるということで、住所地特例制度を導入するために、愛荘町福祉医療費助成条例の一部を次に改正するものでございます。第2条第7号につきましては文言の整備、第8号の次に第8号の2といたしまして、「障害者支援施設等」を加える。第9号の助成対象者に「他の市町に居住する重度心身障害者(者)で、町長が医療費の助成を必要と認めるもの」を

加える。関係は、定義規則に次の1項を加えるものでございます。

第2条の次に、第2条の2他の市町村の区域内に所在する障害者支援施設等への入所に対し、住民登録を施設所在地に移動したと認められる重度心身障害者、身体障害者の程度が1・2級のもの、知的障害の程度が重度のもの、または身体障害の程度が3級かつ知的障害の程度が中度と判定されたものについて、住所特例を適用する規定を加えるものでございます。

第3条第5項につきましては、文言の整理をするものでございます。

付則といたしまして、この条例は、平成22年8月1日から施行するものでございます。

第2条につきましては、改正後の第2条の2の住所地特例の規定は、この条例の施行日前に障害者支援施設等の所在地に住民登録を移動した重度心身障害者についても適用する経過措置を講ずるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第9号愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第9議案第10号損害賠償の額を定めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第10号につきまして説明申し上げます。

損害賠償の額を定めることについて。損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

1相手方につきましては、表記のとおりでございます。

2事故の概要平成21年12月22日(火)午後2時15分頃、秦荘保健センターの駐車場で、職員が同駐車場に駐車してあった公用車を後進した際、後方への確認が不十分であったため、秦荘保健センターに検診に来られていた住民の方の自家用車に追突したものでございます。

損害賠償額につきましては、24万5,894円でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。質疑を行います。

全員協議会の中でお話しさせていただいたと思いますが、12月でも職員さんのこういうような事故がありました。また、この3月に事故の損害賠償金がこれだけあがってくるということは、いかがなものかという私の思いであります。

合併して、愛荘町5年目のスタートであります。この合併した中で職員さんがどれだけの事故の件数があったのか。そして、またそれなりの金額等が、わかる範囲で結構ですので答弁をいただきたいと思います。

○議長(辰己 保君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今お話がございましたように、合併して以来たびたび、人身事故はございませんでしたので、ひとつ安心をしているわけですが、やはりちょっとした不注意でもって自損、あるいは相手方の車に損傷を与えたという事故が頻発をいたしております。職員に対してはその都度、課長会等を通じて十分気をつけるように啓発をしているわけですが、なかなか減らないというのが現状でございます。

そういう中で、昨年の7月につきましては、職員を全員集めまして、警察の方から来ていただいて交通安全教室を実施したところでございます。それ以後につきましても、実際このようにまた発生をしているというような状況でございます。

現状は、昨日、全員協議会においてご指摘をいただいて、いろいろ調査をさせていただいております。細かい数字のところまでまだ把握いたしておりませんが、合併して以来丸4年になるわけですが、30数件ほど自損でもって発生をいたしているというのが現状でございます。

ほとんどがちょっとした不注意でございまして、車庫の出入りの時にサイドミラーを柱にこすりつけたとか、あるいは、地元の方へいろいろな説明会に行く時に石垣にすれたとか、そういうようなものを合わせての数でございますけれども、そのようなことになってございまして、今後、他の市町もいろいろな方策をされているようでございまして、そういうものを研究させていただいて、何らかの方策をやはり検討していかなければならないなというふうに考えているところでございます。今後の方策等につきましては、今後の全員協議会等でまたご説明なり協議をさせていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)ほかには質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第10号損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第10議案第11号平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第13号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案書21ページをご覧くださいと思います。議案第11号平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,353万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億6,167万9,000円とするものでございます。

第2条につきましては繰越明許費、それから、第3条につきましては繰越明許費の補正、第4条につきましては地方債の補正をあげさせていただいております。

まず、25ページの第2表繰越明許費でございます。以下、27ページには繰越明許費の補正の変更をあげさせていただいております。25ページから27ページ、これら事業につきましては、平成22年度に繰り越しをいたしまして、実施をする事業でございます。ご覧のように、事業件数につきましては、総数20件、総額にいたしまして7億8,551万円を次年度に繰り越す予定をいたしております。

また、28ページにつきましては、第4表地方債の補正をあげさせていただいております。合併特例事業につきましては2,100万円の減額、防災対策事業債につきましては800万円の減額をさせていただいているところでございます。

31ページ以降、事項別明細によって説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の補正予算につきましては、国において緊急経済対策として、平成21年12月8日に閣議決定され、第2次補正予算として、各地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援するため、地域活性化きめ細かな臨時交付金が創設され、本町に配分されました8,780万5,000円を有効に活用し、各公共施設の改修等の工事に充当するための補正が主なものでございます。

その他につきましては、入札残あるいは執行見込みに基づいて補正をさせていただいたものでございます。

それでは、歳入の方からでございますけれども、順を追って目でもって説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

分担金及び負担金の負担金、民生費負担金につきましては2,639万8,000円の減額、農林水産業費負担金につきましては80万円の追加でございます。

次に、国庫支出金の民生費国庫負担金につきましては、保育所入所運営費負担金等合わせまして1,461万2,000円の追加でございます。

教育費国庫負担金につきましては、1,329万6,000円の追加でございます。

次に、総務費国庫補助金につきましては、先ほど申し上げました地域活性化きめ細かな臨時交付金8,780万5,000円を含めまして、1億4,611万3,000円を追加をいたしております。

また、民生費国庫補助金については、子ども手当の準備補助金といたしまして、433万6,000円を追加をいたしております。

教育費国庫補助金につきましては、秦荘東小学校大規模改造ならびに愛知中学校増築工事に対します交付金4,525万円を追加をいたしております。

次に、県支出金の民生費県負担金については、保育所運営費負担金など合わせて782万8,000円を追加をいたしております。

次に、民生費県補助金につきましては349万2,000円の追加、衛生費県補助金については306万5,000円の減額でございます。

次に、衛生費の委託金につきましては、緑の分権改革推進事業県委託料といたしまして510万円の追加をいたしております。

寄付金の消防費寄付金につきましては、313万2,000円の減額でございます。

次に繰入金、老人保健事業特別会計繰入金につきましては79万円の追加、次、減債基金繰入金につきましては1億9,621万4,000円を追加をいたしております。

次に、諸収入の雑入につきましては、120万2,000円の減額でございます。

次に、町債の総務債合併特例債につきましては2,100万円の減額、消防債につきましては800万円の減額でございます。

す。

次に、36ページから歳出でございます。

総務費総務管理費の財産管理費につきましては、庁舎の改修等合わせまして5,649万1,000円の追加でございます。企画費につきましては21万4,000円の追加、公平委員会費につきましては4万2,000円の追加。

次に、民生費社会福祉施設費につきましては、山川原地域総合センターの改修、1,249万8,000円の追加でございます。

障害福祉費につきましては、在宅重度心身障害者彦愛犬通園施設整備事業補助金など合わせまして290万1,000円の減額でございます。

次に、福祉センター費につきましては舗装工事でございます、392万円の追加でございます。

後期高齢者医療費については、財源更正でございます。

次に、児童福祉費の児童福祉総務費につきましては、子ども手当の準備経費463万7,000円の追加でございます。

次に、児童福祉措置費につきましては、3,730万8,000円の減額でございます。

次に、保育園費につきましては、施設改修452万5,000円の追加でございます。

次に、衛生費にいきまして、保健衛生総務費につきましては、648万円の減額、環境衛生費につきましては、ごみ収集運搬業務委託合わせまして580万円の減額でございます。

次に、農林水産業費の農業委員会費ならびに農地費につきましては、財源更正でございます。課目内更正でございます。

次に、商工費の商工振興費につきましては、150万円の減額。

次に、土木費の道路新設改良費につきましては、課目内の予算更正でございます。

次に、40ページの都市計画費の下水道費につきましては、1億9,600万円の追加。

次に、消防費の消防施設費につきましては、防火水槽など合わせて1,081万4,000円の減額でございます。

防災対策費につきましては、105万円の減額でございます。

次に、教育費の小学校費学校建設費につきましては、秦荘東小学校の大規模改造工事など、2,003万円の追加でございます。

次に、学校管理費につきましては、両中学校の施設整備といたしまして600万6,000円の追加でございます。

次に、学校建設費につきましては、愛知中学校の増築工事といたしまして、6,500万円の減額でございます。

次に、幼稚園費につきましても、両幼稚園の施設整備など合わせて57万8,000円の減額でございます。

次に、社会教育費図書館費につきましては施設改修、合わせて1,191万7,000円の追加、ハーティーセンター費につきましても施設改修、2,322万1,000円の追加でございます。

図書館費につきましても、施設改修費合わせて406万円の追加でございます。

次に、保健体育費体育施設費につきましては、武道館等の改修合わせまして2,124万1,000円の追加でございます。

学校給食費につきましては造成工事の設計等でございます、2,575万円の減額でございます。

財政調整基金につきましては、財源調整をさせていただきまして、積み立てといたしまして1億2,591万3,000円を追加させていただきました。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)それでは、暫時休憩をとらせていただきます。再開は15分とさせていただきます。

休憩午前10時03分

再開午前10時15分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を行います。

これより、議案第11号の質疑に入ります。6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)今、補正の中で説明されたのですけれども、36ページの在宅(仮称)重度心身障害者(児)彦愛犬通園施設整備事業補助金、今の進捗状況と、この減額された事業がどうなっているかについて説明を求めます。

○議長(辰己 保君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(野々村たつ江君)それでは、河村議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

1つ目の質問につきまして、進捗状況につきましては、3月27日竣工式を執り行う運びと聞いておりますし、3月中におきまして、それぞれ該当の方につきましては体験の通園をしていただきまして、思いどおりいかないところとかにつきまして調整をさせていただくという運びになっております。

それから、この減額につきましては、当初の予算の入札残等の減額になっております。以上です。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑ありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江です。38ページですけれども、妊婦一般健康診査委託料のところ、説明は、国の定めた費用より単価が低かったというようなことを、国の基準より低額であったということをお聞きしたわけです。これについて、例えば滋賀県が費用の単価が低額であったのかどうであったのか、この詳しい説明を求めます。

そして、本人負担は変化がないのかどうなのかということについても答弁を求めておきます。

それから、その下の環境衛生費のところ委託料、ごみ収集運搬業務委託料770万円の減ですけれども、説明では、粗大ごみの量が少なかったのがこの減が出たということでした。これそのものは別に異論はないのですけれども、減になったということで不法投棄などが増えてしまったら困るので、そこら辺の状況についても答弁をお願いしたいと思います。

○議長(辰己 保君)保健センター所長。

○保健センター所長(小西文子君)ただいまの妊婦一般健康診査委託料の2点の質問について、お答えをさせていただきます。

まず、単価ですけれども、国の定めた単価ということで、概ねとして11万2,450円を14回ということで定められているわけですけれども、圏域および湖北地域の平均単価が8万4,000円ということで、これに伴う減というようなことで整理をさせていただきます。

2点目の本人負担が変化があるかどうかということでございますけれども、ご本人への負担等に関しては、例年どおりの、変化ということはありませんので、報告させていただきます。以上です。

○議長(辰己 保君)暫時休憩をします。

休憩午前10時20分

再開午前10時21分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)ただいまのご質問でございますけれども、収集量は減っております。

○議長(辰己 保君)暫時休憩をします。

休憩午前10時21分

再開午前10時22分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)ただいま2点ご質問いただきましたので、私の方から説明したいと思います。

ごみの収集運搬業務の委託料の減でございますが、これにつきましては、粗大ごみの収集量の減に伴います減額



でございます。

2点目の、これに伴っての不法投棄はどうかというふうなご質問でございますが、常時不法投棄監視員等で監視をいたしております、収集量が減ったことによって不法投棄が増えたというふうには感じておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(辰己 保君)ほかにも質疑はありませんか。10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄。ちょっとお尋ねいたします。43ページの体育施設についてお尋ねいたします。

2月27日に5年契約で1億2,995万円、CM2落札というようなことで、議会で承認されました。それで、初年度の金額が、あれ確か2,690万円だと思っております。その差額、あとの4年間は1億300万円、何かそういう形になっております。そこに補正が106万1,000円もあがってきました。

もう一つ言えば、今年度の予算を見ていますと、2,769万円の金額を上程されておられます。ということは、何が何でも5年間で1億2,995万円も落とされたのに、それから5年間なんぼ積み上げされるのかなという不安がございます。聞いていきますと、減額と言うか減免措置、これが対象というようなことを全協で言われました。それなら、なぜそれを含めた上で入札をさせなかったか。減免措置は、入札が終わった3月24日に初めてお聞きしたわけです。そのような入札制度でよろしいのかどうか。まずお尋ねしたいと思います。

○議長(辰己 保君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)西澤議員さんの指定管理者の入札制度等についてお答えをさせていただきます。

まず、平成21年度の町からの指定管理に關します委託料でございますけれども、2,690万円でございます。以下、22年度2,634万円、若干額は変わってきますけれども、23・24・25年度の最終年度は2,510万円という形で、先ほど議員申されましたように、5年間の協定を締結させていただいているところでございます。

その協定をさせていただきました部分の中には、当初から体育施設使用料に關します減免分、これはその当時の全員協議会等でご説明をさせていただいておりますとおり、町が使用するもの等につきましては使用料を免除という扱いになってございます。そういった有料と無料との部分がございまして、その利用料金を勘案することは当初からはできないということで、今般の提案にさせていただいたところでございます。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄です。そうなりますと、総額がいくらと想定されますか。私が言いたかったのは、そういう減免措置も含めたうえで、なぜ入札をしなかったのかと、そういう入札制度でよろしいですかとお尋ねしているわけです。

これでしたら、1億2,950万円ですか、5年間で一応入札されたということになっておりますけれども、なんぼになるかわかりませんね。こんな入札制度でよろしいですかというのをお尋ねしているのです。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、私から代わってお答えを申し上げます。

社会体育施設の指定管理につきましては、ご案内のとおり、20年の9月議会で条例の一部改正をさせていただきまして、指定管理を導入するということでご理解をいただいたと認識をしております。

それと相まって、使用料条例かその設管条例の中に使用料を含めているのかもわかりませんが、その中で実は使用料も変えさせていただきました。そういった中で募集要領を定めまして、また当方の設計額を定めまして、先ほど生涯学習課長が申し上げましたとおり、減免が生じた場合はこれだけの補てん額をしますよという一定の枠を定めて出したということでございます。

しかし、それは補てん枠でございます、お金を渡すわけではないのですが、実質上、開けまして利用されていたの

を見ていますと、利用料金制をとっておりますので、それだけたくさん使われればアップするわけなのですが、使われる量が低いとその減免額にも及ばないというような形になりまして、今回その使用料補てん額と、設計額に規定しました額に不足した額を今回は補てんするというものでございまして、入札そのものにつきましては条例規則に基づいてやっておりますので、何ら問題ないものというように理解をいたしております。以上です。

○議長(辰己 保君)10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄です。今の副町長の答弁で概要はわかりましたけれども、指定管理者制度に移行されまして、住民サービスの低下というものが見られますが、そういうことも含めて、指定管理者制度に移行して住民サービス、あるいは、例えば一例をあげてみますと、昨年の11月7日でしたか、グラウンドゴルフ大会が主催でありました。その時、前年度と比べて相当、景品・商品、参加賞なし、落ちています。そういうことも含めて、やはりサービスが落ちないように指導をお願いしたいと。今後十分なCM2にそこら辺も町からの意見としてお伝えしたい、要望しておきます。

○議長(辰己 保君)ほかにも質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第11号平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第13号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第11、議案第12号平成21年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第2号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、44ページでございます。議案第12号平成21年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,927万8,000円とするものでございます。内容につきましては、47ページをご覧をいただきたいと思います。

まず、歳入につきましては、一般会計から21万4,000円を繰り入れするものでございます。また、歳出につきましては、公共用地先行取得等事業債の繰上償還利子といたしまして、21万4,000円を追加させていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第12号平成21年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第12、議案第13号平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案書の48ページをお開きいただきたいと思います。議案第13号平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)を説明させていただきます。

この補正予算につきましては、前年度繰越額の確定によります歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。

平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)は、次の定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,394万1,000円とするものでございます。

51ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、繰越金前年度繰越金といたしまして79万円の追加でございます。

次に、歳出でございますが、諸支出金の他会計繰出金といたして、一般会計繰出金79万円を追加させていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第13号平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第13、議案第14号平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第6号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)議案第14号平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第6号)についてご説明させていただきます。議案書は、52ページでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1,990万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ15億9,537万8,000円とするものでございます。

また、繰越明許費の設定のほか地方債の限度額補正などをお願いするものでございます。

54ページをお開きください。第2表の繰越明許費でございますけれども、21年度下水道事業のうち国道8号線上り車線の長野東地先で進めております下水道整備工事に伴います年度内完了が困難となりましたので、事業予算額のうち9,600万円を翌年度に繰り越して執行することをお願いするものでございます。

次に、第3表の地方債の補正でございますが、流域下水道事業にかかる起債限度額6,610万円を4,620万円に変更し、また、公的資金借換債1億9,600万円を取り止めにするもので、起債の方法、利率、償還の方法について変更はございません。

次に、57ページをご覧ください。今回の歳入の補正によりましては、公債費比率の抑制を図ることから、公的資金借換債1億9,600万円を減額しまして、一般会計からの繰入金を1億9,600万円増額によりまして補てんするものでございまして、また、流域下水道事業債の1,990万円減額は、流域下水道事業執行額の減額によるものでございます。

次に、58ページをご覧ください。歳出の補正でございますけれども、公共下水道事業費におきまして、執行額の精査によりまして需用費を100万円増額、委託料を100万円減額、工事請負費で800万円の増額、これにつきましては地盤改良費の増に伴います800万円を増額するものでございます。

補償補填及び賠償金につきましては、800万円の減額でございまして、これにつきましては、上水道の入札差額、上水道工事の入札差額でございます。

流域下水道事業費の中の負担金補助及び交付金の琵琶湖流域下水道建設事業市町村負担金が、1,990万円の減額でございます。これは、精算に伴います減額でございます。

次に、59ページの公債費元金でございますけれども、今回、地方債財源を一般財源に充当換えいたしますので、財源の更正をするものでございます。以上でございます。以上、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第14号平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第6

号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第14、議案第15号平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第7号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案書の60ページをお開きいただきたいと思います。議案第15号平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第7号)をご説明させていただきます。

この補正予算につきましては、各種運営協議会等の合同開催によりまして、委員報酬および事務経費の節約ならびに要介護認定申請の増加によります歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。

それでは、事項別明細書でご説明させていただきますので、62ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、総務費の一般管理費につきましては、各種運営協議会等の合同開催によります報酬・役務費合わせまして21万円の減、徴収費の賦課徴収費につきましては、事務費の節約によりまして役務費13万2,000円の減、認定審査会認定調査費等につきましては、要介護認定申請件数の増加に伴いまして役務費30万円の追加、運営協議会費につきましては、介護保険運営協議会開催の増加に伴いまして、報酬4万2,000円の追加。

次のページに移りまして、保険給付費の介護サービス等諸費につきましては、特例地域密着型介護サービス給付費等8万円の減、その他諸費といたしまして、審査支払手数料8万円を追加させていただくものでございます。

65ページにつきましては、特別職の補正予算給与費明細書でございまして、下段の比較の欄に記載いたしておりますように、各種運営協議会等の合同開催によります委員報酬16万8,000円の減となっているものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第15号平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(辰己 保君)日程第15、議案第16号平成22年度愛荘町一般会計予算を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第16号平成22年度愛荘町一般会計予算についてご説明をさせていただきます。この一般会計予算につきましては、黄緑の予算書をお配りさせていただいておりますけれども、この中身につきましては、明日からの予算特別委員会が設置されますので、その中でそれぞれ担当課長から説明をさせてい



次に公債費、1億8,500万円に対し9億1,000万円に引き上げ、年々増加傾向にあり、14億9,744万円を訂上し、1億3,569万円の減、9.7%の減となっております。

次に、物件費ですが、13億2,978万円の計上をいたし、1億3,703万円の増、11.5%の増でございます。この要因につきましては、国におけます緊急雇用対策として県が基金造成をし、それを受けての緊急雇用創出特別事業として6,254万円を含み、また、指定管理料として8,507万円がそれぞれ増額となっております。

一方、事務的経費の需用費および役務費については、合わせまして2,327万円を節約に努めたところでございます。次に、補助費等につきましては11億2,448万円を計上し、6.9%の増でございます。新規に子育て支援環境整備事業1,328万円、有害鳥獣駆除事業1,000万円を見込み、その他一部事務組合負担金が含まれているところでございます。

次に、普通建設事業の投資的経費でございますが、これにつきましては大きく削減を計らせていただきました。5億7,895万円とし、前年度対比7億8,949万円の減、57.7%とさせていただきます。これは23年度に学校給食センターの建設を控えているということから、優先順位を見直し、極力押さえ、大幅の減となったところでございます。

投資的事業の主な事業につきましては、学校給食センター整備事業1億3,200万円、道路新設改良事業1億1,542万円、道路維持補修事業5,046万円、愛知川東小学校増築事業3,902万円、電子計算事業3,222万円、地域介護福祉空間整備事業2,625万円、生活環境整備対策事業2,000万円、交通安全施設整備事業1,846万円、集落営農ビジョン推進事業1,500万円、元気なまちづくり事業1,224万円、小型動力ポンプ等整備事業1,185万円、地籍調査事業1,075万円などがございます。

こういふことで、投資的事業につきましては極力抑えたところでございますが、この21年度から22年度へ繰り越しをいたします繰越事業につきましては、7億8,500万円を繰り越すことになってございまして、すべてが投資的事業になってございます。こういふことから、投資的事業・繰越事業を合わせますと13億6,395万円ということで、21年度とほぼ同額の規模となったところでございます。

次に、繰出金につきましては10億3,433万円を計上し、2%の増でございます。中でも下水道事業特別会計へ5億7,688万円、国民健康保険事業特別会計へは1億6,414万円、介護保健事業特別会計には1億4,842万円を繰り出し、そのほか住宅新築資金等貸付事業・取得造成事業・老人保健事業・後期高齢者医療事業に繰り出しを予定しております。

次に、一般会計の基金の状況でございますが、財政調整基金では、平成21年度末残高見込み8億4,495万円から平成22年度末残高見込みは6億1,198万円と、27.6%の減となる見込みでございます。

その他の目的基金合わせた基金合計につきましては、平成21年度末残高見込み32億5,422万円から平成22年度末残高見込みは27億6,201万円と、15.1%の減となる見込みでございます。

また一方、起債残高の状況でございますが、平成21年度末起債残高見込みは90億7,663万円から、平成22年度末残高見込みは1.7%減の89億2,373万円となる見込みでございます。

いずれにいたしましても、平成23年度の給食センターの建設を控えましての縮小予算とさせていただいたところでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(辰己 保君)これより総括的な質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町会議規則第39条の規定により、議案第16号平成22年度愛荘町一般会計予算を予算特別委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、議案第16号平成22年度愛荘町一般会計予算は、予算特別委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩を行います。11時15分から再開をさせていただきます。

休憩午前11時00分

再開午前11時15分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。このあと各特別会計の新年度予算を説明されますが、時間を要しますので、自席から着席したまま説明いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、各特別会計の予算の説明は、自席から説明いただきます。

#### ◎議案第17号～議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(辰己 保君)日程第16、議案第17号平成22年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算から日程第22、議案第23号平成22年度愛荘町介護保健事業特別会計予算までを一括議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第17号平成22年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、ご説明をさせていただきます。

特別会計につきましては、各常任委員会協議会でご審議いただきますので、予算書に基づきまして、目を中心に説明させていただきたいと思いますので、別冊の予算書の143ページをお開きいただきたいと思います。座らせていただきます。

143ページでございます。平成22年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、次の定めるところによる。第1条歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ445万8,000円と定めるものでございます。本特別会計は、住宅新築資金ならびに改修資金等の償還事務に係ります予算を見込んだものでございます。

それでは、事項別明細書でご説明させていただきたいと思いますので、148ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、県支出金の住宅新築資金等補助金につきましては2万4,000円、繰入金他会計繰入金につきましては、起債償還元金、利子等に充てるため一般会計繰入金158万8,000円、繰越金につきましては5万円、諸収入の住宅新築資金等貸付元利収入につきましては279万1,000円、預金利子につきましては廃目でございます。次に、150ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、総務費の一般管理費といたしまして3万7,000円、公債費の元金につきましては416万8,000円、利子につきましては24万8,000円、合わせまして441万6,000円を計上いたしております。予備費につきましては、廃目でございます。

次に、152ページでございますが、地方債の前々年度末における現在高ならびに前年度末および当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。普通債の住宅新築資金といたしまして、前年度末が613万6,000円で、当該年度中増減見込みといたしまして416万8,000円の償還を見まして、当該年度末の当該残高見込額といたしまして196万8,000円の見込みをいたしております。以上、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の説明とさせていただきます。



たたさます。

○議長(辰己 保君)次に、土地取得造成事業特別会計予算の説明を求めます。政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)座って失礼をいたします。それでは、議案第18号平成22年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算のご説明をいたします。

この会計は、公共事業用地として先行取得した用地についての地方債の管理をしている予算でございます。お手元議案書153ページでございます。

平成22年度愛荘町の土地取得造成事業特別会計予算は、次に定めるところによらしまして、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,289万2,000円と定めるものでございます。

お手元事項別明細書の158ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、歳入の部でございますけれども、一般会計繰入金としまして4,289万2,000円、歳出の部としまして、公共事業用地取得事業費改良区事業賦課金として1万2,000円、公債費元金としまして、公共用地先行取得等事業債償還元金4,037万7,000円、同じく償還金利子及び割引料としまして、公共用地先行取得等事業債償還利子250万3,000円でございます。合計4,288万円でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)続いて、国民健康保険事業特別会計予算の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第19号平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明させていただきます。161ページをお開きいただきたいと思ひます。

平成22年度愛荘町の国民健康保険の特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億2,950万円と定めるものでございます。

第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2億円と定めさせていただきます。

第3条につきましては、歳出予算の流用を定めたものでございます。

本予算は、一般被保険者4,646人、退職被保険者360人を見込みまして、保険給付費の増大によりまして、対前年比9.9%の増の予算規模を見込んだものでございます。

事項別明細書の168ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、歳入でございますが、国民健康保険税につきましては、医療費等に見合う賦課総額が確保できていないことによりまして収入不足が生じているため、毎年、一般会計等から多額の繰り入れによりまして運営いたしている状況でございます。保険税率については、国民健康保険運営協議会におきまして3年ごとに見直すこととされておりまして、低所得者への負担軽減、あるいは激減緩和措置などに配慮いたしまして、平成22年度から平均10.5%の引き上げを答申をいただきまして、保健税率等の改正等によりまして、一般被保険者国民健康保険税3億5,675万3,000円、退職被保険者等国民健康保険税3,481万9,000円、合わせまして3億9,157万2,000円を計上させていただきました。

使用料及び手数料につきましては15万円、国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金3億2,440万8,000円、高額医療共同事業費負担金1,269万2,000円、特定健康診査等負担金210万5,000円、合わせまして3億3,920万5,000円。

次に、171ページでございます。国庫補助金につきましては、財政調整交付金8,503万3,000円、平成21年度から介護従事者の処遇改善のために介護報酬が引き上げられましたことに伴ひまして、介護保険料の上昇を抑制するために介護従事者処遇改善臨時特例交付金67万1,000円、出産育児一時金補助金につきましては76万円、合わせまして8,646万4,000円。

療養給付費交付金につきましては、9,722万円を計上いたしております。

前期高齢者交付金につきましては、2億4,769万1,000円、これにつきましては65歳～74歳の方に対する財政調整

でございます。

県支出金につきましては、高額医療費共同事業負担金1,269万2,000円、特定健康診査等負担金210万5,000円、合わせまして1,479万7,000円、県補助金につきましては、財政調整交付金7,151万3,000円、次のページに移りまして、県補助金につきましては193万2,000円、合わせまして7,344万5,000円、共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金4,810万円、保険財政共同安定化事業交付金につきましては1億5,134万7,000円、合わせまして1億9,944万7,000円を計上いたしております。

財産収入、利子および配当金5万5,000円、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして1億6,414万7,000円、基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金920万円。

次に、174ページをお開きいただきたいと思います。繰越金につきましては、療養給付費交付金繰越金1,000円、その他繰越金400万円、合わせまして401万円、諸収入、預金利子1,000円、雑入につきましては一般被保険者第三者納付金・退職被保険者第三者納付金それぞれ1,000円ずつ、一般被保険者返納金1,000円、退職被保険者返納金1,000円、雑入1,000円、合わせまして5,000円を計上いたしております。延滞金につきましては、210万円を計上いたしております。

次に、歳出に移らせていただきます。176ページでございます。総務費の総務管理費といたしまして、一般管理費731万1,000円、連合会負担金500万2,000円、合わせまして1,231万3,000円でございます。

徴税费の賦課徴収費といたしまして443万8,000円、運営協議会経費を13万6,000円。

次に、178ページでございます。保険給付費療養諸費といたしまして、一般被保険者療養給付費8億4,122万2,000円、退職被保険者等療養給付費8,019万2,000円、一般費保険者療養費945万6,000円、退職被保険者等療養費93万3,000円、審査支払手数料416万6,000円、合わせまして9億3,596万9,000円、これらにつきましては、療養費用の伸びに伴いまして、対前年比6.8%の増でございます。

高額療養費といたしまして、一般被保険者高額療養費9,579万円、退職被保険者等高額療養費1,174万2,000円、一般費保険者高額介護合算療養費18万円、退職被保険者等高額介護合算療養費1万7,000円、合わせまして1億772万9,000円でございます。これにつきましても、高額療養費の伸びに伴いまして、対前年比25.1%の増でございます。葬祭費といたしまして165万円、33人を見込んでおります。

次のページに移りまして、移送費につきましては、退院等によります一般被保険者移送費5万円、退職被保険者等の移送費に5万円、合わせまして10万円。

出産育児諸費といたしまして、出産育児一時金1,596万円、38人分を見込んでおります。医療機関等へのお産一時金の額を限度といたしまして、出産費用を直接支払う制度に伴いまして支払手数料8,000円、合わせまして1,596万8,000円。

後期高齢者支援金につきましては2億2,490万円、これにつきましては、75歳以上の方々の保険給付費を費用に充てるものでございます。後期高齢者関係事務費拠出金3万3,000円、合わせまして2億2,493万3,000円を計上いたしております。

前期高齢者納付金につきましては、69万4,000円でございます。

次のページに移りまして、前期高齢者関係の事務拠出金3万円、合わせまして72万4,000円、老人保健医療費拠出金5万円、これにつきましては、平成20年度からの医療制度改革によります老人保健事業が廃止されたことに伴いまして、保険給付費の精算など、22年度を終えることから大きく減額となったものでございます。老人保健事務費拠出金2万円、合わせまして7万円でございます。

介護納付金8,290万7,000円、これにつきましては、40歳から64歳の第2号被保険者の保険料でございます。共同事業拠出金といたしまして、1件80万円以上の医療費にかかります高額医療費拠出金5,077万円、共同事業事

務費拠出金2,000円、1件30万円以上の医療費にかかります保険財政共同安定化事業拠出金1億6,737万1,000円、保険財政共同安定化事業事務費拠出金7,000円、合わせまして2億1,815万円でございます。

次に、184ページでございます。保健事業といたしまして、衛生普及費102万7,000円、疾病予防204万8,000円、合わせまして307万5,000円、特定健康診査等事業費1,002万5,000円を計上いたしております。

公債費利子といたしまして10万円、諸支出金償還還付加算金といたしまして、一般被保険者保険税還付金200万円、退職被保険者保険税還付金16万2,000円、償還金1,000円、合わせまして216万3,000円でございます。

次に、186ページでございます。基金積立金といたしまして、財政調整基金5万5,000円、予備費といたしまして500万円を計上いたしております。

次ページにつきましては、特別職の給与費明細書でございます。国民健康保険運営協議会委員さんの人数・報酬等を記載させていただいております。以上、国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)続いて、老人保健事業特別会計予算の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第20号平成22年度愛荘町老人保健事業特別会計予算についてご説明させていただきます。189ページをお開きいただきたいと思っております。

平成22年度愛荘町老人保健事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62万8,000円と定めるものとでございます。

本予算につきましては、平成20年度からの医療制度改革によりまして、老人保健法を解体し、高齢者の医療の確保に関する法律が施行されておりました。後期高齢者医療制度の創設に伴い、過誤納調整や医療給付費の精算など、2年間の事務処理期間によりまして平成22年度をもって廃止することから、対前年比89.2%減の予算規模を見込んだものとございます。

事項別明細でご説明いたしますので、194ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、歳入でございますが、支払基金交付金につきましては、医療費交付金28万5,000円、審査支払手数料交付金4,000円、合わせまして28万9,000円、国庫支出金につきましては、医療費負担金18万9,000円、県支出金につきましては、県負担金4万6,000円、繰入金といたしまして、一般会計繰入金9万7,000円、繰越金といたしまして1,000円。

次、196ページでございます。諸収入につきましては、延滞金・加算金それぞれ1,000円、合わせまして2,000円、預金利子1,000円、雑入につきましては、返納金小切手未払資金組入、雑入それぞれ1,000円、第三者給付金は廃目でございます。合わせまして3,000円を計上いたしております。

次に、歳出の説明をさせていただきます。198ページをお願いいたします。

総務費につきましては、一般管理費1,000円、医療諸費といたしまして、医療給付費50万円、医療費支給費6万9,000円、審査支払手数料4,000円、合わせまして57万3,000円でございます。

諸支出金につきましては、還付金・償還金・小切手未済償還金それぞれ1,000円、合わせまして3,000円、繰出金は、一般会計繰出金1,000円。

次に、200ページでございます。予備費といたしまして、5万円を計上させていただきました。以上、老人保健事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)続いて、後期高齢者医療事業特別会計予算の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)続きまして、議案第21号平成22年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明させていただきます。201ページをお開きいただきたいと思っております。

平成22年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,050万円と定めるものとでございます。

本予算につきましても、被保険者数2,229人を見込みまして、2年を1期とする第2期保険料率が改定されたものの、低所得者の保険料軽減措置などによりまして、対前年比2.6%減の予算規模を見込んだものとございます。

事項別明細書でご説明をさせていただきます。206ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございますが、保険料、後期高齢者医療保険料につきましては、滋賀県後期高齢者医療広域連合におきまして、第2期保険料率を所得割7.18%、均等割3万8,645円、1人当たりの平均保険料が5万6,103円、上昇率3.19%という保険料の改定によりまして、特別徴収保険料を8,342万1,000円、普通徴収保険料1,485万9,000円、合わせまして9,828万円を計上させていただきます。特別徴収の対象者は85%、普通徴収対象者は15%を見込んだものでございます。

使用料及び手数料につきましては1,000円、寄付金は、一般寄付金といたしまして1,000円、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、合わせまして3,205万4,000円、繰越金といたしまして1,000円、諸収入延滞金1,000円。

次に、208ページでございます。償還金および還付加算金といたしまして、保険料還付金15万円、還付加算金1万円、合わせまして16万円、預金利子1,000円、雑入といたしまして1,000円を計上いたしております。

次に、歳出に移らせていただきます。総務費につきましては、一般管理費107万1,000円、徴税费といたしまして43万6,000円。

次に210ページでございます。広域連合納付金につきましては、1億2,883万3,000円、諸支出金、償還金還付加算金といたしまして、保険料還付金15万円、還付加算金1万円、合わせまして16万円を計上させていただいております。

以上、後期高齢者医療事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)次に、下水道事業特別会計予算の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)それでは、議案第22号平成22年度愛荘町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書は、211ページをお開きください。

平成9年4月1日から順次供用開始を行ってまいりました下水道整備事業でございますけれども、21年度の普及率は、県下平均の85%に対しまして、当町の下水道普及率は98.7%となります。

平成22年度の歳入歳出予算の総額は12億1,947万4,000円、前年度当初予算に対しまして4億252万6,000円の減額、率にいたしまして24.8%とするものでございます。

減額理由の主なものといたしましては、下水道管敷設の面的整備事業が大きく減少していることと、それから、工事整備・面的整備の業務が、維持管理や徴収面の業務へのシフトに関わっていることと、それから2点目の減少理由といたしましては、借入償還額が計画的な繰上償還によりまして、借入償還の方が大きく減少方向になっていることが主な理由でございます。

それでは、217ページをお開きください。歳入の主なものだけをご説明申し上げます。

まず、歳入でございますけれども、分担金負担金、現年・滞納繰越分を計上しております。それから、手数料の使用料でございますけれども、これにつきましても現年・滞納繰越分合わせて2億円余りを見込んでおります。

次にページをお開きください。

国庫支出金に対しましては、公共下水道事業採択事業費を約3,000万円と見込んでおりますので、補助率2分の1でございますので、国庫補助1,500万円を見込んでおります。

次の他会計繰入金金は、一般会計からの繰入金でございまして、5億7,688万2,000円を予定しております。一般会計からの繰出金の計上につきましては、92ページのところに掲載しております。

次のページの繰越金および諸収入、預金利子につきましては、前年と同額を計上しております。

220ページをお開きください。雑入の欄で大きく増となっておりますのは、スマートインターチェンジの取付工事を現在進めておりますけれども、その着工に伴いまして、支障となります下水道管の敷設替工事が発生いたしますので、県からの受託分を800万円見込んでおります。特に、そこが大きく増となっております。

町債でございますけれども、公共事業へ充当してまいります公共ト水迫事業債、それから流域ト水迫事業に充当してまいります、負担金に充当してまいります流域下水道事業債、それから、次の資本費平準化債でございますけれども、下水道資産の償却年数と起債の償還年数が異なりますので、そこから生じます資本費の平準化に対しまして借入れをしていくものでございまして、2億3,300万円を見込んでおります。

歳入は以上のとおりでございます。

次に、歳出でございますけれども、221ページでございます。

総務費の一般管理費につきましては、職員3名分を計上しております。

それから、委託料の287万7,000円でございますけれども、これは21年度に整備いたしました下水道管、それから汚水枳など、約4kmにわたっての下水道台帳を更新していくものでございます。

次のページの維持管理費用でございますけれども、光熱水費214万2,000円を計上しておりますが、これにつきましては、下水道マンホールポンプの15ヵ所分の電気代を計上しております。

それから、委託料でございますけれども、同じく15ヵ所マンホールポンプの保守点検、それから毎年計画的に進めております約20kmの下水道管内部の調査および清掃業務に4,600万円を計上しております。ちなみに、これは10年間で一回りするというので、下水道延長約200kmございますので、琵琶湖一周の距離を町内に下水道管が張りめぐらされております。

負担金補助でございますけれども、彦根市松原地先の流域処理場の維持管理費にかかる負担金1億2,892万5,000円を計上しております。

次の223ページ、公共下水道事業費でございますけれども、職員手当・賃金につきましては、臨時職員1名分を計上しております。

委託料につきましては、新規の管路設計や下水道管の長寿命化に対します計画策定などの業務策定費用といたしまして2,400万円を計上しております。

工事請負費につきましては、前年度と比較いたしまして1億4,230万円減額でございますけれども、6,770万円を見込んでおりまして、施工場所につきましては、国道8号線中宿地先の面的整備および松尾寺地先におけますスマートインターチェンジ取り付け分にかかります県からの受託工事分を計上しております。

次のページでございます。224ページの流域下水道事業費の中の負担金でございますけれども、これは琵琶湖東北部、当町から長浜市に至ります3市4町の広域で進めております流域幹線の建設事業に対する負担金でございます。当初からの負担ルールに基づきまして、愛荘町の負担割合は7.87%でございます。

次の公債費でございますけれども、一時借入金を含めまして、元金と利子合わせて8億1,674万9,000円を計上しております。前年との比較は2億4,496万1,000円減額となるものでございます。これにつきましては、高い利率の起債の繰上償還によります抑制効果が反映されたものでございまして、これらの公債費用につきましては、国からの地方交付税で毎年度、補てん措置がなされることとなっております。

225ページの予備費につきましては、前年と同額の200万円を計上いたしております。

次の226ページからは、3人分の給与明細を掲載しております。

飛びまして230ページ、最後のページでございますけれども、地方債の平成20年度末、それから21年度末、それから22年度末におけます起債残高の状況を掲載しておりまして、22年度末の起債残高は115億2,678万7,000円を想定しております。

平成22年度愛荘町下水道事業特別会計予算の概要は、以上のとおりでございます。詳細説明につきましては、産業建設常任委員会におきましてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(辰己 保君)次に、介護保険事業特別会計予算の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)それでは、議案第23号平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計予算についてご

説明させていただきます。231ページをお開きいただきたいと思います。

説明に入ります前に、ご訂正を1ヵ所お願いしたいと思います。歳出予算の流用の第2条の(1)の各項に計上した保険給付の保健の健でございますが、健康の「健」ではなくして、ござと偏のいわゆる国民健康保険・介護保険の「険」の方に訂正をいただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計予算につきまして、次に定めるところによるということで、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億827万円と定めるものでございます。

第2条につきましては、歳出予算の流用を定めたものでございます。

本予算につきましても、第1号被保険者数4,036人、要介護認定者数635人を見込みまして、保険給付費等の増大によりますことで対前年比0.8%増の予算規模を見込んだものでございます。

事項別明細書になりますので、238ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、介護保険料につきましては、第1号被保険者保険料につきましては、1億7,060万5,000円を計上させていただきました。特別徴収対象者を95.6%、普通徴収の対象者を4.4%と見込んでございます。

使用料及び手数料につきましては、総務手数料1,000円、国庫支出金につきましては、介護給付費負担金につきましては1億7,253万9,000円、国庫補助金につきましては、調整交付金4,806万4,000円、地域支援事業交付金の介護予防事業につきましては70万8,000円、包括的支援事業の任意事業につきましては789万7,000円、合わせまして5,666万9,000円、支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金2億8,838万8,000円、地域支援事業支援交付金85万円、合わせまして2億8,923万8,000円を計上いたしております。

次に、240ページでございます。

県支出金につきましては、介護給付費負担金1億3,988万2,000円、県補助金につきましては、地域支援事業交付金の介護予防事業費といたしまして35万4,000円、包括的支援事業費の任意事業といたしまして394万9,000円、合わせまして約30万3,000円、財産収入につきましては、利子及び配当で7万1,000円、寄付金につきましては一般寄付金1,000円、繰入金といたしまして、介護給付費繰入金1億2,016万2,000円、その他一般会計繰入金といたしまして1,358万2,000円、地域支援事業繰入金介護予防事業35万4,000円。

次に移りまして、包括的支援事業の任意事業でございまして、1,433万円、合わせまして1億4,842万8,000円、基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金2,395万円、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金につきましては、平成21年度から介護報酬改定によります1号被保険者の保険料軽減分繰入金といたしまして257万6,000円、合わせまして2,652万6,000円を計上いたしております。

繰越金といたしましては2,000円、諸収入延滞金1,000円、預金利子1,000円。

次に244ページをお願いしたいと思います。雑入につきましては、第三者納付金返納金・雑入それぞれ1,000円、合わせまして3,000円を計上いたしております。

次に、歳出に移らせていただきます。

総務費につきましては、一般管理費214万6,000円、連合会負担金37万5,000円、合わせまして252万1,000円でございます。

次に、246ページをお願いいたします。徴税费の賦課徴収費といたしまして146万1,000円、認定審査会費295万4,000円、認定調査等費が608万6,000円、合わせまして904万円、運営協議会費といたしまして32万5,000円、趣旨普及費23万7,000円。

次に、248ページに移りまして、保険給付費でございまして、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費につきましては、サービス料の増加に伴いまして、対前年比10.2%増の3億9,385万円、特例居宅介護サービス給付費15万円、地域密着型介護サービス給付費につきましても、認知症対応型通所介護事業費所ならびに共同生活介護グル

ープホーム・小規模多機能型居宅介護事業所の整備に伴いまして、対前年比82.8%増の7,305万円、特例地域密着型介護サービス給付費15万円、施設介護サービス給付費につきましては、在宅サービスの充実に伴いまして、対前年比14.5%減の3億6,480万円、特例施設介護サービス給付費20万円、居宅介護福祉用具購入費110万円、居宅介護住宅改修費260万円、居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護認定者の増加に伴いまして、対前年比32.4%増の5,098万円、特例居宅介護サービス計画給付費につきましては2万円、介護サービス等諸費合わせまして8億8,690万円を計上いたしております。

介護予防サービス等諸費につきましては、介護予防サービス給付費2,606万円、特例介護予防サービス給付費4万円、地域密着型介護予防サービス給付費4万円。

次ページに移りまして、特例地域密着型介護予防サービス給付費4万円、介護予防福祉用具購入費17万円、介護予防住宅改修費120万円、介護予防サービス計画給付費349万円、特例介護予防サービス計画給付費1万円、介護予防サービス等諸費合わせまして3,105万円でございます。

高額介護サービス等費につきましては、高額介護サービス費1,200万円、高額介護サービス費1万円合わせまして1,201万円、高額医療合算介護サービス費といたしまして、高額医療合算介護サービス費50万円、高額医療合算介護予防サービス費4万円、合わせまして54万円を見込んでおります。

次に、252ページでございます。その他諸費といたしまして、審査支払手数料130万円、特定入所者介護サービス等費につきましては、特定入所者介護サービス費2,936万円、特例特定入所者介護サービス費4万円、特定入所者介護予防サービス費8万円、特例特定入所者介護予防サービス費1万円、特定入所者介護サービス等費合わせまして2,949万円。

地域支援事業の介護予防事業費といたしまして、介護予防特定高齢者施策事業244万5,000円、介護予防一般高齢者施策事業費が38万5,000円、合わせまして283万円。

次に、254ページでございます。包括的支援事業の任意事業につきましては、地域包括支援センター運営費でございます。2,037万7,000円、任意事業費が974万7,000円、合わせまして3,012万1,000円でございます。諸支出金、償還金および還付加算金といたしまして、第1号被保険者の保険料還付金6万円、第1号被保険者還付加算金1,000円、諸支出金合わせまして6万2,000円、基金積立金といたしまして、介護給付費準備基金積立金8万1,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金1,000円。

次ページに移りまして、基金積立金合わせまして8万2,000円、繰出金につきましては、他会計繰出金1,000円、予備費といたしまして30万円を計上させていただいております。

次のページにつきましては、特別職の給与費明細書でございます。介護認定審査委員、介護保険運営協議会委員さんなどの人数・報酬を掲載させていただいております。

258ページ以降につきましては、一般職の給与費明細書でありまして、給与費の状況を掲載いたしております。給料および職員手当等の増減につきましては、支給対象職員の変更伴います減でございます。以上、介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)各特別会計予算の説明を受け上程をされました。3月15日午後開催されます各常任委員会でご協議をいただくこととします。

お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、3月11日から3月18日までの8日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、3月11日から3月18日までの8日間、休会することに決定しました。

よって、再開は3月19日(金)午前11時からです。ご苦労さまでした。



## ■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)

## 平成22年3月愛荘町議会定例会

2日目(平成22年3月19日)

開会:午後1時00分 延会:午後5時45分

### 議会日程

日程第 1 一般質問

### 本日の会議に付した事件

日程第1 議事日程に同じ

### 出席議員(16名)

- 1番 徳田文治
- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 4番 吉岡あみ子
- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一
- 7番 伊谷正昭
- 8番 瀧 すみ江
- 9番 小杉和子
- 10番 西澤久仁雄
- 11番 外川善正
- 12番 村木嘉博
- 13番 竹中秀夫
- 14番 高橋正夫
- 15番 本田秀樹
- 16番 辰己 保

### 欠席議員(0名)

なし

### ◎開議の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、こんにはい。

議員各位におかれましては、午前中、4小学校での卒業証書授与式に、ご苦労さまでございました。これより、平成22年3月愛荘町議会定例会2日目を行います。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日は手話サークルの方および手話通訳の方が入っておられますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

### ◎一般質問

○議長(辰己 保君)日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇吉岡あみ子君

○議長(辰己 保君)4番、吉岡あみ子議員。

〔4番吉岡あみ子君登壇〕

○4番(吉岡あみ子君)4番、吉岡あみ子でございます。更なる愛荘町の飛躍へ二期目に臨まれる村西町政の抱負について、お尋ねいたします。

平成の大合併と称せられました市町村合併が行われ、本町におきましても早や4力年が経ち、名実ともに愛荘町として風格が備わってきた感じがしますが、ほかの自治体に比べ悲観しているものではありませんが、活力性や安心・安全性、健全性など、愛荘町ならではの個性など、まだ実感できないのが実情でございます。地方分権の時代を迎え、地域間競争に負けないまちづくりをめざすためには、地域が個性を磨き合い、町民一人ひとりが知恵を出し合い、愛荘町独自の個性豊かなまちづくりを実現しなくてはならないと思っております。

そうした観点から、そのためのリーダーシップをとるのは、二期目に臨まれる村西町長の手腕にかかっていることは言うまでもありませんが、町行政の推進母体となる職員、そして私ども議員であります、それぞれが切磋琢磨し、高い能力を身につけ、そしてやる気を持って、いかに町民に行政サービスを提供できるか、愛荘町の行方は行政マンの資質の高さにかかっていると言っても、決して過言ではないと思っております。つまり、優秀な企業には優秀な人材が機能しているからで、自治体におきましても同様に、地方の時代を担うにふさわしい行政体質の向上が不可欠であります。

村西町長が町長選を前に後援会づくりで発行されました資料等を拝見いたしました。その中で、1期目で達成されました7項目にわたる実績と、今後のまちづくりの抱負が掲載され、その選挙結果からこれまでの実績と今後のマニフェストが高く評価されたものだと思っております。

ここに、村西町長の選挙前の抱負を列挙してみますと、争点といたしまして、みんなの税金を無駄にしないまち、み

んなでつくる協働のまち、子どもを育てるなら愛荘町でといわれるまち、インターチェンジで元気も夢も広がるまち、環境や文化の豊かな生きがいのあるまち、このまちに住んでよかった安心のまち、そして、基本スタンスとしての10項目を公約されているわけですが、一体、具体的な施策としてどのような計画を展開されようとされておられるのか。例えば、着工が確定しました湖東三山インターチェンジにいたしましても、国道8号線からのアクセス道路はどうか、インター周辺地域の活性化策は、企業誘致はどのように行うのか、観光面はどうか、その予算の確保はどうかなど、住民に見える形で具体策が必要と思いますので、お尋ねいたします。

また、政治の中核になっている地球温暖化への対策として、自らが排出する温室効果ガス抑制のための措置のなどの具体策、また、給食センター建設を見据えた地域の農業振興に関連する地産地消の推進と住民の健康を図る食育の増進、景気低迷での雇用の創出事業、あるいは、医療・福祉の体制づくりや子育て支援としての待機児童の解消をめざすための保育所の増設なども、住民の高い要望があるだけに、これらを視野に入れた今後の具体的な計画をお尋ねいたします。

とにかく、今日、地方自治体は既に「運営」の時代から「経営」の時代へと移っております。基本的に自分たちのまちのことは自分たちで決定し、自分たちの負担で賄うと。このためには、どのようにして税収を増やし、どのようにして固定的経費を削減し、町民の求める必要な事業を最小限の経費で、また最大の効果が達成できるよう努力する必要があります。国や県の打ち出すあらゆる制度予算の活用をフルに活かし、町予算の財源に取り組むことも重要であります。特にこれらは町長の手腕にかかろうと大であり、村西町政の2期目の住民の期待が一身に集まっていることを申し上げ、私は、それぞれの質問にお答えいただきますようお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)それでは、ただいま吉岡議員さんの方からご質問いただきました2期目の村西町政についてのご質問に、お答えをさせていただきます。

ただいま議員から、「町行政の推進母体となる職員が互いに切磋琢磨し、高い能力を身につけ、やる気を持って行政サービスを提供できるためには、行政マンの資質にかかっている。優秀な企業には優秀な人材が機能しているからで、地方の時代にふさわしい行政体質の向上が不可欠である。」と述べられましたことに対し、私も全くそのとおりだと、改めて感じた次第でございます。これからの愛荘町を担ってくれる職員を育てるため、精一杯がんばりたいと思っております。

4月からの新体制の中で、人事の交流、他団体への職員派遣、また大学院への社会人派遣などを予定いたしております、そこで新しい発見や経験を積んでもらおうと考えているところであります。

さて、2期目の町政を担当させていただくにあたりまして、今般の町長選挙中、町民の皆さんに訴えてまいりました基本的なスタンスやまちづくりの基本方針については、10日の議会開会の際に私の所信を述べさせていただいたところであります。ただいまのご質問は、それらの方針の具体的な施策についてお聞きいただいたものと解し、お答えをさせていただきます。

まず、国道8号線からのインターチェンジまでのアクセス道路につきましては、愛荘町の東西の中軸を貫く最も重要な道路であります。2期目の重要な取り組みの柱として、この道路を国・県に働き掛けてまいりたいと考えております。まずは、定住自立圏構想の中で、関連の基金を活用し、ルート選定調査を進めることといたしております、この道路を県道のバイパスとしてアクションプログラムに位置づけられるように、最大限の努力をしていきたいと思っております。

次に、インターチェンジを活かした活性化策につきましては、いろいろな夢が描けるもので、企業誘致、観光、地場産業、新しい農業政策など大きな展開が望め、行政だけで議論しているのはもったいない課題でございます。今後、企業、農業等の産業界、また観光、次世代を担う若い人や子どもも含めた、夢と希望を提案いただき、みんなで語り合いたいと思っています。これらをベースに、インターチェンジ、町有地の活用策を含め、周辺整備計画を策定したいと考えております。

次に、地球温暖化対策につきましては、テーマがかなり大きすぎて、一人ひとりの問題になりにくいところでありますけれども、本当はこの問題は私たち人間や地球上の生物の生存にかかわる重大な課題であることを、住民の皆さんにも知っていただく努力を重ねていきたいと思っています。町では、町環境基本計画また町の地球温暖化防止実行計画をベースに、できることから地道に取り組む必要があると考えております。そのため、太陽光発電の導入、生ごみのバイオ化、車から自転車への利用の促進策、また、雨水利用などの促進策を検討したいと考えております。また、行政自身も率先して取り組むため、電気自動車の導入、給食センターの調理や食べ残し残渣のコンポスト化、室内外の照明のLED化、あるいは植樹などを進めてまいりたいと考えております。

次に、地産地消・食育の推進につきましては、この地域、広大な優良農地と豊富な人材を有しております。これらの豊富な資源を活用し、ここでとれた安全で新鮮な野菜を提供できる即売所を、JAの方策と連携しながら実現をしていきたいと思っています。

また、給食センターの食材のつきましても、広域連携のシステムで提供し合えるよう、取り組みたいと考えておまして、農家にとっても野菜づくりと健康づくりの一石二鳥で、やりがいのある、楽しみのある農業をめざしていきたいと思っています。

雇用の創出につきましては、当面、緊急雇用等の国の政策を積極的に活用するとともに、基本的には企業立地を促進することが大事かと思っています。

次に、医療・福祉や子育て支援につきましては、保健師や保育士の充実を図るとともに、「子育てするなら愛のまち愛荘で」のキャッチフレーズに負けないよう、安心して子育てしていただけるまちをめざします。

なお、昨年7月に開設いたしました「子育て支援センターあいっ子」は、大変好評でございまして、つい先日15日でございますが、利用者1万人達成のセレモニーをさせていただくことができました。

また、待機児童が出ないよう、保育所の入所定員の拡大運用や、保育時間の延長を実施してまいりたいと考えております。

財政運営につきましては、先般いただきました行財政改革委員会の答申を尊重し、歳入に見合った歳出を基調とし、年度別の中期財政計画であります5カ年のローリング計画の見直し、また各種補助金制度の見直しなどに取り組んでまいりたいと考えております。今後とも変わらぬご支援のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)4番、吉岡君

○4番(吉岡久ミ子君)4番、吉岡でございます。ただいま町長の考えを聞かせていただきまして、先ほども述べましたが、国道8号線からのアクセス道路なり、またインター周辺地域の活性化対策、また給食センターを見据えた地産地消の問題とか、そしてまた子育て支援の待機児童の解消とか、いろいろそういう問題が山積しておりますので、2期目に入りまして本腰を入れて、今までの体制で引き続き実現に向けてやっていただきたいと考えます。以上です。

◇瀧すみ江君

○議長(辰己 保君)次に、8番、瀧すみ江君。

[8番瀧すみ江君登壇]

○13番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。一般質問を行います。

まずはじめに、新学校給食センターについて質問します。昨年の12月議会で私は、調理業務を民間委託する場合、栄養士さんが調理員に直接指示する、自治体が食材を提供するなど、自治体が給食について責任を持つと努力すればするほど、法に照らして偽装請負にならざるを得ないという矛盾があることを訴え、「新給食センターの調理業務委託化と偽装請負の関係、また、すべてを委託化されることを検討されているのなら、教育関係者や行政の考えも伝わらない状況の中で教育となり得るのか、行政の掲げた新給食センターの目標『食育重視』『地産地消』『安全な給食』などの実践ができるのか」について質問しました。

これに対して教育次長が、「学校給食センターでの食育については、各学校の実践活動をもとに、子どもたちの成長期に必要な栄養バランスを考えた給食の提供、食に関する理解や関心をさらに高め、食生活を改善し、豊かな人間形成のために寄与する意義が教材として位置づけ、給食センターの整備にあたっては、食育の重要性を認識したセンターの施設整備に取り組みたい。委託にあたっては、受託業者に対しては、その業務が教育の一環として行われる学校給食であることを認識し、保健衛生には万全の注意を払い、常に誠意を持って業務を遂行することを基本原則に掲げるよう予定をしている。運営については、調理と配送、献立の内容や施設にかかる運営などについても委託化を検討中である」と答弁されていますが、委託業者と町に配置されている栄養士さんの関係をどう考えているのか。偽装請負との関係をどう考えているのかという私の質問に対しては、何も答えていません。ですから、再度このことについて答弁を求めます。

次に、旧愛知郡役所庁舎について質問します。これについても昨年の12月議会で取り上げたところですが、政策調整室長が8月末日、町長と当時のJA東びわこ理事長と面談させていただいた際、理事長は、「旧愛知郡役所用地への愛知川地区の支店統合については、保存団体も活発に活動されており、また、直売所を併設しようとする、あの土地では狭小のこともあり、諦めようとも思っていると発言されている。JA東びわこにあっては、10月30日から役員が交代されており、本件について12月中に新役員の方々と面談し、現在の考え方について再確認させていただく予定である。来年度の賃借については、引き続きJAに要望していきたい」と答弁されています。その後のJAとの話し合いの経過について、答弁を求めます。

次に、後期高齢者医療制度について質問します。2月28日付け新聞赤旗日刊紙に、次のような内容の記事が掲載されていました。「4月に改定される後期高齢者医療制度の保険料について、少なくとも20都道府県で引き上げが予定されていることが、本紙の集計で27日までわかった。後期高齢者医療制度の保険料は2年ごとに改定され、医療費と75歳以上の人口増加に伴って、際限なく上がる仕組み。政府は、何も手立ても講じなければ全国平均で14%程度上がると説明し、制度を運営する各都道府県の広域連合に対して、2008～2009年度の保険財政収支の余剰金や保険料収納額の不足などに備えた財政安定化基金を使って値上げを抑制するよう呼びかけると同時に、さらなる抑制のために国庫補助を行うことを検討すると、昨年10月に事務連絡をしていましたが、これを反故にして政府が国庫補助を行わなかったため、余剰金などを使って保険料が大幅に上がる都道府県が続出している。既に重い保険料負担のため、保険料を滞納して保険証を取り上げられ、有効期限を縮めた短期保険証を発行された全国の高齢者は、2009年10月1日の時点で2万8,203人に上っている。短期保険証の期限が切れて、次の保険証が交付されなければ無保険状態になり、医療を受ける権利の侵害につながっている。他方で、15県の広域連合が保険料を据え置き、8県の広域連合は引き下げを決めた」というものです。

同時に、各都道府県の2010年度の後期高齢者医療保険料の表が掲載されていますが、赤旗日刊紙によると、滋賀県の年間の1人当たりの平均の保険料の推定値は、1,734円増の5万6,103円で、3.2%増とされています。後期高齢者医療の運営は、滋賀県全体の広域連合で行われていますので、町がすることは事務事業のみで、肝心なことは町とは関係なく別のところで決められてしまいます。

1点目に、保険料値上げにおける経過と内容について、広域連合に代表として参画している副町長の説明を求めますが、答弁をお願いします。

担当課にお聞きしたところでは、長期滞納者はいないので短期被保険者証・資格証明書の発行はしていないとのことでした。今後も高齢者の健康と命を守るために、機械的な対応ではなく、きめ細かな対応を求めるとともに、短期被保険者証・資格証明書の発行はしないことを求めますが、答弁をお願いします。

最後に、地域交通サービスについて質問します。私は、以前からまた町議選を通じて、巡回バスを運行してほしいとの声を町民の方からお聞きしているところです。今まで8回にわたって開催された愛荘町地域交通サービス検討委員会は、3月4日をもって最終のまとめをされました。私は、その大部分を傍聴させていただきました。会議がたび重なる途中で、湖東定住自立圏の影響を受けざるを得なかったことを感じました。

行政は、湖東定住自立圏推進本部の公共交通ネットワーク部会の話し合いを進める中で、彦根のデマンドタクシー方式を取り入れようとしています。デマンドタクシーは乗り合いタクシーですが、彦根で行われている内容として、「あらかじめ利用者登録が必要」、「遅くとも乗車予定時間の1時間前までに予約をする」、「予約する場合、登録番号・名前・乗車区間・人数・便名・乗車予定時間・帰りの予約を言う」、「土日・祝日・12月29日～1月3日は運休」、「完全予約制なので、予約のない便は運行しない」、「料金は、区域内500円、区域を出ると1,000円、1,500円になる。往復で料金は倍化する」などです。

この内容から考えると、乗車するまでの手続きが複雑で料金も割高と感じ、必要とされる方々が気軽に使うことは難しいのではないかと考えます。彦根の方式をそのまま取り入れるのではなく、愛荘町に合った、町民が利用しやすい地域交通サービスを検討していただくことを求めますが、答弁をお願いします、終わります。

○議長(辰己 保君)副町長。

#### 〔副町長宇野一雄君登壇〕

○副町長(宇野一雄君)それでは、瀧議員の「後期高齢者医療制度について」の2点のご質問のうち、「保険料値上げにおける経過と内容」についてお答えをいたします。

国民皆保険を堅持し、将来にわたり安心して安全な質の高い医療を受けられるよう、平成20年度からの医療制度改革により後期高齢者医療制度が導入されました。

しかし、昨年の政権交代により、国では現行の後期高齢者医療制度は平成24年度をもって廃止し、現行制度に代わる新たな制度を構築するために、昨年11月に「高齢者医療制度改革会議」が設置され、これまで4回の会議が開かれ議論がなされているところであります。

滋賀県広域連合では、新制度移行まで継続する現行制度の保険料の改定につきましては、被保険者の負担増を最大限に軽減すべく、国において十分な財源を確保し抑制措置を行うことや、今年度限りとされております保険料軽減措置についても継続実施し、その財源は全額国において負担することを盛り込んだ要望書を、昨年10月に全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ国へ提出したところでございます。

一方、国においては、平成22年・23年度分の2年を1期とする第2期保険料率を算定するにあたり、第1期保険料の剰余金の活用や、県が管理いたします財政安定化基金の取り崩しにより、保険料の抑制を行うよう通達を出しております。

その保険料の算定にあたりましては、第1期の実績を踏まえながら、第2期の医療費や被保険者数の伸び、健康診査費や葬祭費の必要経費を精査いたしますとともに、給付費の算定期間が23ヵ月から24ヵ月になったことなどによりまして、現行の保険料に加え、被保険者1人当たりの保険料は、全国ベースで14.2%の増加となるとされております。

本県におさましては、現行の保険料に比べ、保険者1人当たりの保険料は約12%の上昇が見込まれますことから、可能な限り被保険者の保険料負担の軽減を図ることを前提とし議論を重ねてまいりまして、2つの軽減措置を講じて算定されたところであります。

まず1つ目は、第1期の医療費が当初の見込みより4%程度下がりますことから、第1期保険料に剰余金が見込まれ、剰余金とともに医療給付の運用益との合計額9億7,000万円を繰り入れることで、約4.7%の軽減を図ることとなりました。

2つ目といたしましては、県に設置されております財政安定化基金を活用することとし、滋賀県知事に対し要請を行い、その結果、財政安定化基金から保険料賦課総額の3%を留保して、残りの全額8億1,000万円を繰り入れることにより、約4%の軽減が図られたところであります。

また、滋賀県では、審査支払手数料については、第1期に引き続き市町負担とすることにより、保険料の軽減が図られたところであります。

これらをもとに、第2期保険料が算定され、所得割率は6.85%から7.18%、均等割額は3万8,175円から3万8,645円となり、3.19%まで軽減することができます。

また、平成22年度においても、被保険者均等割額が7割軽減となる方に対して8.5割軽減とし、被用者保険の被扶養者であった被保険者の9割軽減の措置も、引き続き講じることとされたところであります。

これらにつきまして、去る2月17日開会されました滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会において、滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が可決されたところであります。現在の後期高齢者医療制度は、10年の長きにわたる議論の末に施行されたところでありまして、今後、新制度の枠組みなど、夏ごろまでには中間とりまとめ、年末には最終とりまとめがなされ、翌年の通常国会には法案を提出するとの方向が示されております。新たな高齢者医療制度の構築にあたりましては、財源も含め、国民の納得が得られるよう十分な議論を行っていただくことが必要であると思っております。

いずれにいたしましても、医療・介護・年金は、高齢者の皆さまが安心して暮らしていただくためのセーフティネットとしての役割を担う重要な社会保障制度であると認識いたしており、将来を見据えた安定した医療制度となるよう、県ならびに県広域連合と連携を図りながら、国に対して意見を述べてまいりますとともに、国の動きを注視していきたいと考えております。また、現行制度が継続される限り、広域連合議会議員として安定運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長(辰己 保君)政策調整室長。

〔政策調整室長村西作雄君登壇〕

○政策調整室長(村西作雄君)それでは、私からは、お尋ねのありました旧愛知郡役所庁舎と地域交通サービスについて、お答えをしたいと思います。

まず、旧愛知郡役所庁舎の件でございますが、旧愛知郡役所の保存活用に関わる話し合い経過であります。昨年12月と本年3月早々に、JA東びわこ話し合いを持たせていただいております。

その結果であります。遅くとも平成24年4月に統合した愛知川支店を開設とのJA東びわこ支店統合計画からすると、本年9月、遅くとも12月には支店用地を決定、その後、登記等を経て、平成23年度には建築設計、工事着手が必要のことです。

次に、支店適地としてJAの条件に合致する旧郡役所用地に代わる代替地が遅くとも12月までに決定できない場合は、現所有地すなわち旧郡役所用地で支店開設したいとの考えであります。

また、仮に代替地が所有できても、JAとして旧郡役所用地とダブルで保有することはできず、この用地は、一括払い、公開払いを求めず、売却をスムーズに条件のペースであります。

いずれにいたしましても、旧郡役所にかかる町との賃貸契約は、本年9月、長くとも12月までと承知しております。次に、地域交通サービスについてお答えをいたします。町内ではコミュニティバス路線の角能線・蚊野線沿線をまとめ、近江鉄道愛知川駅近隣以外に多くの公共交通空白地域が存じ、昨年2月から8回にわたり検討いただいた町地域交通サービス検討委員会でも、その交通空白地域をなくすことが先決であるとの議論をいただいていたところでもあります。

加えて、昨年締結しました湖東定住自立圏形成協定にも地域公共交通ネットワークの構築を位置づけ、特に本町のように1町では完結できない地域生活交通の確保を、圏域全体で検討してきたところでもあります。

このため、先行して実施されておりました彦根市の公共交通総合連携計画に基づくデマンド型乗合タクシーの運行を、連携計画自体を圏域計画として拡大する中で、早ければ今夏にも町内中心の2路線を設定し、平成23年度中までの実証運行、いわゆる試行運行を行う中で、町内交通空白地域からも公共施設やスーパー等へ移動できる町内循環機能と、圏域で計画するメリットを活かし、豊郷病院やJR稲枝駅など広域移動機能を併せ持ったものにしていきたいと考えているところであります。

デマンド型タクシーは、段階的な定額運賃で運行し、決まった場所から決まった路線を決まった時刻に運行する点では、路線バスのようなサービスではありますが、客待ちのタクシー車両を使うため、あらかじめ車両を準備することなく、予約がない場合は運行しないことや、予約受付はタクシー事業者の予約オペレーターが兼務することで、車両を新たに購入する初期投資と運行経費の両方が縮減できることとなります。

基本的には、利便性や料金もドアツードアの一般タクシーと路線バスのちょうど中間の制度と考えていただきたく、その中で、彦根市で実施されてきた現システムの検証を行い、デマンドタクシーのシステムは守りながら、可能な限り住民の皆さんが移動しやすいものにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)住民課長。

〔住民課長辻善嗣君登壇〕

○住民課長(辻善嗣君)それでは、審議員のご質問のうち、後期高齢者医療に関しまして「短期被保険者証・資格証明書の発行をしないことを求める」についてお答えをいたします。

後期高齢者医療短期被保険者証および被保険者証資格証明書の発行につきましては、滋賀県下統一の運用を図っているところでございます。

愛荘町におきましては、平成20年度の決算の時点での保険料収納率は99.77%で、21万2,000円余りの滞納を次年度へ繰り越しいたしました。その後、被保険者皆さんのご理解をいただきまして、現在は100%となっているものでございます。

また、21年度におきましては、2月17日現在、滋賀県の平均収納率99.12%に対しまして、愛荘町は99.73%であり、保険料納付が遅れている方に対しましては、電話による連絡や訪問徴収をさせていただいております。現在では、短期被保険者証および被保険者資格証明書の交付対象者はおられないという状況でございます。

こうした中、昨年10月に厚生労働省から、「現内閣においては、資格証明書は原則として交付しないこととする」との通知が出されましたけれども、保険料負担の公平性を担保とする観点から、特別な事情がないにもかかわらず保険料を滞納している方など悪質な滞納者が発生した場合には、短期被保険者証および被保険者資格証明書の交付は必要であると考えております。

医療機関への受診機会が多い高齢者の身体的な特性に鑑みまして、一律、機械的な行動は行わず、生活実態を十分に把握したうえで、高齢者の受診機会を損ねることがないように、引き続ききめ細かな対応を考えておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いたします。



○議長(辰己 保君)教育次長。

〔教育次長辻孝志君登壇〕

○教育次長(辻孝志君)瀧議員のご質問にお答えいたします。

昨年の6月・12月議会で答弁させていただいたとおり、学校給食センターにおける食育につきましては、各学校の実践活動をもとに、子どもたちの成長期に必要な栄養バランスを考えた給食の提供、食に関する理解や関心をさらに高め、食生活を改善し、豊かな人間形成のために寄与する生きた教材として位置づけ、給食センターの整備にあっても、食育の重要性を認識したセンターの施設整備に取り組むたいと答弁をさせていただいております。

また、委託にあっても、受託者に対しては、その業務が教育の一環として行われる学校給食であることを認識し、保健衛生には万全の注意を払い、常に誠意を持って業務を遂行することを基本原則に掲げるよう予定していると答弁させていただきました。

調理と配送、献立の内容や施設にかかる運営等につきましても、委託化を検討中と答弁いたしておりますが、その業務について、偽装請負にあたらないのかとの部分につきましては、業務を委託する企業の職員に対して直接指示し業務を遂行させることは、確かに偽装請負となります。このことから、業務の委託にあたりましては、学校栄養職員の指示が委託先の従業員に企業から直接伝わるような契約締結や、委託業者との緊密な協議のもと、偽装請負とならないよう十分検討をまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。再質問を行います。私が質問した順番に行いたいと思います。今、答弁をいただきました給食センターについて、まず再質問します。

今の答弁ですと、ほとんど今までの答弁と変わらず、本当にこれは聞いたことが答えられていないと思うのですけれども、直接栄養士さんなりが調理をする業務員の方に指示をすると偽装請負になるので、その企業主の方に伝えてということと言われたわけですが、それが偽装請負に、そうしたらならないということと言われたわけですが、そういうことをして、私が言いたいのは、これが本当の教育の理念にかなった業務につながるのかどうかということです。

一昨日ですが、17日に開かれた衆議院文部科学委員会での出来事をお話します。審議の様子をお話します。日本共産党の宮本岳志議員は、学校給食の調理業務の民間委託に伴う偽装請負の問題を明らかにし、委託化はやめるべきだと求めました。給食調理業務を外部委託している公立の小中学校の割合は年々増え、2008年では25.5%、7,610校に達しています。宮本氏は、外部委託のものでは、よりよい給食を提供しようとすればするほど、学校の栄養士と委託業者の調理員との詳細な打ち合わせが必要となるが、その場合、発注者が請負事業主の労働者を指揮命令したことになるなり、偽装請負に当たることを指摘しました。

埼玉県の高ヶ谷市では、昨年10月、調理業務の委託が偽装請負とされて、労働局の是正指導が入った際に、労使が衛生管理や調理などを受託事業者に丸投げしてしまったと告発しました。宮本氏は、結局、民間委託は給食調理業務の実情にそぐわないということであり、外部委託そのものをやめるべきだと指摘しました。学校給食法でも学校給食の充実や食育の推進を掲げていると述べ、法の趣旨に沿った対応を求めました。川端達夫文科相は、行革でいろいろな施策が取り入れられているが、少なくとも学校給食の役割を損ねてまで合理化することは本末転倒だと述べました。

これをお聞きになって、どのようなことを感じていただいたでしょうか。私が3回の一般質問を通じて訴えてきたことが国会の場でも論議され、民間委託は、給食調理業務の実情にそぐわないということが明らかになり、川端文科相も、

学校給食の役割を損ねてまで合理化することは本末転倒だと答えているのです。それなのに、このような答弁しか返ってこないということはどういうことなのでしょう。こういうことで調理を民間委託して、教育実践ができるということと言われるのかどうか。このことについて、答弁をお願いしたいと思います。教育の理念を失って給食センターをつくらうとしているとしか思えませんので、このことについて見解を求めておきます。

平成19年8月に出された愛荘町学校給食のあり方についての提言中、まとめのところに、給食の管理運営については、法の主体性を失わない方法とし、一部民間に委託する方法など効率的な運営をするとされています。この内容を尊重されるのなら、調理献立などを民間委託するなどとは言えないはずですが。先ほどのように、学校の栄養職員の指示を企業主の方にする、とりまとめて指示を行うような、そんなことできめ細かい給食ができるのでしょうか。今言われたような答弁で、言われたような状態で、法の主体性がどこに発揮されるのでしょうか。そこにあるのは、教育の理念を亡くした給食工場でしかないと思います。新給食センターの立派の施設ができて、中身が伴わなければ、充実した教育施設にはなり得ません。小さいものを統一して大きな給食センターにするのですから、それだけでも効率化となり、教育力が低下するのです。今、秦荘の両小学校で行われている自校式給食のよさを残すことが重要な課題です。ならびに食育・地産地消の充実も、直営でなければ実践することができません。この提言の中で、一部民間に委託する方法とは、配送業務のことを指しているのではないのでしょうか。これについても答弁をお願いします。町民の皆さんがご苦労いただいてとりまとめられた提言、これを尊重されるよう求めます。

ならびに、私は、9月議会の再質問で、湖南省市では直営で行われている学校給食の調理を委託化する計画があったが、市が食材を提供し、市の施設で県の栄養士が業者に指揮命令する行為は偽装請負に該当する可能性があるとして、滋賀労働局の見解が出されたので、民間委託が法に抵触しないという確信のもとで移行していきたいとして、調理業務の民間委託が見送られたことを示しました。その時、教育次長は、湖南省市の例については、再度私の方でも再確認させていただきたいと答弁されました。また、12月議会では、町長がどこまでが偽装になるのか、法に抵触しないことをやらないといけないので考えたいと答弁されました。教育次長におかれましては、9月議会にこのような答弁をし、12月議会にも同じ質問内容を提出しているわけですから、既に確認をいただいているものと思います。再確認して、どのようなことがわかったのかについて答弁をお願いします。

いずれにしても、こんなやり方をしていたら、本当に教育にも何もなりません。本当に教育の理念を追求するのであれば、子どもたちのためにいったい何が必要なのか、このようなことを考えていただきたいと思います。

では、次に旧愛知郡役所庁舎について再質問します。今、答弁にありましたが、去年の8月に町長と当時のJA東びわこ理事長と面談した時のお考えとは、差が出てきているというふうに感じました。しかし、やはり今、本当に直近の課題となっております。そして、将来に悔いを残さない選択が今必要です。

その選択とは、旧愛知郡役所庁舎を現地保存し、愛荘町の持ち物にすることを表明することです。現地保存でなければ芸術的価値が損なわれ、将来に悔いを残すこととなります。県下で唯一残っている郡役所の存在は、愛荘町の誇りです。現地保存し、愛荘町の持ち物にすることについて、町長の明確な答弁を求めます。

12月議会以後も、保存運動の団体の方々は活発に運動されています。心ばえの会の方々から町民の方々に協力を呼びかけて、町内各所に「蘇れ旧愛知郡役所」、また「旧愛知郡役所を残しましょう」という旗がなびいています。保存運動に賛同する署名も、1万2,000人を超えたとのこと。ここに旧愛知郡役所庁舎があることによって、多くの人々が自主的に懸命に保存運動に打ち込んでいることは、愛荘町の総合計画にある「まちじゅうミュージアム構想」の価値ある実践であり、愛荘町の誇りとなるものです。郡役所を現地保存させることができれば、活用においてもこのような人々のパワーがさらに花開くものと、私は確信しています。

行政は、これまで課題別の町の検討委員会を町民参画で立ち上げ、協議してきました。郡役所の保存活用についても町の検討機関を立ち上げて、保存活用に向けて活動しているの方々に参画していただき、財政問題・活用問題など

について、行政・町民が同じテーブルの上で協議し、今後の活路を見い出していただくことを求めますので、答弁をお願いします。

最後ですが、地域交通サービスについて再質問します。私は、町民の立場に立てば、やはり巡回バスが一番使い勝手がよいという考えを持っています。巡回バスの方が町外からの観光客も使えたり、登録・予約が要らないので、急に乗りたい時や降りたい時にすぐに間に合います。大きなバスでなくても、10人乗り以下のワゴン車でかまわないと考えています。

ここで、圏域で話し合いをしているわけですが、彦根以外の町、愛荘町以外と言えば犬上3町です。その犬上3町は、それぞれデマンドタクシーの運行について、どんな考え方を示しているかについて答弁をお願いします。

先ほども質問で申し上げました愛荘町地域交通サービス検討委員会が出された愛荘町地域交通サービスの方向性は、きめ細かな路線を少ない経費で描ける乗り合いタクシーなどのデマンド型交通サービスを先行的に導入し、庁舎やスーパー・健康プールなどの町内施設へつなぐ循環機能と、総合病院やJR駅などにつなぐ広域移動の手段を早急に充実すべきであるとされています。

来年の夏と言われましたか、デマンドタクシーの実証運行をされるということをお聞きしましたし、この間もお聞きしたわけですが、この方向性を尊重して、全町民が歩いて行ける距離に要所要所にきめ細かく停留場を設けることを求めます。

このデマンドタクシーの運行ということを言われているので、その運行においても、やはり彦根と同じ料金ということになれば、少なくとも町内全域は1回500円、往復1,000円もの費用がかかります。年金暮らしの高齢者にとっては大きな負担となり、気軽に利用できません。

福井県福井市では、運賃1回200円で、2ルート合わせ年間1万人が利用しているそうです。これはデマンドタクシーの話です。米原市は大人300円、東近江市は200円です。近隣を見ても、1回に最低500円かかるのは彦根だけです。

私は、町内の車を運転しない方々に、町内1回500円に対するご意見をお聞きしました。その返答は、往復で1,000円かかったら生活できない、利用できない、1回200円だったら利用したいといただいています。これは、行政が行う町民サービスですから、たくさんの方が利用できるように、町民が利用しやすい方法を考えるべきです。今までは行きたいところに自由に行けなかったけれども、これができて助かりますという喜びの声が聞けるサービスを考えるのは、行政の責務だと思います。ですから、年金暮らしの高齢者が気軽に使えるなど、町民が利用しやすい1回200円の金額設定にすることを求めますが、答弁をお願いします。

実証運行した結果をもって町民の方にアンケートなどもしていただき、利用度なども確認していただき、その結果をもって巡回バスも視野に入れて、町民がさらに使いやすい交通サービスを検討していただくことを求めますが、答弁をお願いします。これで再質問を終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、私の方から、町長にご質問をいただいたところ辺を中心に私の思いを述べさせていただきます。

まず、郡役所については、現状保存を望むということをおっしゃったところでございますけれども、この歴史を調べますと、平成13年に、旧愛知川町時代に保存問題が浮上しまして、専門家を入れて、これの歴史的価値とか建物の構造とか、そういったものについて詳細な調査がなされております。

当時、旧愛知川町におかれましては、この建物の保存を真剣に議論された形跡がありまして、その時は、これを移転して豊満の町宮住宅跡地とか、あるいは遊学の里とかに移転をしようという考え方があったというのはまきっちり残っているわけですが、それから10年近く経った現時点では、我々も、合併後の課題について多くの皆さん方から保存論が出てまいりました。真剣に両町長(村西俊雄君)と(辰己 保君)とで話し合っている検討はいたしておりますけれども、現時点で一応お

件調り直しをいたしました。長期は安全をいかに保つていけるかというのを、いついつ決断をいたしましたという中で、現時点でこれを改築移転することは現実的ではありません。特に、経費がめちゃくちゃかかるというのが1つはあります。あれを解体して、また元通り場所を変えてやるというのは莫大な費用がかかる。これも非常に、老朽化も進んでいるということで特に難しい。ただ、曳き家ということも真剣に我々業者も入れて考えたことがございます。曳き家にすれば確かに経費は安くつくのですが、交通の問題とか、その間の営業されている商店への影響とか、あるいは場所の問題も含めて、これも大変困難でありました。

こういったことから考えますと、これを保存するかしないかの問題がもちろんあるわけですが、私としては、現地で長年親しんでこられた住民の皆さんの思いや、そういったことを、あそこの場所がやはり歴史的に大事なかなというふうなことで、保存するのなら現地しかないというふうに今考えているところであります。

この問題につきましては、あと森議員からもご質問がありまして、森議員のご質問は通告いただいておりますので、私の答弁を詳しく準備をいたしております。

それから、給食センターの問題は、また教育次長からもお答えがあると思っておりますけれども、この委託をしていくということについて、私も基本的にやはり進めていかなければならないと。濰議員は委託が悪い、なんでも直営というお考えかも知れませんが、私どもは、やはり住民の皆さんの大事な税金をお預かりして効率的な運営をする、これがもう私どもの使命であります。100%直営ですべてをやっているならば、それなりの充実したものができるかわかりませんが、いくらお金がかかってもそれでいいということでは決してないと私は思っておりますし、大事な税金を効率的に使う、そういったことから考えますと、給食の中でも委託化が各地で進んでおりますが、特に配送業務でありますとか、たびたび言われています調理業務、こういったことについては、民営等が非常に効率的、いわば安くつく、直営でするよりも半分以下で済む、そのぐらいのデータになるわけですが、これほどいうことかと言いますと、民間会社に私もいろいろ聞いたことがありますが、学校給食の回数というのは、年間365日のうちの200数十日なので、病院給食をやっているような企業さんなどは、それこそ365日ありとあらゆる調理をやっておられるわけですが、そういうことから言いますと、学校の給食調理というのは、非常に簡単と言えば語弊がありますが、そんな難しいものではない。そういうことから言いますと、やはり効率的にお金を使わせていただく、特に食材の購入とか、大事な献立カロリー計算とか、こういったことは直営の栄養士がやるべきでありまして、食材の材料を落とされたら困ります。だから、直営でやる部分と、単純的な業務については、やはり効率的な運営をしていくというのが非常に大事ななと思っております。

偽装請負のことは、これは法律は法律、きちんと守っていくべきでありまして、最近、文科省に問い合わせ、照会文書があったようですが、これはきちんとやはり研究させていただいて、法律に触れないようにやっていくのが大事なかなというふうに思っています。

それから、もう1つ最後に、この地域交通の巡回バスの関係ですが、これはひととき、だいたい20年ぐらい前でしょうか、非常に地域の巡回バスというのは、もう大流行りしたわけです。各地域でこぞって競争のごとく導入いたしました。ところが、実態はなかなか効率的にならない、要するに空気ばかり運んでいて莫大な費用ばかりかかると。これもいわば税金で空気を運んでいるということになりまして、全体の見直しが行われたわけですね。今もうそれは見直しの時期に入っております、そこで発明されたのがこのデマンドタクシー型という、無駄な空車を絶対走らさない、これはデマンドですから、要するに要請のあった時に走るわけですから、空車は絶対あり得ないわけです。そういうことで、みんなの知恵の中で出てきたのが、今全国の主流になってきた。我々もこういういいところを導入して、しかも広域でこれをやっていくべきだというふうに、バスを投入するというのは、もう既に時代遅れだという感覚に至っているところでございます。

このほかの各論にわたりましては、それぞれの担当主監なり課長からお答えさせていただきます。

○議長(辰己 保君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)今ほど龍議員から、公共交通の関係で何点かご質問をいただきました。そのことについて、お答えをいたしたいと思います。

まず、巡回バスの件でございますが、今ほど町長が申しましたとおり、先の公共交通の検討会のまとめの中でも、町内巡回バスも出されたが、定期型交通の導入に対しては、多額の初期投資や経常経費を必要とするものの、利用者が限定されかねないという懸念を示されたというようなことでございまして、現在、デマンド型タクシーの方向で進ませていただいているものでございます。

先ほど、来年の夏と龍議員はおっしゃいましたけれども、できたら今年の夏から始めたいなということを考えておりますので、併せて、よろしくお願いたします。

また、このデマンド型タクシーの関係で、犬上3町も併せて圏域交通としてやっていくということでございまして、それぞれの町までのような思いなのかというようなことのご質問があったと思いますが、ご承知のように、多賀町は昨年10月から先行をしております、これは高齢者の方限定だったそうでございますけれども、デマンド型タクシーを走らせております。これも今年夏の運行に合わせて、その高齢者限定を外して、どの方でも、あるいは観光客も乗っていただけるようなデマンド型タクシーに進めていくという方向でございまして。

また、甲良町におきましても、本町と同じように何本か路線バスが走っておりますけれども、本町と同じく相当の赤字補てんをしているということに鑑みまして、基本的には、甲良町各地から南彦根駅あるいは豊郷病院方面、そういった2方向へ甲良町の各町から発着するデマンド型タクシーを考えております。

豊郷町におきましては、ご承知のように、10年来巡回バスというのを走らせているのですが、相当バスが老朽化して更新時にきているということもあり、あるいはまた、先ほど町長が申しましたように、わりあい乗っておられず、空気を運んでいるというようなことで、環境にも悪いというようなこともございまして、基本的には、本町から例えば豊郷病院へ行く際に吉田とか八町からとか乗って行ってもらって豊郷病院に行ってもらう便とか、あるいは、現在稲枝方面から、これは彦根市の稲枝路線のデマンドタクシーでございまして、稲枝方面から豊郷病院行きというのも現在彦根市が走らせているのですが、これが圏域交通になりますと、豊郷町内の方も乗り合わせて豊郷病院へ行ける。あるいは、豊郷病院から、あるいは豊郷町内からも稲枝駅へ行ける。そういう本町とか彦根市とか便も利用した中でのデマンド型乗り合いを考えているというような実態でございまして。

それと、停留場のお話もございましたけれども、今考えておりますのは、基本的には1つの集落で最低1ヵ所の停留場、あるいは町内の量販店とか公共施設とか、そういったところで乗り降りできるような形を考えております。

また、彦根市は500円というような形でお聞きをいたしましたけれども、現在、彦根市の実証運行は、鳥居本稲枝路線が500円・1,000円の2段階、そして川瀬路線が400円・700円の2段階で設定しております。

冒頭、龍議員のご質問に1,500円というようなお話もございましたけれども、これは当初鳥居本稲枝路線というのは、鳥居本から彦根市民病院まで行こうとすると相当距離が長いということで、その距離に併せて500円・1,000円・1,500円という3段階されていたようでございまして、これも昨年11月でしたか、それぞれ利用者の方とかのいろいろなご意見を踏まえた中で、実証運行ですので実証運行をして、そしてその成果なり、あるいは思いなりを聞かせてもらって改善していくというようなことでございまして、昨年12月にその1,500円という線を撤廃されて、500円・1,000円という形にされたということでございまして。

また、加えまして、事前登録をしておかなければいけないという問題もございましたけれども、これもその見直しの段階で事前登録をしなくてもスムーズに乗っていただけるというのがわかったので、これも11月に事前登録制を廃止したというようなことを聞いております。

いずれにしても、この夏からできれば進めていきたいと考えておりますけれども、23年度まで1年半ぐらいいなと思うのですが、そういった形で実証運行という形で実験をする中で、いい方向、乗りやすい方向、あるいは

は料金の問題にしても十分検討した中で進めていきたいというように考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。以上です。

○議長(辰己 保君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)今ほどのご質問にお答えしたいと思います。

この偽装請負につきましては、直接また恒常的に指導命令を行うことを禁じている部分でございまして、業務の仕様書等に基づきまして、日常的・一般的な調理遂行の指示をすること等につきまして、業者の責任者と協議、また話し合いをしながらすることについては問題ないものと思っております。また、食品衛生上必要な場合には直接指示ができるということで、その場合は偽装請負にならないというふうな規定もされているところでございます。

また、食育に関してでございますけれども、食育につきましては、担任の先生であるとか栄養教諭また栄養職員の指導によるものが主なものでありまして、調理員さんが配膳であるとか下準備等をされる部分、そういったものが今は直接雇用している者がしているわけですが、そういった部分が請負をされる方と変わるといふようなことになって、調理の部分につきましては、それなりの形で変化するというようなことでご理解をいただきたいと思っております。しかしながら、いずれにしても、子どもたちに対しては安心安全な給食を提供することは町として必要と考えておりますので、その辺につきましても十分検討を加えながら業務を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)私の質問に対して答えていただけていない部分がございますので、今、教育次長の答弁をいただきましたけれども、このような国の論議に対してどのように見解を持つのかということを知りたいと思っております。そして、湖南省の例を調べると9月時点で言われました。それから聞いていただけてどうだったのかということも聞き取ったので、それも答えていただけていません。

いずれにしても、効率の面ばかり、お金がかかるとか、それはお金をかけないように、今厳しい時代ということで、お金がかからないようにということと言われるのでありますが、実際委託したらどのような面で効率化、実際委託をしても効率化にならない場合もあります。そういうデータも出ているぐらいですから、そういうことを眼目に置くのではなくて、これから給食センターはつくられるのですから、子どもたちにとって何が一番必要なのか。この視点、教育の理念を生かした施設にしていかなければならないと思うのです。それは、安全安心の教育、それが第一ですけれども、食育の問題、学校給食法が改正され、これから本当に食育を重視した、また地産地消の問題、そのような学校給食センターを愛荘町はこれからつくるのであるから、そういうことを追求していかなければならないのに、それを脇に置いて委託化、効率だけに走っている。教育の理念はどこにあるのかということになります。ですから、これからできることから、今後において、調理献立を委託する考えを改めていただくことを再度求めます。答弁をお願いします。

そして、学校給食の検討委員会で学校給食のあり方についての提言というものをされました。平成19年8月、この「一部民間に委託する方法」というのをどのようにとらえていただいているかということも質問しましたが、答弁をいただけておりませんので、再度お願したいと思います。

そして、旧郡役所庁舎のことですけれども、今日、本当にたくさんの方が傍聴に来られていますが、今、愛荘町のまちづくりには郡役所の存在が必要だと考えて、その今後を心配される皆さんがその中に見えております。

今、町長から答弁いただきました。現地保存ということでしたけれども、本当に時間を争う問題ですので、あとで後悔のないよう、間に合わなかったということにならないように、明確に町のものにして残すという、現地保存するという判断をしていただくことを求めます。

町長におかれましては、先の町長選でも郡役所の利活用を公約されておりますので、やはり愛荘町のまちづくりには郡役所の存在が必要だと考えているのか、答えてお願いたします。以上で本質問を終ります。

町民の住居が必要と申しあつてくるのかどうか、答弁をお願いします」と思いま。これに再び同答が続きます。

○議長(辰己 保君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)委託の業務につきましては、先の議会でも答弁させていただいておりますとおり、調理と配送、献立の内容やその施設にかかる運営等についても委託化を検討中ということで、お答えさせていただいております。

また、偽装請負にあたらぬかという、その部分につきましては、今ほどご指摘等もいただいております。そういった点にあわせて、今後ともに、この稼働までに1日も早く、町執行部また教育委員会としても十分検討を加えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)郡役所に対する思ひは、私何も変わってまいりませんし、残したいなという思ひ変わらないのですけれども、それをクリアしていかなければならない条件がたくさんあります。これをやま一つひとつ住民の皆さんが、あるいはまた議会の皆さんが納得してもらえることが大事でありまして、その辺をこれから早急に詰めて、前向きないい方策をぜひがんばって検討していきたいと思ひます。

○議長(辰己 保君)暫時休憩とします。

休憩午後2時15分

再開午後2時30分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を行います。

◇本田秀樹君

○議長(辰己 保君)次に、15番、本田秀樹議員。

〔15番本田秀樹君登壇〕

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。一般質問を行います。

平成22年度の政策方針についてお伺ひいたします。

改選後、臨時議会が招集され、議長をはじめ各委員長の選出も無事に終わり、愛荘町としての5年目のスタートとなりました。村西町長の2期目のスタートとなり、愛荘町も今、財政難の中、問題が山積みであります。信頼をされる政治がどうしても必要であり、リーダーシップを発揮され、骨太に愛荘町の方向づけをしっかりとさせていただきたいと思ひます。

世界的な金融情勢の悪化に伴い、実体経済への影響から行きの見通しが立たない経済不況化において、愛荘町にもその影響が確実に現れてきております。このような状況下ではありますが、しっかりと地に足をつけて取り組んでいただきたいと思います。私たちが今取り組まなければならないのは、将来を見据えて、必要な手立てを講じることだと考えます。

そこで、財政運営についてお伺ひいたします。今日まで財政運営の健全化に取り組んでおられますが、その結果、町債残高の減少や実質公債費比率の改善など成果が出ていると考えます。景気の後退などにより、町民税・法人税をはじめとする税収の落ち込みが予測され、改革を進めるうえで大きな課題になると考えます。

このような状況にあつて、数々の課題に取り組んでいくには、事業の必要性や有効性・効率性を精査し、見極めることにより、より優先度の高い事業に財源をつけ、進めていかなければならないと思ひます。町長としての財政運営についての考えをお伺ひします。

町民の目線に立った町政運営をしていかなければならないと、町長は常に話をされておりました。町民の立場に立つ

とともに、町民とのつながりを大事にすることは、我々議員も同じ考えだと思います。

愛荘町には、歴史や自然・文化を守り活かそうとして考えている人たちがたくさんおられます。これからは、これまで以上に町民の協力がなければ町政運営は成り立たないと考えますが、町長としての考えをお聞きます。

次に、平成22年度重点事業についてお伺いいたします。学校給食センター建設事業についてお聞きます。

予算計上されている金額は、1億3,199万5,000円であります。平成23年度の3学期のオープン予定です。以前は、平成23年9月から給食が開始されると聞きました。なぜ、これだけの工期が遅れてきたのか、町長にお伺いいたします。

次に、少子高齢化についてお伺いいたします。安心すこやか健康・福祉のまちづくりで子どもから高齢者まで、すこやかにいきいきと社会参加し、支え合う中から安心や生きがい構築されるという視点に立って、住民・事業者・行政の協働によって健康づくりや利用体制の充実、子育て応援、高齢者や障がい者の自立支援、地域福祉の推進・向上に取り組むとあります。子育て支援関連事業については、多数の新規事業がありますが、高齢者・障がい者の事業については、毎年同じようではありますが、新規事業としては何があるのか、町長にお伺いいたします。

次に、農業振興についてお伺いいたします。食の安全が叫ばれている中で、消費者が安心できる農産物を提供できるように、生産・販売体制について町長の考えをお聞きます。また、農業の担い手については、深刻な状況ではありますが、町長としての起爆剤はないものなのか、お伺いいたします。

道路整備をはじめとする安全対策等、暮らしやすいまちづくりのために、町民が災害に遭わず安心して暮らせることが行政の取り組むべき仕事と考えます。この政策を推進するためには、行政だけでなく関係機関・団体等の連携が必要であります。安全対策・災害対策について、町長の考えをお聞きます。

教育についてお伺いいたします。新規事業として、教育施設である秦荘東小学校大規模改造事業、愛知川東小学校増築工事が着手されます。子どもたちの安心安全のための教育とはどのように考えているのか、教育長にお伺いいたします。子どもたちの安全のために、通学路に防犯機器の設置が完了しています。今日までの活動により、1番から50番までの防犯灯の設置場所が確認できました。防犯灯の設置場所の問題があると思います。特に斧磨の子どもたちの通学路にある防犯灯は、あまり意味がないと思います。誰もいない田んぼの真ん中にあっても気づかないと思いますが、教育委員会としての見解をお聞きます。以上で一般質問を終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)本田議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、財政運営についてでございますが、現下の財政状況は、税収の大きな落ち込みによりまして極めて厳しい状態です。一方で、福祉・医療にかかる経費や扶助費は、有無を言わず自然増的に年々増大する一方で、一般会計を圧迫し、財政の硬直度を高めております。

財政の自由度を制限される中、これからの財政運営は、議員ご指摘のとおり、優先度を勘案し、効果的な施策を厳選し、集中的に財源を投資しなければならないと考えております。

一方で、町民の皆さんの生きがいや文化、子育て支援など、将来につなげるもの、今しかできないものなどは、苦しい中であっても町民の皆さんのご理解、ご協力をいただきながら、自助・共助・公助の協働の精神で乗り切っていかなければならないと思っております。

次に、給食センターの建設見直しについてでございますが、建築確認に3ヵ月以上の期間がかかること、また、竣工後、供用開始までに試運転でありますとか、いろいろな準備期間を要することがその後判明し、23年9月の開始が無理となりましたため、学期途中の開始を避けて、結局3学期からの運用開始をする見込みとなりましたこと



とに対し、誠に申し訳なく思っております。

次に、高齢者・障がい者の事業についてであります。中でも代表的な介護保険制度につきましては、「高齢者の尊厳の保持と自立支援」を重点にスタートして10年、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして着実に定着してきました。愛荘町では、21年3月に愛荘町高齢者保健福祉計画および第4期介護保険事業計画を策定し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、現行の保持増進と介護予防に努めているところであります。

障がい者福祉におきましても、平成18年に障害者自立支援法がスタートし、幾多の是正を経ながら、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、愛荘町におきましても21年3月に障害者基本法に基づく「障がい者計画」と自立支援法に基づく「障がい福祉計画」を策定いたしました。

新規事業といたしましては、老人クラブ連合会と連携して行う健康ウォーキング・健康づくり講座や、認知症キャラバンメイトが作成されました紙芝居による認知症予防の地域啓発活動などがございます。

農業振興につきましては、まず、新政権による所得補償制度の実施につきまして、町といたしましては、農家の立場に立って適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

また、地域農業の振興を図るためには、地産地消を促進することが効果的だと考えております。JA南事業本部では、今年の夏ごろ、島川で直売所の開設を目指しております。町といたしましては、農家や消費者に対し啓発・PRなど協力をいたしたいと考えております。さらに、町で進めております給食センターの食材について、広域で地元産の野菜などが供給できるシステムを定住圏で検討したいと考えております。

集落営農に対する担い手対策といたしましては、本町は県下でも唯一、営農組合に対し農業機械の高額購入補助を続けております。

最後に、安全対策・災害対策につきましては、平成19年3月に樹立いたしました町地域防災計画により、災害予防・応急対策・災害復旧などの災害対策の基本を定め、総合的・計画的な防災行政の整備を図っております。

特に、関係防災機関・団体などとの連携におきましては、「防災関係機関相互の協力体制の推進」を基本に、警察本部・自衛隊・広域行政組合や町消防団と連携を強化し、防災活動が円滑に実施されるよう互いに協力し合っているところであります。

また、姉妹都市の栃木県那珂川町とは、姉妹提携の一環として、災害時においても相互応援ができるよう協定を締結しております。

町では、住民自らが防災意識を高め、地域住民の命は地域で守ることを目的に自主防災組織の設立を促進しております。現在25の自治会が自主防災組織を設立されたところであります。

さらに、大規模な災害が発生した時には、人命救助、復旧活動、機材や労力などの救援活動のほか、食糧や日用品など生活物資の供給がいただけるよう、商工会・工業組合・企業などと応援協定を締結いたしております。さらにこの輪を広げていきたいと考えております。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

〔学校教育課長森 秀昭君登壇〕

○学校教育課長(森秀昭君)本田議員のご質問にお答えします。

教育の安全・安心についてのご質問であります。平成20年1月に答申が出されました新学習指導要領という学習については、ご承知のように、小学校では平成23年度から、また中学校では平成24年度からの全面的な実施に向け、現在、移行に向けての取り組みを展開しております。

この新しい学習指導要領についても、「生きる力」を育む基本理念が引き継がれ、低学年児童生徒の行き届いた指導を図るため、現在も小学校1年生から3年生、中学校1年生については、少人数学級編成が導入され、きめ細か

な学習指導法の工夫と改善が行われています。

また、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等を育むことを目指し、小学校6年生では6年の間で278時間程度、中学校では3年間で105時間程度の授業時数の増加も求められているところであります。

このような学習指導要領の実施のもと、安心・安全な教育の場づくりのためには、命を最優先にした取り組みが大切なものと考えております。このためには、登下校の安全指導、110番の家の活用といった安全指導、学校生活を送る学校施設の安全点検、巡視、特に教職員の安全意識の向上に努めた安心安全な学校づくりや、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こり得るといった姿勢でのいじめ対策等が必要でありますし、学校・地域・家庭の連携をはじめ保・幼・小・中の連携のもとで一貫した指導を図ることも求められるところであります。

併せて、教職員の問題意識・危機意識を学校における意識管理マニュアルに活かし、子どもたち自身もいつもと違う危険を気づき、今まで以上に自分でも身を守ることを必要を指導していくことが重要です。これらのことが議員のご質問にあります教育の安心・安全につながるものと考えております。

最後に、防犯ブザーの設置位置についてのご質問であります。全国各地で児童生徒が屋外で襲われる事件が相次いで起こっていることから、当町においても子どもたちの安全を確保するため、町内の小学校の通学路等限定し、防犯ブザー「愛ぼうくん」を町内50ヵ所に設置いたしました。

議員ご指摘の設置位置については、確かに田んぼの真ん中ではありますが、児童の防犯対策としては、集落内等で近くの人に危機を伝える目的として、携帯用の防犯ブザーを小学校1年生に各児童に配布しておりますし、集落間等で遠くまで危機を伝える目的で防犯ブザー「愛ぼうくん」を通学路に設置し、犯罪の抑止と地域住民の皆さんの防犯意識を高めることも目的の1つとして設置したところであります。

しかしながら、防犯対策にこれで完璧ということはなく、この防犯ブザー「愛ぼうくん」を設置したことにより、防犯への取り組みに力を入れているまちということを示し、防犯パトロールなどの活動とこれらの防犯ブザーがうまく連携することで、児童生徒をはじめ町民の皆さんを犯罪から守るということにつなげていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。再質問を伺います。

まず、財政運営について再質問を行います。今ほどの答弁で、福祉・医療にかかる経費は大変理解できます。まず私が聞いていることは、町民税・法人税が減少する中でどのような政策を考えているかということをお聞きしているのですが、今ほどの答弁の中では具体策がなかったのではないかと、私はそういうように感じますので、再度答弁を求めます。

また、平成22年度の基金の年度別ですが、平成19年度、52億円強あったのですが、町長が就任して以来、毎年基金の取り崩しをされております。この52億円強は、旧の秦荘町、そしてまた旧の愛知川町が一生懸命貯めた基金だと思っておりますが、現時点では半額になっております。この半額になったことについて、どのように感じているのか、町長に再度お聞きいたします。

また、町政運営についての答弁がなかったと、私はそういうように思っていますので、確認のために再度町長に答弁を求めます。

また、町政運営全般のことですが、3月17日の記事についてですが、中日新聞によりますと、町長はこのような記事で載っております。現職の町長が、これは県議会厚生産業常任委員会ですか、その中で、旧米原町長参考人招致ということで呼ばれますが、何があったのか、再度お聞きしたいと思います。このことは、たぶんなかなか、現職の町長が県に呼ばれることはなかったと思います。詳しく答弁を求めます。

続いて、給食センターですが、給食センターも去年、全協の資料の中で、平成21年4月22日にいただいた資料を見て、一々おそれ、この資料を全協でいただきました。その中で、タイムスケジュールが全部争われているわけですが、

いししつりは、しんしつとえいしつにじまひの。しんしつ、いしつとえいしつ、しんしつとえいしつにじまひの。しんしつ、いしつとえいしつにじまひの。なぜこれだけ事業が遅れているのか。当初は、平成23年の9月より給食センターの事業が開始だということになっています。また、なぜこの建築確認だけが遅れた理由は何なのか。建築確認だけ遅れるということはないと思うのです。再度、そのあたりについて答弁を求めます。また、本当に平成24年の3月にオープンができるのか、できないのか、お聞きします。

そして、厨房機器についてお聞きします。厨房機器については、プロポーザルで業者を決定されております。現在はその業者との仮契約をしているのか。どういう通知をしているのか。そして、どれだけの金額があるのか。随意契約でいくのか。そのあたりについて再度お聞きします。

そして、次に、少子高齢化の中で高齢者・障がい者事業について再度お聞きします。平成22年度の当初予算の概要書を見ても、重点事業としましても子育てに関する事業ばかりであり、高齢者や障がい者に対してのハード事業がありません。高齢者保健福祉計画および第4期介護保健事業計画は作成されていますが、ハード事業としては見えてきません。事業としての計画を再度、あればお聞きしたいと思います。

次に、農業振興について、再度お聞きします。農家の担い手対策の起爆剤は何かと聞いているわけですが、農業機器の購入補助は、今ほど答弁の中でも、県下でも唯一しているのは愛荘町だけだということをお聞きしましたが、営農組合に対してはわかりますが、もっと小規模で小さな農業をされている農家に対しての起爆剤はないものなのか、町長の考えがあれば町長の答弁を求めます。

次に、防犯灯の設置について再度お聞きします。児童の防犯対策として、携帯用の防犯ブザーを児童に配布をされ、すべての児童が携帯されていると思います。しかし、防犯ブザー「愛ぼうくん」を通学路に設置されていますが、そのすべてが犯罪防止できる場所に設置されているとは考えられませんが、設置された場所の確認について、本当にそれが安全で安心であるのか、答弁を求めます。

また、誰もいない田んぼの真ん中に設置しても、誰にも聞こえないのですよ。それが本当に防犯対策になっているのか、再度お聞きします。

また、子どもたちが安心・安全に防犯ブザー「愛ぼうくん」が押せる場所に設置されているのか。また、教育委員会として、1から50までの現地の確認をされたのか。子どもたちが本当に安心に押せる場所にあるのか。その現地を確認したことがあるのか、再度答弁を求めます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)かなりたくさんな再質問を、本質問よりよるかに多い質問をいただいたところでございますけれども、私の手持ちの資料は全くございませんが、お答えできる範囲以内でお答えさせていただきます。

まず、法人税・町民税の大幅な減額に対して対策はないのかということでございますけれども、まさにこの法人税の減額というのは、もう本当にゼロに近い、かつては10億円ぐらいあったのが、もう今は数千万円というような感じでめちゃくちゃ落ち込んでおりますけれども、これはもう何よりもやはり世界の景気、世界中が今、景気の低迷の中であえいでいる。非常にこの1町、1つのエリアでの問題では決してありません。それに伴って、町民税の住民の皆さんの所得もやはり下がっているといった状況で、今年予算、22年度の予算の中では、法人税収が非常に大きな落ち込み。

それから、町民税においても、町民税の場合は法人税ほど大きく落ち込みませんが、それでもやはり数パーセントの落ち込みを予定させていただいております。

愛荘町の場合は、人口増のまちであって、どんどん人口が増えている中で、なおかつ住民税はやはり落ち込んでくるといった状況の中でございまして、1日も早い景気回復、これが何よりも大事なことかなと。政府も挙げていろいろな緊急経済対策を何十にもわたって打っておられるところですが、なかなかその効き目が現れてこない。こんな中で非常にあえいでいるというのが現状であります。

それから、基金がどんどん減ってきている、そのとおりでございまして、合併時、かなり大きな基金を抱えておりました。合併後、その合併協議に基づいていろいろなハード事業をこの4年間でやってまいりました。大きくお金がかかったのは、やはり子どもが増えてきた学校の施設整備、愛知川小学校の教室の増築、また、中学校の増築もやっております。また、合併協議の中で旧愛知川・旧秦荘の教育施設のレベルを一緒にしようということで、新しく秦荘西小学校の大規模改修もやりました。これも数億円の事業でございまして、あわせて来年度から秦荘東小学校ことりかかりますけれども、こういったものに相当、義務教育施設の整備基金を取り崩しております。

一方で、幼稚園の整備も行いました。そういったことで、目的基金がどんどん減ってきていると、その分この新しいまちづくりスタートにあたっての基盤を今、合併前に積み立てていただいたお金を活用しながら整備を進めているということで、大変お金のない中であっても、愛荘町のストックが非常に大きかったことが、今この4年間でかなりの事業を進めさせていただいたおかげかというように思っています。

これからは、大きな給食センター整備が残っていますけれども、それが終わりますと、ハードの大きな投資はほぼ終わるのではないかなというように見ているところであります。

町政運営の基本は、何と言いましてもこの財政難をどう切り抜けていくか、無駄なお金は使わない、税金の無駄遣いをしないということに尽きるわけですが、あれもこれもではなしに、やはり投資の対象を絞ってやっていくことかなというふうに思っておりまして、住民の皆さんにも痛みを伴った辛抱もいただいているところであります。いろいろな補助金をカットさせていただいたり、また、使用料の有料制を強いたり、また一方でいろいろな公共料金、特に医療・福祉にかかる料金等も引き上げになっております。そういった中で、無駄のない行政運営を進めることが肝要かなというふうに思っております。

それから、3月17日の記事ですが、最初何のことかわかりませんでしたけれども、この前、県議会の産業建設常任委員会に呼ばれたあの件ですね。これをしゃべろうと思ったら1時間ほどかかるのですけれども、端的に申し上げますと、これは私が米原町の町長をさせていただいておりました平成12年から平成17年の初めまでの間の出来事ではありますが、私は米原町長をさせていただいた時に、あそこは全国の中でも新幹線の止まる唯一の駅を有し、しかも、北陸・東海・近畿への高速道路のジャンクションを持っている。こういった中で、それこそ私は米原に行った時まよそ者の出ですから、これだけの交通ポテンシャルのあるまちをどうして活性化していくのか。40年間、米原町は人口が減り続けていたのです。こんなことはおかしいということがまずありまして、これを活性化するためにこの交通要所をどう活かすか。これが原点にあったところであります。

ちょうど平成13年に省庁再編というのが行われまして、道路行政をやっている旧建設省、それから鉄道行政を携わっている運輸省、港湾行政をやっている運輸省ですね。これが合体して国土交通省ができました。その時に、初代の大臣は扇千景さんだったので、国土交通省ができたメリットを活かせと、要するに、道路・鉄道・港湾、これを一体的な整備することによって、日本の流通コストを下げる、そして世界の競争に勝てる、そういう方針を打ち出されました。これが結接点事業であります。要するに、交通の結接点を活かした細分をしながら、日本の国力を増進しようというのが目的で、米原が第1号の結接点事業に採択されました。

あそこに貨物ターミナルが、民営化の時に貨物駅を真ん中につくろうというので、長さ500m・幅20mの貨物ヤードが既にあってあったのです。これがJR貨物の社長から、ぜひこの米原駅を、貨物ヤードをつくりたいと。ヤードがあっただけで、全然貨物列車は止まっていなかったのですけれども、これからモータリシフト、トラックから鉄道にシフトする。そしてCO2を削減する。だいたい7分の1になるのですけれども、それを米原につくりたいという話が舞い込んできました。私は、これを渡り舟ということで、ここに交通ターミナルをつくって、流通タンクをつくろうと。こういうことで始めたのがシルク事業であります。

その時にたびたび、交通結接点事業でターミナルをつくる。そして、その中に、建設省も乗り気になりまして、国土交

通省ですから、国道8号線から貨物ヤードまでJRの上を越えてアクセス道路をつけましょうと。新幹線を越えて、次の琵琶湖側の道路まで行きましょうと。壮大な計画がどんどん進みまして、それに乗っかっていたのですけれども、たびたび東京へ行きながら、貨物の社長さんのところへも行ったのですが、ターミナルができただけではあかんで、単なる流通団地ではなしに、加工団地をつくらうという発想が出てきたわけです。新しい発想が出てきたのですけれども、その中から、大陸から、あるいは韓国から荷物を運んで敦賀港にあげて、関税を採らずに米原で団地をつくらうと、こういう計画になっていきました。

その時に、新聞にも載りましたし、国の経済特区申請、それから県版の経済特区申請、いずれも申請をやって、どうしてやっていこうかと、そういうこともやっていた中で、東京事務所にも必ず寄っていましたから、情報収集に。

○議長(辰己 保君)町長、コンパクトに。

○町長(村西俊雄君)だから1時間ほどかかるのですけれども、要するに、そこで東京事務所に企業誘致担当、所長もいましたし、そこでコンサル会社とどういふ提案をするのかというので、その提案が結びついてきたわけです。

この前呼ばれたのは、ここから結論にいきますと、産業建設常任委員会、23日にさらに5～6人行っておかれるようですけれども、16日は私だけだったのですが、えらい注目を浴びて、テレビのカメラの前でやっていたのですけれども、調子がよすぎたぐらいでしたけれども、要するに、県がどうそこへ噛んでいたのかと、県と町がこの構想に対してどう関与していたのかと、これが焦点になりました。要するに、今あれがおかしくなって、27億円の融資をどうするのかというので、県会が大騒動しているのですけれども、県が、あれは米原市の事業と違うのかいと、こんな話になっているのですけれども、県がどの程度その計画に関与していたのか、当時の町長、町長が計画をやっていたのだから聞きたいと、これが主でした。

平成17年の合併、ちょうどここより1年早かった合併なのですが、それを契機に私は帰らせてもらったのですけれども、その後のことはあまりよくわからないのですが、それまでの間のことは、すべて話したということです。

要するに、あの時は、最初は米原町が独自で、我々がやるのだという意気込みでやっていたということも言いましたし、それから、シルク構想ができた時には非常に大きな大企業がどんどん入ってきて、全部で12～13社、伊藤忠とか住友化学とか日本交通とか日本航空、そうそうたるメンバーが集まったのです。それをやったのは、関西電力とか滋賀銀行も参入していましたし、そのコンサル会社も入っていた。

こんな中で、そうそうたるメンバーがやってきてシルク構想は動き出したのですけれども、その時から県が関与したということと言えるのです。県が入って両方でやってきたと。当初は、確かに米原町でやってきたのですけれども、国へ行くと、県を関与させなさいという話もありまして、貨物流通施設課というところへもよく行きましたけれども、これはひとつまちの活性化、ひいては県の活性化にもなるのだと。大方150億円ほど投資しなければならないわけですから、そういうことで当時のことを聞かれたというわけでございます。

このぐらいにしておきまして、次に、しゃべっているうちにわからなくなってしまって、少子高齢化事業につきまして、どんな事業があるのかということだったと思いますが、計画のことばかり申し上げていましたけれども、町独自と、こういう福祉施策は、今はやはり民活、民営化で民にやらしてもらおうというのがもう主流であります。22年度も「こんべいどう」とか「じょいふる」とか、それから、ほかにもあるそうですけれども、多機能型住宅サービスとか、認知症予防型のグループホームとか、そういうものはもうすべて直営でやる時代ではありません。その代わり、国事とか県費・町費、県費はほとんどなかったと思いますけれども、町費はある程度プラスしてやっていたと思いますが、かなり今年も数千万円の補助金をお願いしているところだと思いますが、そういったところに、やっていただく施設に対して町としては補助金を出させていいただくと、こんなことが主になっているところであります。

それから、農業振興の起爆剤はないのかということですが、確かに農業の基金はありまして、国が今大きな施策、皆さんもご承知のとおり所得補償制度、これで何とか、これこそが大きな起爆だと私は思っています。農業に1つの小まな町が、起爆剤になるほどのことにはなかなかなりません。例えば、ゼロ増産も、それから、お米のふるさと、

フジのことはいいが、西/東のことはよくわからないからいいからいいとまじい。めんは、ヒシ目とんカウのフウ、ヒキしてこのハ、の  
のことやったどうやというふうなご提案をいただきたいなというふうに思っている次第でございます、これからは、や  
っぱり、せっかくな広大な用地と人材を抱えている、新しいことにも挑戦をしていきたいなというふうに思っておりま  
す。えらい長くなりまして、すみません。

○議長(辰己 保君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)給食センターの関係でございますけれども、確かに建築確認で遅れただけではございませ  
ん。工事の発注につきましても、造成工事につきましても、この3月5日に入札をさせていただき、この24日に地元  
説明をして、それから工事に着手するというふうなことで、それだけにつきましても3ヵ月遅れておりますので、その辺  
ご理解をいただきたいと思います。

それと、4月にずれ込むことのないように、これにつきましては当然のことでございますので、十分、実施していただ  
きます業者とも打ち合わせをしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

併せまして、厨房機器のプロポーザルを昨年7月に実施させていただき、業者につきましては決定をさせていただ  
いております。今後、議会の方にも報告をしながら、基本的には、業者決定をいたしておりますので、機器等の金額等  
も再度示していただきながら、そういった提案方法等について協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろ  
しくお願ひしたいと思ひます。

併せまして、次に、「愛まうくん」の関係でございますけれども、設置場所につきましては、私も50ヵ所はすべて回らせ  
ていただきました。そういった中で、先の何月であったか忘れましたけれども、前の小川議員から、この場所につ  
いては必要ないのではないかと、場所を変えるべきではないかというふうなご指摘等もあったところですが、それ  
につきましては、今後ともに十分確認をしながら地元の役員さん等の話もお聞かせをいただきながら検討をしま  
いたい、こんなふうに思っております。

併せまして、ブザーだけでなしに赤色の回転等も回りますので、広く田んぼの真ん中であっても十分見やすく、発見  
しやすいのではないかなというふうなことを考えております。

いずれにいたしましても、子どもの安全というものが最優先されなければならない設備でございますので、今後とも  
そういった点検であるとか、確認につきましては十分していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思  
います。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。再々質問を行います。

今ほど次長の方から「愛まうくん」の答弁をいただきました。しかし、斧磨のそこ子どもたちが通学されている田ん  
ぼの真ん中である「愛まうくん」、あれはほとんど本当意味がないと思うのですね。誰も今の時期は田んぼにおられ  
ませんよ。それでブザーが鳴っても、誰が気がつくのですかね。そんなところに設置しても意味はないと思うので、も  
う一度現地を見に行っていて、本当にその場所は設置が安心・安全な場所なのかということを確認していただ  
いて、今度で結構ですので、答弁を伺います。

次に、町政の全般について再々質問をさせていただきます。先の全協の中でも話をさせていただきましたが、議決し  
た「愛荘町職員の給料に関する条例の一部改正する条例」ですが、職員が1ヵ月の時間外勤務をする職員がいる  
か、いないかということをお聞きしたところ、対象になる職員、60時間を超える職員はいないという答弁をいただき  
ました。しかし、調べた結果、平成21年度時間外勤務時間の職員が、4月には10名、5月には3名、6月に2名、7月に  
3名、8月に5名、10月に2名、11月に1名、2月に14名の職員がおられました。60時間を超える時間外勤務の職員  
がいるのに、なぜ全協の時はいないという答弁をされたのか。私が理解できる答弁を求めます。

また、これだけの職員が時間外勤務をするということは、職員1人当たりの業務負担だと考えますが、この数字を聞  
いて、町長どう思います。これだけの時間外をしている職員が本当にいるのですよ。また、多い職員で月1380時間、

1388時間も残業している職員がいるのですよ。ということ、この1人の職員の日常の業務がこなせていないということ、私には感じるのですが、町としての答弁を求めます。最後でありますので、理解のできる答弁を求めます。

次に、教育の安心・安全についてお伺いいたします。今ほどの答弁の中でも新学習指導要綱による学習については、小学校では平成23年度からと、また中学校では平成24年度から全般的な実施に向けて取り組むということも理解できます。本当の安心・安全な学校なのは何かということを一度、再度確認していただきたいと思います。

また、先月には、中学校の問題で新聞に載った記事がありました。もうこれだけ聞いたらわかると思いますが、今後の対応をどのようにしていくのか。教育長になるのか、町長になるのか、その対応策について答弁を求めます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)時間外勤務の状況ですが、私もちょっと1388時間というようなことはあまり聞いていなくて、大変申し訳ないのですが、昔のように公務の現場がそんなに、暇と言ったらおかしいですけども、5時がきたら怖いもののように帰れる時代はとっくに過ぎました。やっぱり民間会社の労働者の方も、すごい勤務状況の中で時間外をされておられる。公務現場も、その状況はむしろ同じことでもあります。

そうかと言って、超勤が恒常的にあるのは決して好ましいことではありませんし、そのピーク時、業務のピーク時に合わせた人員配置をしますと、正規職員を配置しますと、やはり人件費の増大につながってくる。適正な人員配置をした中で、季節的とか、あるいは一時的な業務に対応するために時間外が必要となるというのは、これはやむを得ないことかなというように思っております。

そういった中で、各課ごとの偏りも結構あるようでございまして、これは適正な人員配置のもとに、こういう過剰な超勤の実態が起らないように考えていくのは、私どもの務めであるというように思っておりまして、今後、ピーク時等の業務の対応の仕方についても、もっと全体でカバーし合えることを考えると、全庁がみな一斉に忙しいわけではありません。4月当初とか3月は忙しいのですけれども、カバーし合う体制をとるとか、こういうことを考えながら、職員の過剰な勤務にならないことを今後とも検討してまいりたいと思います。

○議長(辰己 保君)教育長。

○教育長(渡部幹雄君)ただいまの本田議員さんの質問についてお答え申し上げます。

平成13年6月8日だったと思うのですけれども、大阪の池田小学校の事件がありました。池田小学校におきましては、8名の児童が亡くなり、13名の方が負傷されて、その後、こういうことがあってはならないということで、学校内で危機管理のシステムを構築して、今年の2月だったと思うのですけれども、ISSというのがあるのですけれども、世界保健機構(WHO)が認定する優れた安全管理に対する学校ということで、日本国内で初めてそういう認証をいただいたということニュースで聞きました。それは、地域と学校とそれぞれが一体となって危機管理に努めて、事故の教訓を踏まえて、どう学校を安全で安心な場所にするかということの皆さんのご努力の成果だということをおもっています。そうしたこともありますが、当町におきましては、今の第三者委員会なる組織ができて、2月以来、教育委員会が調査報告を出したもの対しての検証について議論している最中でございますし、これは5月ぐらいに結果が出るというようなことをお伺いしておりますし、一方、刑事告発の件につきましては、これは司法当局の判断の推移を見ながら対応するということができないところであります。

私は、こういう場合には、ハード面の充実とソフト面の充実、とりわけ先ほどの「愛ぼうくん」や防犯カメラ等々のハード面は理解しやすいのですけれども、ソフト面が一番欠けていたということ、この池田小学校の報告書では出ておまして、想像力と最悪の事態が予測できなかった。そういう前提でユゼラーブの理論というのがあるのですけれども、楽観的な準備が最悪となる事態もあり得るといわれているそうなのですけれども、安全・安心に対しては十分な配慮をしつつ、二度と事故の起らないような安全・安心な学校づくりというものを、今後も教育委員会としては考えていきたいと思っております。

それと、これは私どもとしましては、事故を受けて県教委に応分の人員と言いますか、そうしたものをお願いしております。そうしたことも県教委の方も配慮いただけるのではないかと、いうふうには現時点では考えています。以上でございます。

○議長(辰己 保君)総務課長。

○総務課長(西川都々子君)本田議員のご質問にお答えさせていただきます。

先般、全協の条例改正の説明の際に、60時間超えはあるのか、ないのかというようなご質問がございました。その時点で、私の把握しているところにおいては、その前に担当者に一応確認しましたところ、2月は選挙とそれから税務関係の部分があるので、その部分についてはまだ集計がなっておりませんでしたので、その時点ではあるかも知れませんが、そこまでの数字についてはないだろうということで担当者の方から聞いておりました、私も根本的な数値につきましては確認漏れでございます。この場で訂正をさせていただきます。

そのあと、再度質問に対してのデータを収集しましたところ、一応先ほども申されましたとおり、40名というようなたくさんの方の60時間超えがあったわけでございます。

そして、その中から一応代休等もとっていただいておりますので、その代休時間を引くと、60時間以下になる方が10名おられますので、30名ということになります。

先ほど町長も申しましたけれども、時間外につきましては、当然業務量の増大にもかかりますけれども、まず職員の健康管理も注意して今後検討していきたいと思っております。

そして、ピーク時の対応等、今後の課題だと思っておりますので、どうぞよろしくご理解のほど、お願いいたします。

◇竹中秀夫君

○議長(辰己 保君)次に、13番、竹中秀夫君。

〔13番竹中秀夫君登壇〕

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中です。3月の定例会にあたり、一般質問を行います。

愛荘町も合併後4年が経過し、本格的なまちづくりに取り組んでいかなばならない時期を迎えていますが、長引く不況の影響は甚大であり、愛荘町にも大きな影を落としています。厳しい緊縮財政下における財源確保および行政組織のスリム化による財源の節減は急務であります。

村西町長は、1期目当選当時よりこの問題についてもマニフェストに明記され、この4年間に鋭意取り組んでこられたことと思います。

そこでお尋ねをいたします。合併当初、正職員192人、嘱託・臨時職員68人でスタートした愛荘町行政組織ですが、この4年間で行われた行政組織のスリム化の実績と、スリム化による財源節減の成果を町長にお尋ねいたします。以上、一般質問を終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)竹中議員のご質問にお答えをいたします。

ご承知のように、合併しまして丸4年が経過いたしました。1期目におきましては、多くの住民の参画をいただきまして、愛荘町総合計画をはじめ環境基本計画、男女共同参画推進計画、地域福祉計画、次世代育成支援行動計画など、多くの計画策定をいたしました。いよいよこれらの計画に基づいて実行しなければならない時期でございます。

ご質問のとおり、長引く経済不況のもと町財政にも大きく影響。新年度予算におきましても、法人税において過去



に見ない低水準の税取見込みであります。

このような厳しい状況におきまして、職員数につきましては、合併直後は193名であり、平成22年度当初は173名の予定で、20名の削減を図ってきました。

ちなみに、合併直前の旧愛知川・旧秦荘のピーク時は210人ぐらいの職員がいたところでありまして、合併に伴う合理化もございますが、現在こういう173人という体制であります。

また、平成18年度には、5か年の集中改革プランを、地域の実情と住民ニーズに合った財政基盤の効率的な運営と組織体制の強化を図るために、22年度までの行政改革大綱いわゆる集中改革プランを策定しております。この最終年度であります平成22年度の職員数の目標値につきましては、当初比8%減の179名であります。既に目標値は2年間で達成しております。この5年間で9%の減となっております。

一方、嘱託や臨時職員につきましては、合併直後75名でありましたが、平成22年度当初では83名の予定でありまして、これは逆に8名の増となっております。

人件費から見ますと、合併直前の正規職員の人件費決算は13億5,000万円であったものでございますが、平成20年度決算では11億5,000万円ございまして、3か年を積み重ねますと、合併後4億2,500万円の削減が図られたこととなります。

一方、嘱託・臨時職員の人件費では、合併直前では1億6,000万円、平成20年度では1億7,000万円で、3か年積みまますと、これは逆に3,800万円の増となっております。

これらの人件費を総計で見ますと、3億8,700万円の削減額となっております。財政改革の中でも入札改革に次いで大きな効果をあげたことになっております。

次に、行政組織のスリム化につきましては、合併の直後には、14課5室でありましたが、現在15課3室という状況であります。課につきましては、結果的に1課増となっておりますが、環境問題の重要性から環境対策課が増となっております。室につきましては2室の減で、教育委員会愛知川分室および町史編纂室を削減いたしております。いずれにしても、行政組織については、社会情勢や住民ニーズに即応した機能性の高い組織体制の整備が重要であると考えております。

また、指定管理者制度の導入をこの間図ってまいりました。ラポール秦荘けんこうプールの指定管理をはじめ12の施設において指定管理を導入し、運営経費の削減を図りました。その効果は、導入前の決算額との対比で、単年度で約7,000万円の経費削減を図られたところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中です。再質問をさせていただきたいと思っております。

今ほど町長よりの、行政組織スリム化の実績と成果についての答弁がなされました。現状の愛荘町の行政組織の内容と照らし、大きな差異および不信な点が多々あるのでないかと、このことについて再質問を行いたいと思っております。

まず、1点目に職員の削減についてであります。確かに退職等により正職員の数は、合併当初から見ると20数名の減にはなっているが、臨時・嘱託・パートの人数が2倍に増員されている。町長の言う行政組織のスリム化は、正職員の人数を減らすことではなく、人件費の削減が目的なのであるが、現状では、その逆になっている。

そこで問うが、正職員の減少により削減できた21年度1年間の人件費の削減総額と、現在100数十名いる臨時・嘱託・パート、各課のパートも含みますが、職員の1年間の賃金総額はいくらか。2月末現在の総額でよいので答弁をいただきたい。

2点目に、そもそも嘱託職員と臨時職員の違いは何であるかと。何かと。合わせて100数十名の臨時・嘱託職員任用の根拠を明確に説明願いたい。加えて、身分上の取り扱いなどのようになっているのか。

3点目に、嘱託職員と称する任用について問うが、地公法には「嘱託職員」という定義も文言もございません。どのような名称を付記しようが、臨時職員の身分に変わりはない。つまり、任用にあたっては、地公法第22条第5項の定めに従い行うべきであり、6ヵ月未満の期間で任用し、かつ1年を超えて更新することはできないはずである。にも関わらず、現状何年も勤務している者がいるし、嘱託職員任用要綱に至っては、任用期間を1年とし、再任を5年以内とするなど、地公法に完全に違反をしたものとなっている。指導的立場の行政が法律違反をしてまでも嘱託職員を任用するなど、いかなる理由をもってしても容認されるものではない。このことについて、任命権者である町長の明確な説明を求めたい。

次に、私も絶えず出先機関を含め行政施設に訪問しているが、明らかに臨時・嘱託職員と思われる職員が、必死で時間外労働をしている姿を目にしております。本来、臨時任用職員の職務は補助的な任用であるはずだが、責任のある職務に就かされたり、期限内に仕上げなければならない重要な職務を任されたりしております。やむを得ず残業を強いられている様子が伺えるが、臨時・嘱託職員の時間外勤務の実態はどうなっているのか。現実には時間外労働をしている者がいることは把握しているが、時間外勤務者の実情について明確な答弁を求める。

次に、その時間外勤務者に対して時間外手当は支給されているかどうか。本来、臨時任用職員に対し時間外勤務をさせる場合には、任用の際に明記し、労基法36条の規定に基づき36協定が締結されていなければならないが、背景はどうであるにしろ、事実上残業してまでも職務を全うしている職員に時間外手当が支給されていないというようなことがあるならば、完全な労働基準法違反であり、これについて町長の答弁を求める。

次、嘱託職員の任用要綱には、満年齢65歳に達した年度末までとする。ただし、町長が必要と認める場合はこの限りでないという但し書きがあります。実際に任用時に65歳をはるかに超えて任用されている職員がおられるようだが、町長が必要と認める任用根拠の説明を求めます。

最後に、公平公正な行政組織の運営についてお尋ねいたします。臨時・嘱託職員の中でも賃金にかなりの差があると聞く。当然、職務内容によって金額に差が生じることはやむを得ないと考えているが、補助的な職務や責任のある職務に就く者、専門的な職務に就く者との格差をつける明確な基準と考え方を説明願いたい。

また、先立っての特別委員会の中でも私申し上げましたが、嘱託職員の中にも非常勤の特別職に就いて、いわゆる県職OBの天下り職員についてであるが、大卒後10年・高卒後15年、真面目に町行政のため住民のためがんばってきた職員と、非常勤の特別職という名のもとに週4日の勤務しか就かない者と同じような給料では、当然正職員のやる気がそがれ、執行部に対する不信感が生じる。本当に行政組織の町長が言われるスリム化を図るつもりであれば、賃金の高い天下りを雇うより、従来から県との臨時交流を活用し、町職員の専門職指導をもらい、いずれ町職員が専門職をこなせるよう、職員の育成に目を向けるべきではないかと考えているが、いかがか。

また、先立っても申し上げましたように、駐車場の料金の徴収については、今年度中というような答弁をいただいておりますけれども、職員間で不公平さが生じないようにすべきである。本庁・出先にかかわらず、また正職員・非常勤・嘱託・臨時職員にかかわらず、すべての職員に対し通勤手当を支給しているのだから、駐車場利用者すべてから徴収するのが当たり前と考えているが、すべての職員に対し、権利も義務も公平でなければならない。

職員間の不公平が生じると、当然不満がつり、勤務意欲を衰退し、住民サービスの低下につながってくる。こうしたことのないよう行政組織の運営に努めなければならないが、この件に関し、町長に答弁を求めるとともに、再質問をしたすべての項目を踏まえ、今後の行政組織の公平公正な運営方針について答弁を求めたいと思います。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)まずは、たくさんいただきましたが、職員の削減、パートが非常に多いと。これはつい最近も、2、3日前の新聞でしたけれども、全国の都道府県の状況が載っておりましたが、25%増ということで、確かに嘱託・臨時的な職員が増大しているのは、もうまぎれもない事実でありまして、私どもの職場でも確かにその傾向がございます。

ます。

これは、本当は正規職員であるべきところなのですから、やはり人件費コストを下げるというのも、住民の皆さんの税金をいただいている以上、効率的に、正規の職員でないといけない仕事は別にしても、比較的単純な仕事、あるいは時間的にそんなに制約されないとか、そういう仕事にあっては、やはり人件費コストの比較的低い人たちをお願いすると。それでもって、やはり人件コストを下げるというような、これは私どもに課せられた義務の1つでもあるというふうに思っております、私どもの町が極端に多いということでは決してないというふうに感じているところであります。

2月末の賃金総額は、手元に資料がないので、また後ほど総務課の方から別途お答えをさせていただきます。

それから、嘱託・臨時の身分、これはもちろん地公法に則って全国どこでもやっていることでございまして、法律の地方公務員法の範囲内での雇用をやらせていただいております。

それから、臨時職員とか嘱託の超勤実態、私の認識では、そういった人たちに超勤をさせるということ、ちょっとこれはあまりよくないというふうに思っております、現実になれば、それはやっぱり解消していかないと、あれば解消しないとあかんというふうに思っております。ちょっと私自身も臨時・嘱託職員の超勤実態把握ができておりません。それから、65歳以上の嘱託がおられるのではないかというお話でございました。確かにおられると思いますけれども、なかなか「余人をもって代え難し」と言いますか、補充がきかない、例えば、地域の人権教育をやっている人も確かそれぐらいの方だったと思いますけれども、なかなか代わりの方がおられない場合に、町長が必要と認めてお願いをしているというのが実態でございまして。

それから、賃金の差、これもおっしゃったように、それぞれの職務の責任の度合い、あるいは仕事の困難性、あるいは専門性、こういったことによって手堅い職もございまして、こういったことによって差がつけてあるのは事実でございまして、そんなに基準という決まった、算数みたいに組んでいるようなものではございません。

それから、県職員OBの雇用のことを前回の予算特別委員会などにもお話があったと思いますけれども、県職員OBも雇っております。これは例えば、都市計画が非常に私ども大事なこれからの政策だと思っておりますが、これは実は、正規の職員を送ってもらえないだろうかというのを去年か一昨年お願いをしていましたけれども、なかなか正規職員は無理だということで、卒業生ならいるけれどという話でOBを送っていただいて都市計画、例の給食センターの用地、あれは都市公園ですから、あそこに給食センターを建てようと思ったら、やっぱり都市計画を外さなければならぬ。そのためには単純に外せない。代わりの公園用地を確保しなければならない。これは一連の手続き等がございまして、そういったこともこの職員にやらせて、早くできたということもございまして。

これからも、この町は都市計画についてやっぱりきっちりやっていって、計画的に長時間かけてまちづくりをやっているかとあかんというのには思っています。場合によっては、うちの職員を都市計画サイドに派遣するなりなんなりして、やっぱり技術・知識を身につけてもらうということも大事ななというふうに思っているところであります。

もう一つ、工事検査にも県から来てもらっておりますけれども、工事検査というのは、やっぱり公平性、住民の税金がきちんと無駄なく遣われているかということでございまして、なかなか業者の皆さんにも言いにくいことも言わなければならない。そこは長いお付き合いをしている町職員では言いにくいこともある。そういう中で問題を起こさないことも大事でございまして、県の職員であれば公平に適正な指導、場合によっては工事のやり直しも命じられるわけでございますので、そんなことで、むしろ職員にやらせることが本当に、かえってプレッシャーになるのではないかという気もいたしますが、そういうことで来てもらっているのですけれども、人件費を少しでも抑えるためには、直後の人はどうしても高くなりますので、その辺の雇用のあり方、お願いをするあり方については、もう少し工夫がいるかなというところは考えているところでございまして。

それから、駐車場料金の不公平さの解消、これはもちろん大事なことでございまして、今年21年度の初めから職員に駐車場料金を徴収する方針が、確かに正規の職員はもたらさずともからもらっているというふうな状況で

に5年物のマイカーをいれたらいいというふうにしたが、唯だかに止めた職員は自分の車のマイカーをいれたらいいというふうにはなして、ざいすけれども、例えば、学校の先生からは、なかなかいまだに解決しないといった問題がございます、これが前回は申し上げましたけれども、裁判も起きている、このまちでは起っていませんけれども、全国的には2、3ヵ所その裁判が行われている、要するに教員から公共用地の駐車料金を取ることはどうなのかと、違法と違うかとか、そんなことで議論されているのですけれども、その違いは、前回の繰り返しになりますけれども、我々の行政の場には、公用車は全部、軽とかいろいろ車を準備しております、公用中の仕事は原則、私は自分の車で町内は走っていますけれども、職員は公用車を使える。ところが、学校には公用車がありません。教員は、子どもたちがけがをする、急病を起こす、そういった時に病院に運ばなければならない。あるいは、うちへ送っていく。こういうのは自分たちがやっているのだと。あるいは、自分のマイカーでそういう仕事をやっているのだから、自分たちの通勤用の車が単純に、単なる自分の仕事に就くために使っているだけではない。本来の職務のためにも使っているのだということが言いつのようでございますけれども、また一方、このたくさんな用地の中には諸団体も入っております。諸団体の職員さんからも、これは当然やっぱり趣旨は同じでございますので、駐車料金をいただくことは努力していかないとおかんとお思いますし、その団体とお話をさせていただいているところでございます。

公平の原則が一番大事でございますので、今後とも十分配慮させていただきたいと思っております。

○議長(辰己 保君)13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中です。先ほどの再質問でまだ答弁をいただけていないので、ちょっと下げます。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)竹中議員の臨時的任用職員と嘱託職員の任用根拠だけ、私の方から説明をさせていただきます。

嘱託職員につきましては、先ほどのご質問の中では法的根拠がないということでございましたが、地方公務員法第3条第3項第3号に基づきまして、臨時または非常勤の顧問・参与・調査員・嘱託員およびこれらの者に準ずる者の職ということがございまして、この要綱に基づきまして、愛荘町嘱託職員の任用に関する要綱よりなおもう1つ細部に定めまして、いわゆる雇用形態につきましては、それぞれの条例に準じるとか、あるいは年次有給休暇につきましては、労働基準法に準ずる等の要綱を定めているところでございます。

そして、臨時的任用職員につきましては、ご質問でありましたように、地方公務員法第22条の臨時的任用職員ということで、6ヵ月雇用し、あと1回、6ヵ月のみ更新を認めるというような制度が22条職員になっております。

そのほか、日々雇用職員というのがあるのですが、日々雇用職員につきましては、労働基準法を適して雇用しているという状況でございます、誰が22条なのか、誰が日々雇用職員なのかというのは私熟知しておりませんが、それぞれの法に基づいて雇用をしているということでございます。

ただ、ただいま申し上げました地方公務員法第3条第3項第3号と申し上げますのは、あくまでも特別職に属する地方公務員ということになっておりまして、非常勤が原則になっておりますので、もともと関連で嘱託職員につきましてはフルタイムというような勤務形態がなされていたということもございまして、一部法と乖離した部分もあろうかと思っておりますけれども、それにつきましては、それに準じてずっときておりましたので、18年以降それぞれに要綱を設置いたしまして、以前から雇用している人につきましては、一定の年限を定めながら是正化していくという方向で今取り組んでいるところでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長(辰己 保君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)職員と嘱託職員等の賃金の額の質問でございましたけれども、これにつきましては、数字的に今持ち合わせておりますのが、平成20年度の1年間の決算額の数字を持っておりますので、それを説明させていただきたいなというふうに思いますので、ご了解をいただきたいと思います。

平成20年度の職員、これは特別職は省いてございます。正規の職員だけでございますけれども、11億5,200万円でご

ざいます。これは1年間の支払った人件費でございます。

それに併せて、職員、それから臨時職員の20年度の決算額については、1億7,300万円というような額でござい  
ます。

冒頭、答弁で町長が申しあげましたように、職員の方については、合併直前から比べますと、毎年5,400万円余り削  
減になっているという状況です。一方、嘱託臨時職員の方は人数が増えておりますので、前年度と比べますと、やま  
り230万円余り増額になっているという状況でございます。

それと、今ほど副町長が答弁させていただきましたように、それらの法整備に基づいて、本町では嘱託職員の任用  
に関する要綱、あるいは重要事業の推進にかかる非常勤の職員の設置に関する要綱等を定めさせていただいて、  
それに基づいて実施をさせていただいているところでございます。

一方、各嘱託職員等の賃金の格差でありますけれども、これについては、従来から設定されたその額を引用してい  
るわけですけれども、職員におきまして、ここ10年来、賃金は上がっておりませんので、嘱託職員についても凍結と  
いう形をとらせていただいております。

しかし、町長が申しあげましたように、相当以前に設定された金額でございまして、これの根拠性というものがなか  
か難しいところでございます。先般も調べておりましたところ、他の市町におきまして、この嘱託職員が職員の何号  
俸に当たるといようなことで、職員の何号を適用するといようなことでしっかりと明記されているところもございま  
すので、そういうところも併せながら整備をしていきたいなというふうに思っております。

また、嘱託職員の時間外ですけれども、当然、時間外手当は支給をいたしておりませんし、支給するようにはな  
って  
ござい  
ません。私も帰る時見ておりますと、やはり残っている嘱託職員がおります。これについては、そのようなこと  
のないように申しあげているわけですけれども、これから嘱託職員に任せるようなことのないように課長会議等で徹  
底をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申しあげたいと思います。

○議長(辰己 保君)13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中です。再度質問をいたしたいと思います。

1点目の、去年の人件費等々のことを質問させていただいたわけでございますけれども、私の調査では、21年度の  
約11ヵ月ですね、正職員の削減を仮に23人すべての計算をいたしましても、職員給与が平均1.5倍として、1億3,000  
万円程度削減と。しかし、臨時・嘱託・パートが100十数名おると、賃金総額でざっと見積もっても2億円近いと。つま  
り、人件費の総額は削減どころか増額となっているが、ここの点について再度求めておきます。

もう1点、副町長も申されましたように、愛荘町の臨時職員の任用等の要綱ですね、嘱託であれ臨時であれ週5日、  
フルタイムで職務をさせている場合は、すべての臨時任用、つまり任用根拠は次の要綱に定められておると。こう  
いう場合は、職員に欠員が生じた場合、また特殊事業が発生した場合、概ね1年以内に廃止する職を設置する場合、  
職員の育児休暇、業務遂行が困難な場合といような要綱等々にうたわれております。これが私の先ほど申し上げ  
ました任用の根拠ですね。ここのところを再度明確な答弁をいただきたいと。

嘱託職員の任用要綱に至っては、任用期間を1年とし、5年以内とすると。地公法の関係ですね。これは先ほど、こ  
れは町長が答弁していただいたかな、副町長でしたかな。これについて、嘱託職員任用要綱では、専門性または特  
殊性により代替の困難な職員の任用としているが、実際には一般職の嘱託として任用しているのでないかと、こ  
ういように思うわけでございますが、そこらの答弁をいただきたい。

先ほど総務主監が言われたように、時間外勤務、残業等々をやっている、これは定かであるかないかは別にいたし  
まして、私の知り得る範囲で申し上げますと、臨時にしても嘱託職員が時間外を勤務しているということに対して、あ  
れは好きでやっているのだ、好きで残業しているのだからとか、そう言う上司の職員がいるのではなからうかと。仮に  
こ  
うい  
うな  
こと  
があるとしたならば、これは今日まで合併して、愛荘町の職員として、特に上司としてふさわしいに

とはないと、こういう認識を持っておりますが、そこらのところはどうか。

それから、町長に最後になるのかと思いますけれども、嘱託の65歳以上の採用と言いますか、その限りでないということでございますけれども、これ21年の4月に任用されているが、採用ですね、当時公募されているのか、いないのか。年齢は70歳前後でございます。その点も明確な答弁をいただきたいと思っております。当時、募集をかけてあるのか、公募されているのか、いないのか。されていなければ、町長が職権で雇っておると。もし、公募されているということであれば、その当時の公募用紙を提示してもらいたい。以上でございます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)冒頭に申されました正規職員の人件費の減と嘱託職員の人件費の増が、嘱託職員の方が多いではないかというお話ですけれども、決してそんなことはございませんでして、ちょっと冒頭、私がここで答弁させていただいたので、合併の時は年間13億5,000万円の人件費が、20年度決算対比で現在11億5,000万円ですから、合併の時と比べると、現在年間約2億円減っているのです。

一方、嘱託臨時職員の人件費は、もともと1億6,000万円であがっていたのが、20年度では1億7,000万円になって、年間にすると1,000万円以上増えています。確かに人数が増えていますので。要するに、正規職員の人件費が減って、一方カバーした臨時・嘱託が増えているということでございますけれども、額で言えば、2億円減って1,000万円増えたという感じでございます。

それから、嘱託に公募したかどうか。これは、どうしても得がたい、その人でないとあかんと、ほかには得がたい職員の場合は、そのまま継続で雇用させていただいています。

○議長(辰己 保君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、再々質問につきまして、任用根拠と5年限りという質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、嘱託職員につきましては、地方公務員法第3条第3項第3号に基づきまして、あくまでも特別職に属する地方公務員ということで、非常勤が前提でございます。しかしながら、私どもここにお世話になった時に、既に嘱託職員ですごい長い期間の方がたくさんおいでになりました。それを何とか是正していかないと、不安定就労の関係で労働基準法に抵触する恐れがあるということで、先ほど申しましたように、愛荘町嘱託職員の任用に関する要綱を19年4月につくらせていただきまして、その是正化を図ろうとしたところでございまして、その一環として、第2条に定めます「1年を単位として5年を限度」とするというのは、それまでに申し上げましたとおり、同一職場で嘱託職員さんが7年・8年という勤務をしておいでになった方がおいでになりますので、そういったものを少しでも解消していくということで、最長5年としたようなところでございます。今後は、この法に基づいたように、なお一層改善をしていかなければいけないというように思っております。

臨時的任用職員につきましては、あくまでも地方公務員法第22条に則る部分でございまして、その22条職員につきましては、通年1年更新で何年もというのは、今の現在においては、いわゆる6ヵ月雇用させていただいて1回の更新を認めるということで、1年を限りというような形で雇用をさせていただいているというのが実情でございます。以上でございます。

○議長(辰己 保君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)先ほど額の話がございました。冒頭町長が申し上げましたように、合併の直前とそれから20年度の決算等の比較でありましたけれども、職員の方については、当然人数が減ってございますので、それなりの削減額になってございます。

また、嘱託職員・臨時職員でありますけれども、合併する前の17年度は1億5,800万円余りでした。18年度が1億6,800万円、19年度が1億7,000万円、20年度が1億7,300万円というふうに序々に増えてございます。当然、人数が増えているからでございます。

増えているのかについての事。

今年度がだいたいどのぐらいになるかなということでありまして、1億9,000万円ぐらいになるかなというふうに思っております。当然、子どもさんも増えておりますので、それに対応して保育士の採用、あるいは給食センターの建設に伴って、その調理員の増というところ辺で、やはり嘱託職員あるいは臨時職員を増員しているというのが大きな要因になってございます。額的につきましては、以上でございます。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午後4時07分

再開午後4時15分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を行います。

◇森隆一君

○議長(辰己 保君)次に、3番、森隆一君。

### 〔3番森隆一君登壇〕

○3番(森隆一君)3番、森。一般質問に入る前に少しお断りしておきたいのですが、私は読み出すと唾液が喉に詰まって言葉が出ない場合がありますので、水分を取らせていただく場合がありますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入りますけれども、当局の方も単刀直入に答えていただきたいと思います。このたびの選挙で私なりに感じたことを、何点か質問いたします。

1点目におきましては、町長・町議会選挙についての同時選挙について、町長の考え方を尋ねます。また同時選挙のメリット・デメリットを教えてください。

2点目、町議会選挙の候補者あるいは候補予定者になりますが、その方に対して町長自らが運動することまいかなものか。また、議員候補予定者と事務所を同じ場所に持ったことまどのような考え方があったか、お尋ねします。なぜならば、町長は執行者側であり、また議員はそのチェック機関であります。その者が同じ場所で選挙事務所を持つということは、議員との馴れ合いにもなりかねません。真のチェックができるかどうか、疑問です。このようなことは町長自らも考慮しなければならぬことですが、特に、地元自治会においては十分選挙というものを熟慮してまいいと思います。

3点目、今回の選挙のあり方にも疑問が残ったところ。議員そのもののことではありますが、このような選挙でよいのかと考えた時、選挙のあり方に問題があるように思われます。公職選挙法で決まっているものならば致し方ないものですが、例えば、町独自で変えられるものならば、例えばの話であります。議会選挙も供託金を取るとか何らかの方法を講じられないものか、尋ねます。我々議員も議員定数削減について、本気で議論すべき時が来たと考えます。

4点目、投票所について尋ねます。特に愛知川投票所においては、自治会の中心地より遠く、中央公民館にあります。近江線や8号線があり、老人の方たちは苦痛で、たびたび投票所を変えてまいいとの声を聞きます。このような投票所では、投票率を悪くする要因にもなっているのではと思います。愛知川の場合は、自治会の中心地か、あるいはニュータウン辺りの1ヵ所、投票所を設けていただけないかどうか、町当局にお尋ねします。

次に、先ほどから瀧議員の中での郡役所の話ではありますが、だいたいの答えは出ていると思っておりますけれども、郡役所の件についてお尋ねをします。

先般、JA東びわこへ尋ねたところ、今年いっぱい約で、保存かどうか、町に答えを出してまいいとのことでした。

そこで、町にお尋ねいたします。

保存を願う方々は、一生懸命保存に向けて運動されています。保存がはっきり決まったら、寄付等で本気で改修資金を集めるとの意気込みです。しかし、JA東びわこ側の試算は、保存するとしたら土地代金約1億2,000万円、建物修理が約2億円という試算がなされていました。そこで、保存した場合、約3億2,000万円の資金と、先ほどもおっしゃったように、年間にかかる固定経費をどのようにされるのか、お尋ねします。

また、保存されないという選択であれば、そろそろ答えを出す時期にきていると思われれます。1日も早い結論を出されることを望みます。そのことが、保存を願う人たちにも親切かと思えます。いつ頃を目途に結論を出されるのか、尋ねておきます。以上です。

○議長(辰己 保君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)森議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に選挙に関することですが、1点目の町長・町議会議員選挙の同時選挙について、メリット・デメリットをどう思うかのご質問ですが、私はメリットが非常に同時選挙はあると思います。まずは、町が負担する選挙経費が、別々の選挙に比べ、おおよそ3分の2程度で済むということでございます。選挙の種類にもよりますが、今回の選挙経費はおおよそ同時選挙で2つの選挙を合わせて980万円でありました。

次に、有権者の関心が同時選挙ですと非常に高まると。ひいては、行政への関心度合いを高めてもらえるというふうに思います。したがって、投票率の上昇が見込めるということでございます。

さらに、有権者が投票所に足を運んでもらう回数が一度ですむということから、自動車で行かれる方も多い、CO2の削減にも大きな貢献があるというふうに思います。

それから、2点目のご質問で、町長自らが町議会候補者の運動をすることについてでございますが、これは法的に禁止されているものではございませんし、しかし、今回の選挙は私自身町長選挙を必死に戦いましたので、他人の運動をする余裕はありませんでした。

また、議員候補者と事務所を同じ場所にしたことについてであります。選挙は、ご承知のとおり、地元の人たちの応援をいただかなくてはとて選挙になりません。選挙の種類は違えども、今回のように町長選挙と町議会議員選挙は違いましたけれども、同じ地元から2人の候補者が立たせていただいたことから、多くの地元の方々の手間をおかけすることになり、区長さんはじめ役員さん、また候補者双方の責任者の協議によりまして、円満に集落のセンターを使わせていただくことになったものでございます。

3点目、選挙のあり方について問題があるのご認識ですが、選挙は民主主義の根幹をなす制度であります。年月をかけて今日まで幾多の変遷を経ながら制度が進展してきました。最近にありまして期日前投票制度が導入され、この制度の利用者は、選挙ごとに増加をいたしておるところであります。

選挙制度は法律によって厳格に定められており、全国一律の制度として運用されており、独自の制度はとっておりません。したがって、供託金制度の議会議員選挙への導入は、非常に難しいと思います。

4点目の投票所に関するニュータウンの点ですけれども、これは選挙管理委員会所管のことになりますので、選管の書記の方から答弁をさせていただきます。

次に、旧郡役所の保存についてであります。この旧郡役所の保存問題について、私の考えを述べさせていただきます。

この郡役所は、郡の行政機関として大正年間に建てられ、以来80数年間、幾多の変遷を経ながらも愛知郡の中心地に、今も威容を失わず、気高く、崇高にそびえております。



そして、愛知川の中心地の一画で長年かけて形づくられた景観そのものを形成しております。地域住民の皆さんにとっても、長年親しんできた懐かしい建物であり、今はふるさとを離れておられる人たちにとっても、思い出の建物であるに違いありません。

1万人を超える保存署名をはじめ、また100万円のカンパを町に託されましたように、多くの人たちの思い入れ多いこの旧郡役所、そこに心・魂が感じられる、非常にシリアスな存在となっております。

昨年、保存を望まれております団体の方々が、撮影会とか写生会を催されました。私も子どもや大人の人、遠くから来た人、多くの人たちとともに写生会に参加いたしました。写生しながら、私はこの建物が光放つオーラを感じ取り、今も生きていると感じました。中山道の面影がどんどん失われてきた中で、まちの人たちに慣れ親しんできたこの建物は、まちの誇り得る愛知川のシンボルとなっております。

先刻、少し前ですが、大学の学者たち4人もこぞって、この建物の歴史的価値や中に保存されている多くの文献を、これはこのまちのお宝で、まちおこしの拠点にできることを主張されていたところであります。

また、県の文化財当局から聞いたところでは、この建物は十分、指定文化財の価値があるということであり、文化財指定をされますと建築基準法の適用が除外されることから、耐震の義務も義務づけられないということでありました。文化は、人間だけが共有する人々にとってゆとり、やすらぎ、生きがいの源泉であり、その価値を認め合う人間社会の絆であると思っています。

この郡役所は、合併前の愛知川町時代、平成13年、構造や歴史的価値の調査報告書が残され、移転して保存する案などが検討されてきたところであります。愛荘町は、総合計画の中で「まちじゅうミュージアム構想」を立て、街道交流館の整備と旧郡役所の保存活用をうたっているところであります。

最近、他の地域でも東近江市の旧御園村役場や彦根市の辻番所の保存が伝えられております。私は、この旧郡役所を失ったら、内外の心ある人々からの笑いものになるばかりか、後世に大きな悔いを残すことになり、今、歯を食いしばって何とか残す手立てを考えたいと思っております。

保存のための修繕経費は、できるだけ節約することが第一で、一昨年、議会の同意を得て調査およびその経費を積算いたしました。これによりますと約9,000万円程度でありましたが、こん中には耐震工事や外壁・窓の改造費などが多く含まれておりまして、これらの工事を差し引いて、文化財指定を受けることを前提に現状保存を基調として、屋根・トイレ、それから入り口の扉、電気工事など必要最小限度の工事にとどめますと、その時の見積もりを足し算いたしますと、約3,150万円程度と試算をいたしました。

その後の維持管理経費につきましても、電気・水道などの光熱費程度に止めまして、人件費はボランティアを中心にお願いくることとして、最小経費にすることがまずは肝要かと考えているところであります。

また、活用方法につきましては、この知名度を活かしながら、まちづくりの拠点になるよう、観光スポット・コミュニティカフェ・地場産の即売所、あるいは展示場・回想の館・体験学習の場、あるいはまた貸しギャラリーなど、民生活を主体とした運営をすべきものと考えております。

肝心の土地につきましては、東びわこ自らが別のところで支店用地を購入した時は、郡役所用地を町が買ってほしいということをごさしまして、その結論を年内中に出していただきたいということをごさしまして、JAから土地購入することがこの解決の道になってきているところであります。

この方法につきましては、いろいろと検討しているところでありますが、まちづくりの総合交付金対象の一体的なまちづくり事業の中に、街道交流館構想とも併せながら、道路や公園、公民館のところにありますテニスコートの整備、また、大きな災害の時の避難所整備とかいろいろございますけれども、併せて駐車場整備、こういった一体的まちづくり事業に位置づけて交付金の対象事業としてやるとか、また、合併特例債の適用事業としてこの購入費を考えると、また町営住宅の遊休地、もともと豊満の方にあれを改築移転して、あそこでやるという構想もあったところをごさ

いまして、町営住宅の建て直しは、その費用を振り返るとか、あらゆる手段を検討したいと考えているところでございます。そのためにも、住民の皆さんのコンセンサスが必要でございますし、議員各位の温かいご理解をお願いいたす所存でございます。以上です。

○議長(辰己 保君)総務課長。

[総務課長西川都々子君登壇]

○総務課長(西川都々子君)森議員のご質問のうち、投票所についてをお答えさせていただきます。

投票所につきましては、その投票区の中心地付近に設置することとなっておりますが、愛知川の投票所につきましては、町内18投票区のうち2番目に選挙人名簿登録者数が多い投票所であります。投票者の駐車場の確保や土足のままで投票できることなど、投票がスムーズにいただける施設が投票区の中心地付近に存在しないことから、今のところ、投票区内の少し外れてはございますが、愛知川公民館を第13投票区として利用していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、選挙管理委員会の所掌事務でありまして、各投票区の管理は選挙人名簿において行政区ごとに管理されておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)本日の会議は、議事の都合により延長を行います。

森隆一君。

○3場(森隆一君)3番、森。再質問をいたします。

まずは、町長・町議会選挙の同時選挙についてという形の中ですが、メリットの部分はかなりおっしゃっていただきましたので結構でございますけれども、デメリットの部分は何かあるはずですが、全くないのかどうか。これを答えてもらいたいのと、980万円程度で、約3分の2程度で終わったということですが、そのことが同時選挙で投票率を上げるということの答えをいただきましたけれども、本当は町長選と町会議員の選挙は別々にやって、そして町長選の興味と、そして町議会議員選挙の興味をやはり高めていくことの方が、よいと言いますか、そのことがごく当たり前の姿ではないかなと思います。そのために320万円か30万円前後のお金が出るとしたとしても、別々に私はやられた方が、町長においても候補者の方針等がはっきりとその時にわかるということからすれば、同時選挙は、いいことが町長側からおっしゃると多いようですが、考える部分があるのではないかと思いますので、その今の部分を1点目には答えてもらいたい。

2点目におきましては、法的に禁止をされていないから、それでいいのだということではないと思います。町長自らも選挙前には候補者を擁立するために走っていらっやと聞きます。そういうことが、特定の方において走られることは、いいことかどうかということ、容易に町長、そのことから考えていただきましても判断ができることであります。やはり執行者側と、それをチェックする側とが、先ほども言いましたように、馴れ合いになってはいけない。

それと、もう一つ言えることは、やはりモラルの問題ではないかなという気がいたします。そういうことも含めまして、真剣にそういうことに対して、町長そのものも考えていただかなければならないと思いますし、3点目になりますけれども、供託金のことが、例えばの話でありまして、何もそのことをどうこうせよということではなくて、町条例の中で改正ができるようになれば、やはりよりよい方向に改革をしていくべきではないかなと思いますし、そのことが今回、我々側ではあります。選挙の方法が皆さん一生懸命で、過去に準備をされてなったとしても、一般的な町民の皆さん方から問うと、定員が足りないから出たとか、あるいは選挙しなければ出るとかというような、三方に分かれたような部分があるのではないかなという気もいたしますので、これは我々も自戒を込めて言っていることですが、そういうところもありますので、そういう何か新しい方法はないかということも問うているので、そのところをもう一度お答えを

いただきたい。

4点目に対してですけれども、特に愛知川の場合は、中央公民館であるということが投票率の低下にもつながっていますし、そして、8号線や今の近江線がありますので、お年寄りの方などにおきましては、本当に生の声で「困る」と、もっと地方に持って来てくれないかという話が特にあります。それに付随しましてですけれども、今のニュータウン等に、やはり人口も増えていきますので、もう1ヵ所ぐらいは設置すべきといったような状況下にあると思いますし、そのことについても答えをいただいておりますが、考えていただけないかなということで、もう一度答えをいただいております。

そして、郡役所の問題ではありますけれども、これは瀧すみ江議員の時に答えを出していらっしゃいますので、我々も確かにこの郡役所の保存ということに対しては、すばらしいものを後世に残すという意味からおくと、決して悪いことではないかなと思いますけれども、しかしながら、今現在、給食センターを建てたり学校を直したりという形の中で、今農協から出ている試算の中での3億2,000万円近い金額を出して、あるいは今、町は改修は9,000万円前後で3,150万円程度だと、これはあくまでも文化財としての指定があつてのことではないですか。指定がない状況下の中で、これ文化財の指定は取れるのですか、どうなのですか。取れるのなら取れると、はっきり言っていただいた中で、しかしながら耐震装置をしないということ、しなくてもいいということ、人が出入りする場所でありますので、こんなこととんでもない話であると思います。そのことに対して、では耐震装置をしたらどれぐらいかかるかも含めて答えをいただきたいと思ひますし、特に、これから民活でいって、うまくいけばいいのですが、ストップした場合、行き詰まった場合には、どのような保護をしていかれるのか、それも聞いておきます。以上、そのぐらいにしておきます。よろしくお願ひします。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)同日選挙のデメリットというのは、私も気がつかないのですけれども、むしろ森議員さんが、「こんなことがデメリットと違うか」と、教えてまいぐらひに思っております。

それから、候補者を町長自らが擁立に動いたと、早い段階から、これは確かに言えますけれども、やっぱりこのようにいい議会になってもらって、まちづくりに一生懸命になっていただく方々が議場で議論してまいいという思いから、これは早い段階から、「どうや、町会議員に出てくれへんか」というお誘ひは、現にもう何十人という方にやってきたと思ひますけれども、それは堂々とやっておりました。これは私の仕事の、むしろいいまちにしていくなために議論してもいいと思ひています。

供託金の話は、ちょっと私もよくわかりませんが、またこちらの方でお答えさせていただきます。

それから愛知川投票所、これはやっぱり投票所は、私は基本的に多い方がいいと思ひています。やっぱり住民さんの利便性、投票率を上げるためには、投票所はもっとたくさんあつてもいいと思ひています。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午後4時41分

再開午後4時42分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を行います。町長。

○町長(村西俊雄君)文化財の問題につきましては、これは県の文化財もこの建物は十分指定に値するものだという風に聞いておりますし、町が指定してもいいですよという話は聞いています。

耐震の問題は、やるにこしたことはないのですけれども、建築基準法上、適用がない。国宝の彦根城にしても金剛輪寺にしても、一切耐震していません。だから、震度7か8がきたら、お寺なんてもう次々倒れます。阪神・淡路大震災の時もそうでしたけども、これは、やるにこしたことはないのですけれども、必ずしもやらなくてもいいというふうには

私自身は解釈いたしております。

○議長(辰己 保君)総務課長。

○総務課長(西川都々子君)まず、供託金の関係ですけれども、先ほども町長が述べたと思いますけれども、公職選挙法に定められているものですので、法令の方に準拠したいと思いますので、よろしくお願いたします。

そして、投票所の関係でございますけれども、愛知川ニュータウン辺りというようなご質問でございますけれども、選挙管理委員会の方では、選挙人名簿を行政区ごとに管理をしておりますということ先ほど述べさせていただきましたけれども、大字愛知川の行政区として管理をさせていただいております、愛知川ニュータウンのまだ奥の方に、まだ泉町等の住宅がたくさんあります。

今、議員おっしゃられるのは、当然ニュータウンの辺りにもたくさん住宅が増えてきておりまして、奥の方にニュータウンの公民館等がございますけれども、そこら辺を思っているかと思うのですけれども、そうしましたら、仮にそこに置いた場合ですけれども、その奥にあります泉町の住民の方については、当然そこを越えて、近くにありながらそこを越えて、また愛知川公民館の方に投票に来ていただくというような事態にもなりかねます。

公職選挙法の逐条解説方にありますけれども、投票所につきましては、投票区間に設けても違法ではないという行政実例もございますけれども、このような実例は例外でありまして、真にやむを得ない場合に限られ、みだりに設けるべきではないというように解説されておるところもありますし、そして、先般、都道府県の選挙管理委員会連合会の総会が東京の方で行われました。その中で、総務省の選挙部長の講演がありまして、その中の発言の中で、投票区の増設について、次のように答えられているということで情報を入手しておりますので、ご披露申し上げます。

発言の内容といたしましては、合併が進む中で投票区の範囲が大きくなってきている。効率性の追求、選挙人の便宜を踏まえて検討いただきたいというような発言でございますけれども、愛荘町につきましては、秦荘と愛知川が合併しまして、この投票区につきましては当然、合併しましたら整備をさせていただいてもいいわけですけれども、その旧の町のままの投票区で維持をさせていただいております。そのままやはり住民さんの投票率が下がらない状態で、旧秦荘の投票区と旧愛知川投票区の数のそのままの現状で、この愛荘町になってから継続をさせていただいております。

特に、1投票区増えましたのは、市村がすごい大規模な宅造開発によりまして、件数がすごく増加した関係で、中宿・沓掛・市の3つの自治会をまとめて愛知川小学校の方でしてございましたけれども、もうそこに入りきらない状態になりまして、その投票区を市村と中宿・沓掛の2つに分けさせていただきまして、合併してからは、逆に1つ、投票所につきましては増設をさせていただいているところです。

今、森議員のご意見につきましても、選挙管理委員会の方にご意見として承っておりますので、よろしくご理解のほど、お願いたします。

○議長(辰己 保君)3番、森隆一君。

○3場(森隆一君)3番、森。もう一度だけごく簡単にお答えを願いたいと思います。

町長は、先ほどおっしゃったように、議員選挙で動かされたということは、今おっしゃったとおりだと思いますが、その中で、議員側が公正公平な目で見られるかどうかということもやっぱり考えておかないとならないと思います。やっぱり町長が推した議員立候補者の方たちは、多少遠慮も入るだろうし、なかなか自分の思いを吐けない、言えないという場合もありますので、そこら辺をもう一度、公正公平でよいというような答えをいただければ、議員連中もみな自分の思いを言えると思いますので、言っていただきたい。

それと、耐震装置、彦根城とか何とかいう頑丈な建物においては、当然それがなかってもつぶれるようなところではないと思います。しかし、あの郡役所の建物を見ていると、決してそんな頑丈な建物ではないなと思いますので、そこらのところは実際事故が起こってから対応するのでは遅い。それは保存されたという前提に立った場合ですよ。

しかし、そのようなことで、単なる3,100万円や200万円でそれが保存できるのかどうかということも、もう1回考え直す必要があると思いますので、そこらも重々考えた中でがんばっていただきたい。

それと、選挙区のことですけれども、泉町なんかは飛び地になっております。だから、そういうところは特別区的なことをつくっていただいて、やっぱりその地域で投票ができるような方法を講じていただくということは、不可能ではない。

今の現在までの愛知川の投票率を見ていただきますと、本当に前回の半分ぐらいのものです。そういう形の中で、やはりそれがいいとされるのなら、それは仕方ないことですが、やはり投票率を上げるための、町民が参加していただくということの中での投票ですので、なんとしても、やっぱりそれはつくっていただいて、町長が先ほど少しおっしゃったように、あれは非公式で聞いておきますけれども、やっぱり投票所は1ヵ所でも多い方が町民参加ができますので、いいかなと思いますので、その点もよろしく頼みます。

ほかに聞きたいことはあるけれども、以上しておきます。以上です。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)議員と、議会と首長の立場は、やっぱり自ずから違うわけですから、選挙の時の経緯はともあれ、これはもう国会でも全く一緒に、政権をとったところと国会とのやり取り、その政権の担当者とのやりとりは、やっぱり厳しく展開されているのと同じだと思いますので、そこはこれからお互いに切磋琢磨させていただきたいというふうに思います。

それから、耐震の方は、私はJAの見積額とか、何億円とか、えらい大きな額を、どちらかと言えば、これは住民の皆さんに惑わせるというか、これやったら大変な金額がかかるなという宣伝がなされているけれども、私は決して、それはおかしいと思うのですけれども、額を膨大に言って、その住民の皆さんに、「それだけかかるんやったらちょっとなあ、考えもんやな」というふうに、あまり思ってもらうような宣伝はしてほしくないなと思って、あえて今回試算をしてみたのですが、屋根の改修、これは細かく計算していますから、電気、機械設備、下水道、便所の改修、それから内部の仕切りも最小限度見ておまして、先ほども申し上げた3,000万円余りの金額でできるだろうと、耐震は含んでおりません。そして、耐震は含んでいないし、窓枠は下手なさわり方をしたら文化財が指定されないということがありますし、そういうものは外しております。

屋根も当初、屋根上げたら1,100万円ほど減るのでありますが、屋根だけはおこうかというのでみんなと相談しながら、屋根の経費はこの3,100万円等も計上いたして、とにかくお金をかけないというのが大原則でございまして、それに徹して、要するに現状保存、これを何とかやっていければ十分保存できるというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長(辰己 保君)総務課長。

○総務課長(西川都々子君)投票区につきまして、特別区を設けるなどというようなお話でございましたけれども、これにつきましても選挙管理委員会の方としてご意見を承っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◇伊谷正昭君

○議長(辰己 保君)次に、7番、伊谷正昭君。

〔7番伊谷正昭君登壇〕

○7番(伊谷正昭君)7番、伊谷正昭でございます。一般質問をさせていただきたいと思っております。

1つは、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業でございしますが、ちょうど4年目を迎えようとしておるわけですが、各集落は、この3年間でどのように変わったかと。子どもたちからお年寄りまで活動に参加をさせていただき、集落が大変賑やかに、また、田んぼや水路にはいろいろな生き物が住むようになったように思われます。活動

に参加をして、集落の未来を真剣に考えるようになったところでございますが、それについて、いろいろな発見に気がつき、そして、地域の盛り上がりなどがあつたのではないのでしょうか。

体制整備構想は、人や生き物がにぎわう農村が末永く続くように、農地や水路などの施設をまじめ人・水・自然環境・文化といった地域の財産をどのように保全していつて次世代に引き継いでいくかという集落ごとに話し合いをさせていただき、地域の活性化に向けて将来の目標や、それを実現するために必要な体制を具体的にプランづくりをしていかなければならないと考えております。10年後の各集落は、高齢化や混住化の進行が予想されますが、愛荘町としては、どのような施策を立てていただくのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

次に、国道8号線より西部地区は、愛荘町でも環境整備が最も遅れている地域でございます。県・町事業の計画が、長年の懸案が一向に進展の方向性が見えてきておりませんが、今日の現状でございます。この地域は、愛荘町全体としても大きな格差のあるところでもございます。

その一つは、ほ場整備ができていないため、水路とか道路の不整備で特に水路は昔ながらの素掘水路で幅も狭い現状でございます。このことから、農地・水・環境保全向上対策事業におきましても水路・道路の改修工事ということで、本当にハード事業に費やしているのが現状でございます。本来の環境保全対策がほとんどできておりません。また、県事業の1級河川不飲川の改修計画、さらには愛知川右岸道路の計画、県道神郷彦根線の計画は数十年前からございましたが、いまだに見通しが立っておりません。事業の所管管轄が違うせいかもしれません、法線・線形の全体計画をいまだに示されておりませんし、また、この地域は、最近のゲリラ豪雨によりまして、水路河川があふれまして、田んぼ・田畑が冠水して多大なる被害を及ぼしているのが現状でございます。

こうしたことから、道路整備も大事でございますが、まず西部地域におきましては、水路の改修を優先していただきまして、整備計画に推進をしていただきたいと、かように思っているところでございます。

水路の改修につきましては、下流彦根市を含めた広域的な計画をしなければならないというふうな現状でございます。これについても、町はどのような整備計画で考えておられるのか展望をお示しいただきたいと、かように思います。

3つ目は、町営住宅の跡地の各地元の要望についての対応でございますが、まずは、私どもの長野西の出屋敷の跡地につきましては、従来から町の方に要望させていただいておりますように、長野西の第2公民館建設用地、さらに地域を囲う長野東さん、長野新町さん、亀原さん、川原さん、こういう広域的な地域を含めました広域的な防災施設センターとか、例えば防災公園、さらには不飲川改修の代替用地、公的な活用をぜひしていただきたいと、かように思っております。私の方からの一般質問を終わらせていただきます。

○議長(辰己 保君)管理課長。

〔管理課長北川孝司君登壇〕

○管理課長(北川孝司君)伊谷議員のご質問のうち、町営住宅の跡地利用計画について、お答えをさせていただきます。

町営住宅の跡地につきましては、豊満2ヶ所、愛知川・沓掛・長野の5ヶ所におきまして、合わせますと登記簿面積としまして1万7,000㎡を保有しております。当該地域におきましては、約4,000㎡弱となっております。

町の公有財産につきましては、その有効活用を図る観点から、公有財産有効活用検討委員会を平成20年3月に設置いたしました。学校給食センター建設用地や町営住宅跡地利用など、種々ご協議をお願いしてきましてところでございます。

その中で、町営住宅の跡地利用につきましては、まず地元での統一した考え方についてのご意見を求めさせていただき、当該地につきましては、第2公民館・駐車場および道路拡幅代替用地などの利用として、地元の自治会からの

申し出がありました。また、公民館建設準備のための資金積立も既に実施されていると聞いております。しかしながら、跡地についての利用計画案までは示していただけていないところがございます。このようなことから、今後進めていく上におきましては、地元と協議をさせていただきたいと考えております。

また、広域的な防災施設センターなどにつきましては、旧町単位で現在2ヵ所設置させていただいており、現在のところ考えておりませんので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)農林商工課長。

〔農林商工課長桑島正幸君登壇〕

○農林商工課長(桑島正幸君)伊谷議員の「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業」の1点目の「体制整備構想の将来の体制について」のご質問について、答弁をさせていただきます。

平成19年度から29地区・1,130ha余りで、この事業に取り組んでいただいたところがございます。3年目にあたります平成21年度において、体制整備構想(案)を提出していただき、協定最終年度であります平成23年度におきまして、体制整備構想(案)を策定し、提出していただくことになっております。

各活動組織におきましては、それぞれの立場で熱心に論議され、活動していただいているところですが、特に書類作成等でご苦労いただいております、いろいろな疑問点などについて、町と活動組織で連携しながら進めさせていただいているのが現状であります。

多くの活動組織から、「事務は大変であるが活動に取り組んでよかった」、「地域のコミュニティが今まで以上に深まった」とのご意見もいただいております。

伊谷議員のご質問のとおり、現在、各活動組織において体制整備構想(案)の作成について論議をいただいているところですが、町といたしましても、10年後を見据えた時に高齢化・混在化が進み、結果として農村環境が維持できなくなるのではないかと懸念をしているところがございます。

この体制整備構想(案)の作成につきましては、現状を把握し、10年後の実行可能な地域のあり方を考えていただき、今から取り組むべき方向を考えてもらうための構想でありまして、町といたしましても、構想作成にあたっては、少なくとも現状の体制が維持できるような事務的な支援をしていきたいと考えております。

また、この農地・水・環境保全向上対策事業の継続につきましては、平成19年度から平成21年度までの実績を評価した上で、平成24年度からの第2期目が実施されるか否か、国において検討されているところであり、第2期目の実施実現に向け、活動組織からのご意見もお聞きしながら、国や県に事業継続について要望しており、少しでも活動組織が将来にわたって希望の持てるような支援が展開できればと考えております。

次の「地域農業の担い手について」のご質問でございますが、現在、認定農業者は2月末現在で17名、農地組合法人は平成22年1月に1団体が設立され6団体、それから特定農業団体は11団体が認定されております。

こうした集落や農家以外での取り組みにつきましては、それぞれの実態に応じた営農形態を立ち上げ、その構成員として参加いただけるよう、今後とも働きかけてまいりたいと考えております。

また、担い手についての育成策でございますが、その立ち上げやレベルアップには一定の支援が必要と考えておりまして、集落の合意形成や、さらに経理の一元化など、発展段階に応じたアドバイザーの派遣、効率的な作業体系や農業機械の導入など、ソフト・ハードの両面で支援措置を図っていく考えであります。

また、担い手経営規模の拡大につきましては、一定の成果を見ているものの、農地が点在し経営負担となっております。今後ますます担い手の農地流動化が進むものと見込まれる中で、農地の集積化を流動しながら生産コスト低減にも努めてまいりたいと考えております。

将来展望についてでございますが、今後は、担い手農家の生産コスト低減に向け、農地の集積化が進められるよう

体制づくりを確立する必要があります。

農産物の流通面におきましては、地産地消も進めていく必要があり、消費者ニーズに合った安心・安全な農産物の生産にも努めてまいりたいと考えております。また、直売所を視野に入れた農産物加工や、農産物に付加価値をつけた商品開発等にも取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)建設課長。

〔建設課長田原秀郷君登壇〕

○建設課長(田原秀郷君)私からは、不飲川改修、愛知川右岸道路、神郷彦根線道路整備の事業計画等について、お答えをさせていただきます。

不飲川改修、愛知川右岸道路、神郷彦根線道路整備の事業計画等についてですが、不飲川改修、右岸道路、神郷彦根線の道路整備事業についての経緯について、簡単に説明をしておきたいと思っております。

不飲川改修事業については、平成12年に推進協議会を立ち上げ、地元調整を図りながら一進一退を繰り返してきました。現在は事業を再開しておりますが、推進協議会からの質問で、計画河川の川床と隣接する田んまの関係から、現在、地下水調査・解析等を実施していただいているところでございます。

愛知川右岸道路整備事業については、昭和58年に促進期成同盟会を設立し、事業推進に努めてまいりました。国道8号と交差する部分は、地権者の協力を得て一部確保までできているものの、先線は不飲川改修、神郷彦根線道路整備事業の法線が交わる関係により、進んでおりません。

県道神郷彦根線道路整備事業については、平成15年に、「のとひこ道づくり協議会」を立ち上げ、道路の規模・ルートを地域住民の代表の方から検討していただき、16年3月に彦根市の県道三津彦根線から東近江市の佐生今線までの最適ルートを決定的にいただきました。現在、23年度国庫補助事業採択を目指しまして、各調査を委託し、準備をしているところでございます。

この3事業は、法線上、綿密な関係にあり、特に神郷彦根線の愛知川架橋に伴う桁の高さが決定されないと、他の2次業についての計画では立てられないことから、神郷彦根線を優先させ実施する予定であります。

次に、水路改修を優先した政策方針についてですが、議員がおっしゃるとおり、ほ場整備ができていないため、普通河川等の水路については昔のままの状態であります。機能管理については地元にて委託をしております。川掘りや川ざらい等の作業によって管理をいただいている状態です。現時点では、水路改修の優先した政策方針はありませんが、川幅が広く、地元で管理しきれない改修が必要な主要な水路については、町としても対応していかなければならないと考えております。

水路改修の実施には、まず現地調査のうえ、整備マニュアルや計画策定が必要と考えますが、水利権や1級河川への流末処理等に伴う河川法上の関係、また、下流域の彦根市との連携等広域的な取り組みが必要となってくることから、慎重に対応していきたく考えます。以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)7番、伊谷正昭。

○7番(伊谷正昭君)7番、伊谷でございます。今ほどは縷々説明をいただいたわけですが、1つは、体制整備構想でございます。これにつきましては、正直申し上げまして、各集落には1回だけ説明があったのみで、その方針と申しますか、これは当然、地域の話し合いで決めていかなければならないことではございますが、今お話を聞かせていただくと、書面での案に過ぎないと。町としては、今後の農業の担い手を踏まえまして、どのようにお考えと申しますか、もっと指導力のある支援をいただきたい、このように私どもは考えております。これについても、町長さんの



ご意見をお聞きしたいというふうに思っております。

それと、西部地域が全体に遅れているというふうに申し上げまして、今3つの重要な県の事業がございます。これにつきましても長年の懸案ではございますが、一向に進んでおりません。というのは、今お話がございましたように、今回のお話を聞かせていただくと、神郷彦根線が架橋の高さによって優先をされるので、不飲川は後回しのように聞こえてきております。私も、不飲川の改修が長年の懸案でございまして、それが整備をできないことには、ご存知のように、農地についても整備ができないというのが現状でございます。そういうことも含めまして、もう一度、再度質問を今させていただいているわけでございますが、具体的にもう少し提示をいただけんものかなと思いますので、ひとつご回答をお願いしたいと思います。

○議長(辰己 保君)建設課長。

○建設課長(田原秀郷君)ただいま不飲川の質問でございますけれども、不飲川につきましても、今、解析等をやられているということで、それが出ましたら今度、推進協議会を開催させていただいて、課題等の明確な協議になると思います。これが今思っておりますところ、4月中には何とか開催させていただけたらなと思います。以上でございます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)農業まるごと保全向上の体制整備構想なるものですが、私もこれまだ十分認識できていないのが現状でして、目的とするところ、何を目標そうとしているところ辺が、もうちょっとつかみかねているのが現状で、お恥ずかしい次第でございますけれども、この4月、新しく各自治会の区長さんならびに組合長さんが早々には会議がございますので、その時にはきちんと説明ができるように勉強して、指導ができるようにがんばってまいりたいと思います。

○議長(辰己 保君)7番、伊谷正昭君。

○7番(伊谷正昭君)7番、伊谷でございます。今町長さんの発言・お答えは、全然わからないということですので、これは本当に申し訳ないですけれども、もう少し担当課に任せるべきですね。これはやはり愛荘町としては、先ほどおっしゃっています農業育成をどうするかと。今65歳の方が10年先には75歳、もう百姓までできない。各地域においても後継者がほとんどありません。今お聞きすると、認定農家にしろ営農にしろ限られておるわけです。愛荘町におきましては、ほとんど高齢者です。それについても私たちの切なる要望は、町ももっと指導できる立場で、それは近い地元が一生懸命ならないとあかんわけですけれども、今の現状はどうも、何とかなるというような気持ちでおられる方がほとんどですし、行政もそれに熱が入っていないと。

農村まるごと向上対策につきましても、一方的な県なり国のいろいろな書類づくりとかそういうことで、この3年間過ごしているわけですけれども、ただし、この地域を見る目、また生き物が蘇ったとか、水が環境がよくなったとかいうのは言えるのですけれども、それ以上のことは、今度は農業経営的に、またコスト的に、町長がおっしゃっている、例えば、給食センターの地産地消とかおっしゃっていますけど、こういうことが全然介入されていないというのが現状でなかろうかなと思いますので、失礼ですけれども、ぜひもう少し勉強していただいて、町政に反映できるようにひとつお願いを申し上げておきまして、私の質問とさせていただきますので、よろしくお願いします。

◇河村善一君

○議長(辰己 保君)次に、6番、河村善一君。

[6番河村善一君登壇]

○6番(河村善一君)6番、河村善一。2つの点について一般質問を行います。

現在、愛荘町、特に愛知川地区では、あちこちで開発が進み、田んぼが埋め立てられ、商業施設の建設や宅地分

議が進んでいます。そのため、今まで農業関係者はじめ各自治会が守っていた公衆用道路や用悪水路の維持管理に変化をきたし、それらの維持管理が難しくなっています。そこで何点か質問し、町の見解を求めます。

第1点、田んぼの開発を申請される場合、可変側溝を道路側にされる場合と開発業者側にしてもらおう場合とでは、大きな違いが出てきています。開発業者側の土地に可変側溝をしてもうと、その後の維持管理を開発業者側にしてもらおうこととなります。もし仮に可変側溝を道路側にした場合、その後の維持管理は町が責任を持たなければなりません。可変側溝が傷んだ場合、町が直さなければならぬし、事故が起こった場合、町が責任を持たなければならぬと考えます。そのようなことから、可変側溝は、極力開発業者側にしてもらおうべきだと考えますが、町の見解を求めます。

第2点、開発のため、川のすぐそばに高いフェンスをつくられることがあります。そうすると、農家および自治会で維持管理をしていた河川の清掃の泥揚げ場がなくなり、河川の清掃に支障をきたすこととなります。

また、揚げた泥をフェンスの外に搬出できないと、そのまま放置され、また川に落ちてしまい、川が埋まってしまうという悪循環となってしまいます。そのため開発業者には、河川の清掃清掃を見越した泥揚げ場の確保と、それを運び出す通路の確保、フェンスをされた場合には運び出すための何か所かの門扉を求めたいと考えますが、町の見解を求めます。

第3点、今まで田んぼであった場合、雨が降っても田んぼの全面積で雨水を受け入れ、時間をかけて排水路に水が流れていました。しかし、宅地化された場合、一気に雨水が排水路に流れ込み、排水路をオーバーするのではないかと心配であります。それを見越した上での開発の許可をされているのか。また、その対策は万全であるのか、心配でなりません。その点について、町の見解を求めます。

第4点目、田んぼがある間は、農家はじめ農業組合の方々の努力によって用悪水路の維持管理がなされていますが、その田んぼがなくなると誰も河川を維持しなくなってしまうのではないかと、心配です。その場合、開発業者にも責任の一端があると思われませんが、開発業者への指導などのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。以上の4点について町の見解を求めます。

第2点、急激に膨らむ自治会について、お尋ねいたします。現在、愛荘町では宅地造成が進み、ある自治会では急激に人数が増えています。先日3月7日行われた老人クラブの総会では、会員168名中121名が集まれ、集会場に机を並べると、超満員のいっぱいいっぱいであったとお聞きいたします。

また、平成22年のその自治会の1年生～6年生までの小学生の人数は162名とお聞きいたします。今月開催予定されている子ども会の歓送迎会は、卒業生の現6年生も加わりましてさらに人数が多くなり、開催場所に苦慮されていると聞いています。

そこで、現在老人クラブおよび子ども会が一堂に会する集会場の増築を計画されております。当初の予想をよるかに超え急激に膨らむ自治会に対して、町として何らかの手立て、特別の補助事業等の予定はあるのか、お尋ねいたします。

以上の2点について、町の見解を求めておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長(辰己 保君)政策調整室長。

〔政策調整室長村西作雄君登壇〕

○政策調整室長(村西作雄君)私からは、「急激に膨らむ自治会について」ということで河村議員からご質問されました件で、お答えをいたしたいと存じます。

自治会にかかる集会所等の増築であります。町単独事業で平成24年度までの限定として、補助率2分の1、補助金限度額500万円の自治ハウス整備事業があり、人口増により増築する場合、1自治会1回限りではありますが、助

成を受けていただくことができますので、ご活用いただきたいと思います。

○議長(辰己 保君)建設課長。

〔建設課長田原秀郷君登壇〕

○建設課長(田原秀郷君)私からは、補修道路と用悪水路の維持管理について、お答えをさせていただきます。田んぼの開発に伴う道路側溝の位置については、道路に法面などの余裕幅があるかどうか、前後に道路側溝があるかどうか、道路法線かどうか、開発者の意図かどうか、等で開発者と協議のうえ、決定しております。

例えば、開発区域に側溝を含む道路については、都市計画法32条により協議をし、同法40条の規定により、土地ともに町に帰属することとなり、帰属後は町が維持管理をすることとなっております。

ご指摘の可変側溝についても、多くは道路側溝として町が管理していくこととなりますが、位置等については、開発協議の段階で十分検討し指導をしていきたいと考えます。

次に、開発に伴う河川の泥揚げ場と排出道路の確保についてですが、開発行為をしようとするものは、面積によりますが、着手前に町長および県知事の許可を必要とします。都市計画法・町開発指導要綱の意図する目的を十分に果たすため、開発許可申請に先立ち、当該区域をいかに開発すべきかについての事前審査制度を行っております。現在では、この事前協議の段階で現実に機能管理しておられる自治会、または土地改良区に十分説明し、理解を得るように指導しております。今後においても、開発者による地元説明会の時に、河川の維持管理に伴う協議を十分していただくよう連絡調整等を図ってまいりたいと考えます。

次に、田んぼを造成された場合の雨水対策についてですが、開発者から事前協議の時に流域を決定し、排水計画を提出させ、審査をしております。豪雨の場合も考慮し、一定の流量をオーバーする場合は、調整機能を持った工作物の設置について指導をしております。町としても十分現地を踏査し指導いたしますが、地元説明会の時に十分に協議をして、お互いが理解していただくよう開発者および地元に指導調整をしたいと考えます。

次に、田んぼがなくなったあとの用悪水路の維持管理についてですが、この件についても地元協議の際、開発者と維持管理についての協議を十分されるよう指導、連絡調整して進めております。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)再質問しておきたいと思えます。

公衆用道路の用悪水路のことについて今述べていただいたわけですが、現状の問題提起を今回させていただきました。今後、地元もそうですけれども、やはり町で許可をもらっていたから、もう十分な説明がなされていないのが今の現状ではなかろうかと考えております。

今後、十分なちゃんとした指導、取り組みというものをさせていただきたいということ。その取り組み、指導についてのことについて答弁を求めておきたいと思えます。

第2点、急激に増える自治会のことについてですけれども、今現状では、増改築について補助金限度額500万円、補助率2分の1となっております。現状、今そこの集落に聞きますと、自治会加盟の世帯数は701世帯・1,917人と聞いております。こりのような急激な自治会に対して補助率アップ、あるいはまた、規模の大きな自治会に対しては補助金限度額のアップなどは考えられるか。そのことについて答弁を求めておきたいと思えます。以上2点です。

○議長(辰己 保君)建設課長。

○建設課長(田原秀郷君)開発等の指導ということでございますけれども、町といたしましても、先ほど答弁させていただきましたとおり、地元説明会を開いて十分な説明をするよう開発者に指導していきたいと、このように考えます。以上です。

○議長(辰己 保君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)ご承知のように、集落に対する補助金は、今言いました自治ハウス整備事業とか、笑顔あふれる元気なまちづくり事業、あるいはわがまち夢プラン事業、あるいは商工関係の補助金、いろいろございます。これらは、すべて合併時に、例えば自治ハウス整備事業は取り急ぎは24年度までの限定です。あるいは、わがまち夢プラン事業は23年度まで、それぞれ年度を限って事業を、補助制度を維持してまいったところでございます。

そういったことから、新年度早々にも「まちづくり補助金等制度見直し検討プロジェクトチーム」というのを組織しようと考えております。これによりまして、今ほどいただきましたことの課題も含めまして、補助金のあり方等についてもこのチームで検討して、来年からはもうやめますという急な話ではなくて、事前に十分チームで論議した中で、方針等についてもできるだけ早い時期に示させていただこうと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長(辰己 保君)これで一般質問を終わります。暫時休憩とします。

休憩午後5時31分

再開午後5時40分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を行います。

お諮りします。ただいま報告2件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、報告2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

### ◎報告第2号・報告第3号の報告

○議長(辰己 保君)追加日程第1、報告第2号専決処分の報告について、追加日程第2、報告第3号専決処分の報告についてを一括議題にします。

町部局の報告を求めます。教育次長。

○教育次長(辻孝志君)報告第2号および報告第3号について、説明をさせていただきます。地方自治法第180条第1項の規定により、3月12日付で次のように専決処分したから、同項第2項の規定によりこれを報告させていただきます。

専決処分といたしまして、町長の専決処分の事項の指定の規定により、工事請負契約について、次のとおり専決処分させていただきました。

1. 契約の目的平成21年度工事第1号愛知中学校校舎増築および空調改修工事(建築)

2. 変更金額の金額変更前の契約金額1億9,833万3,450円

変更後の契約金額1億9,938万3,450円

3. 契約の相手方滋賀県栗東市辻474番地2

株式会社丸屋建設代表取締役島田頼次

次に、報告第3号でございます。

1. 契約の目的平成21年度工事第3号愛知中学校校舎増築および空調改修工事(給排水・冷暖房設備)

2. 変更金額の金額変更前の契約金額6,819万6,450円

変更後の契約金額6,945万6,450円

3. 契約の相手方滋賀県野洲市小篠原2097番地3

株式会社北中工業代表取締役北中良樹

以上、報告とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)これで、報告第2号および報告第3号を終わります。

#### ◎延会の宣告

○議長(辰己 保君)お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、3月20日から3月22日までの3日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、3月20日から3月22日までの3日間、休会とすることに決定しました。

再開は、3月23日(火)です。当日は午前9時から議会運営委員会を、引き続き全員協議会を開催いたします。よろしくお願い申し上げます。

本日はこれで延会します。ご苦労さまでした。

## ■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日: [1日目](#) / [2日目](#) / [3日目](#)

### 平成22年3月愛荘町議会定例会

3日目(平成22年3月23日)

開会:午前11時20分 閉会:午後1時41分

#### 議会日程

- |       |        |                            |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第 1 | 議案第16号 | 平成22年度愛荘町一般会計予算            |
| 日程第 2 | 議案第17号 | 平成22年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第18号 | 平成22年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算    |
| 日程第 4 | 議案第19号 | 平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算    |
| 日程第 5 | 議案第20号 | 平成22年度愛荘町老人保健事業特別会計予算      |
| 日程第 6 | 議案第21号 | 平成22年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算   |
| 日程第 7 | 議案第22号 | 平成22年度愛荘町下水道事業特別会計予算       |
| 日程第 8 | 議案第23号 | 平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計予算      |

#### 追加議会日程

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第24号 | 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例                       |
| 日程第 2 | 議案第25号 | 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例            |
| 日程第 3 | 議案第26号 | 愛荘町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を廃止する条例    |
| 日程第 4 | 報告第 4号 | 平成22年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、集至予算書、資金計画書の報告について |
| 日程第 5 | 同意第 2号 | 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて              |
| 日程第 6 | 同意第 3号 | 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて              |
| 日程第 7 | 同意第 4号 | 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて                 |

- 日程第 8 同意第 5号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 同意第 6号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 選挙第 6号 愛荘町選挙管理委員会委員および委員補充員の選挙について
- 日程第11 議提第 5号 議会広報特別委員会閉会中の継続調査について
- 日程第12 議提第 6号 議員派遣について
- 日程第13 意見書第1号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで、追加日程第1から追加日程第13まで議事日程に同じ

## 出席議員(16名)

- 1番 徳田文治
- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 4番 吉岡あみ子
- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一
- 7番 伊谷正昭
- 8番 瀧 すみ江
- 9番 小杉和子
- 10番 西澤久仁雄
- 11番 外川善正
- 12番 村木嘉博
- 13番 竹中秀夫
- 14番 高橋正夫
- 15番 本田秀樹
- 16番 辰己 保

## 欠席議員(0名)

なし

## ◎開会の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

暫時休憩します。

休憩午前11時21分

再開午前11時21分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま議案3件・報告1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、議案3件・報告1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第1、議案第24号愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第24号、愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。別冊の説明資料の方をご覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、まず1点目、合併後、両庁舎において、それぞれサービス室を設置をしてきましたが、愛知川サービス室の業務につきましては、すでに住民課において事務を引き継いでいることから、廃止をするものでございます。

また、2番目といたしましては、定住自立圏推進要綱に基づく湖東定住自立圏の形成に関する協定書を彦根市との間で協定を締結し、圏域全体の住民福祉の向上および地域振興を図ることから、政策調整室に「定住自立圏構想に関すること」の業務を付け加えるものでございます。

もう1点につきましては、下水道整備事業につきましては、平成元年に計画決定および事業認可を受け、下水道事業に着手をし、順次、管渠工事の整備拡大を図ってまいりました。平成9年度より順次供用開始を行い、平成21年度末の普及率につきましては98.7%の見込みでございます。

こういう進捗状況から、今回、建設課と下水道課の統合を図らせていただいて、「建設下水道課」を設置するものでございます。これらに伴いまして、それぞれ所要の条例の改正を行うものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。



〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第24号、愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第2、議案第25号愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第25号愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

改正理由といたしましては、人事院勧告ならびに平成22年4月の労働基準法の改正に伴い、月60時間を超える超過勤務手当の支給割合の引き上げと、当該引き上げ分の支給に代えて超過勤務代休時間が指定できる制度を新設するもので、これに伴いまして、超過勤務手当の支給割合の引き上げと超過勤務代休時間の新設に伴い、所要の条例の一部改正をさせていただくものでございます。

時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべく時間、時間外勤務代休時間について、新たに第8条の2の条文を加えさせていただくものでございます。

また、第10条第1項および第15条第3項につきましても所要の改正をさせていただくものでございます。

これにつきましては、付則、この条例は、平成22年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第25号、愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第3、議案第26号愛荘町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第26号愛荘町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

こちらの議案につきましても、先ほどの議案第25号と同様でございます、人事院勧告ならびに平成22年4月の労働基準法の改正に伴い、月60時間を超える超過勤務手当の支給割合の引き上げと、当該引き上げ分の支給に代えて超過勤務代休時間が指定できる制度に伴いまして、改正をするものでございます。

第2条第2号中を所要のとおり改正をするものでございまして、平成22年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第26号愛荘町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

#### ◎報告第4号の報告

○議長(辰己 保君)追加日程第4、報告第4号平成22年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書の報告についてを議題とします。

町部局の報告を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、報告第4号平成22年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書の報告をさせていただきます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成22年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書について、別冊のとおり報告をさせていただくものでございます。

この公社につきましては、公有地の拡大推進に関する法律に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分を行うことにより、地域の秩序ある整備促進と住民福祉の増進に寄与することを目的として、合併前の県下市町が共同で設立をしたものであります。現在、滋賀県と5市6町により構成を行っております。

まず1ページであります、平成22年度滋賀県市町土地開発公社事業計画でありまして、事業関係では、新規事業の申し入れ予定はなく、本年度に償還が満了する土地について、申し出団体に譲渡する予定でございます。

また、3ページでございますが、平成22年度当公社収支収入支出予算であり、1億6,902万円と予算を定めております。主なものにつきましては、借入金の償還がほとんどを占めてございます。

次に、9ページであります、資金計画を定めておりまして、平成22年度末借入金残高見込、3億263万2,000円となる見込みでございます。

これら平成22年度の事業計画、収支予算、資金計画につきましては、平成22年2月18日の理事会におきまして既に可決されておりますので、ここにご報告を申し上げます。以上です。

○議長(辰己 保君)これで報告第4号を終わります。

## ◎議案第16号～議案第23号の上程、予算特別委員会の審査報告、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)次に、日程第1、議案第16号平成22年度愛荘町一般会計予算から日程第8、議案第23号平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを一括議題として、3月10日の議事を続けます。

まず、議案第16号平成22年度愛荘町一般会計予算は、予算特別委員会に付託され、審査が行われた報告書が提出されていますから、予算特別委員会の審査報告を求めます。予算特別委員会、西澤委員長。

[予算特別委員会委員長西澤久仁雄君登壇]

○予算特別委員会委員長(西澤久仁雄君)それでは、予算特別委員会委員長報告を行います。

平成22年3月23日

愛荘町議会議長辰己保様

愛荘町予算特別委員会委員長西澤久仁雄

本委員会に付託された件は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町会議規則第77条の規定により報告します。

1審査結果。議案第16号平成22年度愛荘町一般会計予算を原案可決する。

2審査経過。3月11日・12日に総務部門、民生部門、産業建設部門および教育部門に分け、総括質疑を行い、慎重に審査しました。

主な内容は、総務部門、町民税の固定資産税の同和減免、滞納および法人税について。国庫補助金の地域活力基盤交付金について。雑入は、職員の駐車場使用料。第一化成協力費について。財政健全化移行に向け、公会計について。議会費は、議員報酬について。一般管理費は、人件費、時間外手当、嘱託職員・臨時職員等について。文書広報費は、町広報・町制要覧について。企画費は、郡役所および湖東定住自立圏等共生ビジョンについて。電子計算費はコンビニ交付について。

民生部門は、社会福祉総務費の子ども手当と出産育児一時金について。社会福祉施設費のコミュニティづくり推進事業補助金、部落解放・人権施策確立要求郡実行委員会負担金、就労対策推進員について。老人福祉費の特別擁護老人法等借入金償還補助金について。介護保険費の特別会計の繰出金について。児童福祉費の保育所の入所状況・延長保育・待機児童および職員体制と子育てについて。保健衛生費の自殺対策強化について。環境衛生費のごみ収集、合特法およびさわやかまちづくり推進について。

産業建設門は、使用料の住宅使用料について。失業対策費の雇用形態について。農業振興費の認定農家の補助について。林業振興費の野猿捕獲の対策、森林整備地域活動支援交付金について。商工振興費の演劇出演、住宅リフォーム補助金について。観光費の街道交流館、山比古湧水および観光協会について。道路新設改良費の土木事業地元負担金について。道路維持費の除雪費について。交通安全対策費の町道の横断歩道について。河川総務費の河川草刈工事について。

教育部門は、教育総務費の人件費、不登校生徒、愛知犬上郡通級教室、特別支援教室およびALTIについて。小学校費の医薬材料費、燃料費、光熱水費および要保護児童奨励関係について。中学校費の修学旅行料金について。幼稚園費の送迎バスについて。社会教育費の読書推進、町史編纂、ハーティーセンター秦荘・体育施設の指定管理、警備員の設置、図書費購入費、地域総合センター、教育推進員、東近江少年指導センターおよび、みんなで築く生涯学習まちづくり事業費について。そして、秦荘中学校のクラブ活動の事故について。

最後に総括質問として、嘱託職員、臨時職員および時間外・通勤手当について。予算編成、総合計画、多文化共生プランおよび公債費について。区長・総代会研修交付金および生活環境整備についてなど、活発な審議が行われました。

審議終了議、反対討論1件、賛成討論1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第16号は可決するものと決しました。なお、委員長に所用ができ退席させていただきましたから、総括質問以後は副委員長に交代したことを申し上げ、以上で委員長報告を終わります。

○議長(辰己 保君)これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。

平成22年度一般会計予算においては、議会費の報償費で新たに手話通訳謝礼が計上され、誰もが議会を傍聴できる条件づくりとして、聴覚障がい者に対する理解が進められました。このように、町民の福祉・暮らしの向上を図っている数々の施策については評価するところです。私は、町民の立場に立って納得できない3つの点を訴えて、議案第16号平成22年度愛荘町一般会計予算に対して反対を表明します。

1点目に、体育施設の指定管理者制度の導入に伴い、昨年4月から町民からも体育施設の使用料が徴収されるようになり、町民の方々の負担が増え、多くの苦情が寄せられました。

特に、高齢者が町内体育施設を使ってゲートボールやグラウンドゴルフを行う場合にも、半額減免という規定はありますが、一昨年よりも負担が増えて、気軽にスポーツを楽しむことができない状況が生まれました。このことは、介護保険料の引き上げを抑えるためには介護予防に努めるしかない、行政の説明に逆行するものであることを訴えます。この矛盾は、平成22年度愛荘町一般会計予算においても解消されずこいます。

2点目に、行政は固定資産税の同和減免廃止に向けての方向性を示されたことには評価しますが、コミュニティづくり推進事業補助金50万円の拠出を改めようとしません。自治会への補助を削減した状況を考えても、整合性はありません。

また、部落解放人権要求郡実行委員会負担金の拠出も見直す時期にきていますが、その拠出をやめようとしません。

3点目に訴えておきたいのは、湖東定住自立圏への参画による予算です。昨年の9月に形成協定を拙速に結び、共生ビジョンをつくったことによる予算の計上がありますが、湖東定住自立圏は、補助金を得るがために足早に立ち上げられ、共生ビジョンは議会に諮ることも住民に公開されることもなく、その内容が愛荘町民にとって本当によいものかどうか疑問のまま、実行に移されようとしています。湖東定住自立圏が合併に類似したものであるという懸念を持たざるを得ないことを訴えて、反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論ありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。賛成討論を行います。予算特別委員会と同じ文言がありますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

議案第16号平成22年度愛荘町一般会計についての賛成討論を行います。

3月11日・12日と2日間において、総務、教育、産業建設委員会の中で慎重審議の結果、当局の努力が伺えます。平成22年度愛荘町一般会計予算の規模につきましては、79億7,500万円で、前年度と比較して3億円の減で、3.6%の減を計上されております。

まず歳入であります。町税につきましては27億3,223万円を見込み、前年度対比7,390万円減の2.6%の減となっております。特に、経済情勢の急激な悪化が影響し、法人町民税では、過去にない低い数字になっております。主要企業に対しましては、ヒアリングのうえ、見込額を計上されたと聞いておりますが、今後大きく伸びるものとも考えられません。引き続き、町税の徴収率アップに努力され、税の公平性の努力に努められたいと思います。

次に、基金等取り崩しの繰入金であります。町税収入の減により基金の取り崩しはやむ得ない状況であると察しますが、財政調整基金の残高では、合併時の12億円から平成22年度末現在見込額が6億円と、約半減になっており、毎年1億円ずつ減少している状態です。将来を考え、残高の減少を食い止める必要があると考えております。

次に、町の借入金残高ですが、合併時96億円でありましたが、平成22年度末残高見込みは、98億円です。毎年1億5,000万円ずつ減少している状況で、当局の努力が伺えます。

一般会計全般では、税収の不足と次年度に学校給食センターの建設が控えていることから、実質的には積極的な予算となっております。今般の社会情勢からやむ得ないものと考え、賛成するものであります。

○議長(辰己 保君)ほかにも討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。この表決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)起立多数です。着席してください。

よって、議案第16号平成22年度愛荘町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。再開は、1時からとさせていただきます。

休憩午前11時49分

再開午後1時00分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を行います。

### ◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)次に、議案第17号平成22年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決します。この表決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。着席してください。

よって、議案第17号平成22年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)次に、議案第18号平成22年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。  
これより、議案第18号を採決します。この表決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。着席してください。よって、議案第18号平成22年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)次に、議案第19号平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありますか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。

議案第19号平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算に対して、反対を表明します。

併せて、議案第21号平成22年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第23号平成22年度介護保険事業特別会計予算に対しても、この場で反対を表明しておきます。

平成22年度予算は、民主党が新政権となってから初めての予算です。しかし、政権が変わっても自公政権の置き土産が引き続き国民を苦しめています。国民が直面する困難を解決し、制度を改善していく取り組みが求められています。

国民健康保険税は、年々改定され引き上げられています。平成22年度は、介護納金分が引き上げられます。暮らしが苦しくなっていく中で、町民にとっては国保税が高すぎて払えない状況があります。しかし、町だけでその矛盾を解決していくことは困難であり、国庫負担の抜本的増額が必要です。

後期高齢者医療保険料においても、政府は平成22年度の保険料上昇を抑えるため、国庫補助を行う旨、自治体に通知していたのに、それを行いませんでした。また、後期高齢者医療制度の廃止は4年後に先送り、75歳という年齢で高齢者を差別する制度の根幹が温存されます。

国民健康保険においても、後期高齢者介護会、病床転換支援会2倍、100万円以上の負担があります。介護保険において

国保会計に十分な財源が確保されず、介護保険料利用料は、高齢者の重い負担となり、必要な介護が十分に受けられない状態が生まれています。

以上、国保会計に対する討論の場ではありますが、社会保障に対するこのような民主党政権の姿勢を批判し、反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。議案第19号平成22年度国民健康保険事業特別会計予算についての賛成討論を行います。

国民健康保険は、昭和36年に国民皆保険として創立され、今日まで疾病の治療や予防、負傷、出産など、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きな役割を果たしてきたところです。

平成20年度から医療制度改革によって、75歳以上の方は後期高齢者医療制度に移行されましたが、その後の政権交代によって、平成25年度から新制度への見直しが行われます。

そうした中で、医療費は増加する一方、景気低迷による保険税の収納率低下など、財政基盤は極めて厳しい状況ですが、被保険者の急激の負担増とならないよう保険税率の見直しを行いつつ、なお不足する部分については、基金の取り崩しや一般会計の補てんにより予算編成をされています。引き続き、特定健診、特定保健指導の実施や人間ドック検診の助成を行い、医療費の適正化にも取り組まれるものであります。

また、滞納者については、短期被保険者証・資格証明書の発行、財産の差し押さえや徹底した納付指導のための臨時職員雇用に努めるなど、国保運営協議会での十分審議されて編成されたものであり、本予算の承認についても賛成するものであります。

議員各位におかれましてもご理解いただき、新年度予算の承認にご賛同をお願いしたいと思い、賛成の討論とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。この表決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。着席してください。

よって、議案第19号平成22年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)次に、議案第20号、平成22年度愛荘町老人保健事業特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決します。この表決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。着席してください。

よって、議案第20号平成22年度愛荘町老人保健事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)次に、議案第21号平成22年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決します。この表決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。着席してください。

よって、議案第21号平成22年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)次に、議案第22号平成22年度愛荘町下水道事業特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄です。滞納金の問題をお尋ねいたします。

歳入の部で、分担金及び負担金、使用料に滞納繰越とって3項目あがっております。この滞納分は、今年入る予定の歳入の分ですね。それは、今までの滞納分と言いますか、去年だけでないと思いますが、いつからの分と、そして、いろいろご苦労いただいておりますけれども、これの徴収はどういうふうにされておられるのかということ、まず尋ねておきます。

○議長(辰己 保君)農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)滞納の分につきましてのご質問でございますけれども、供用開始以降の滞納分を計上しておりまして、取り立て言うか、その滞納の未徴収の分につきましては、年度末からずっとあげておりますけれども、なんせ海外へ行方がわからないとか、そういうものも含めまして、それと、昨今のことでございますので、倒産とかございまして、非常に難しい面もございまして、その滞納処理につきましては、鋭意徴収に歩いているような状況でございます。



率にしまして、ちょっと今持ち合わせておりませんが、努力しているということで答弁いたします。

○議長(辰己 保君)10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄です。開始以来と言われましたが、欠損額等も生まれてくるわけですね。5年経てば。結局これは、今年、一応滞納分としてこれだけ徴収しないといけないものなのか、これを減額というか、開始されてからいくらある。今年これを全部入れようと、徴収して入れようという金額を想定されているのですか。今おっしゃった理由がいろいろとあると思います。ご努力もわかります。けれども、まだ反省しなければいけない部分も多々あるかのように思いますが、なかなか一長一短こうまくいかないというのが現状だと思いますけれども、この金額が今年全部入るのかなというような不思議をちょっと持っておりますので、その辺の目途をお聞かせ願えればと思います。

○議長(辰己 保君)農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)滞納分につきましては、全額は見込んでおりませんで、今までの繰越分の一部を見込んでおまして、滞納分につきましては、非常に困難であるということをご理解いただきたいと思います。今までの繰越分の一部でございます。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決します。この表決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。着席してください。

よって、議案第22号平成22年度愛荘町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)次に、議案第23号平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決します。この表決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(辰己 保君)賛成多数です。着席してください。

よって、議案第23号平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。  
暫時休憩します。

休憩午後1時14分

再開午後1時14分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま同意6件・選挙1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、同意6件・選挙1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

お諮りします。日程の順序を変更し、追加日程第14、同意第7号を先に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、追加日程第14、同意第7号を先に審議することに決定しました。

#### ◎同意7号の上程、説明、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第14、同意第7号愛荘町副町長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

宇野副町長の退場を求めます。

〔副町長宇野一雄君退席〕

○議長(辰己 保君)本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、追加提案させていただきました同意第7号、愛荘町副町長の選任につき同意を求めることについて説明させていただきます。

このたび、現副町長の宇野一雄氏を再任したいと存じますので、地方自治法第162条の規定によりまして、議会の同意をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

宇野氏は、県行政で40年の経験を積み、平成18年4月2日から愛荘町の副町長として4年間、合併直後の難問山積の調整に、私とともに力を合わせ真正面から取り組んでいただいたところでございます。

この間、職員の指導や組織の活性化をはじめ指定管理者制度の導入、長年の懸案事業でありましたほ場整備事業など、大変な努力を傾注いただきました。2期目の町政にあたりまして、財政問題をはじめ湖東三山インターチェンジの建設促進、給食センターの建設、旧郡役所の保存問題など大きな課題を抱え、愛荘町を熟知いただいております。

す宇野副町長のお力を再度お貸しいただきたいと考えておりますので、同意方よろしくお願ひいたします。任期は、平成22年4月2日から4年間でございます。どうか、よろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)人事案件につき、質疑・討論を省略し、これより、同意第7号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、同意第7号、愛荘町副町長の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

宇野副町長の入場を求めます。

〔副町長宇野一雄君入場〕

### ◎同意2号の上程、説明、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第5、同意第2号愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、追加提案させていただきました教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、説明をさせていただきます。

この度、現委員で教育長在職中の渡辺幹雄氏が、任期満了に伴い辞任されることになりました。渡辺委員におかれましては、2年前の平成20年3月29日に就任され、川口教育長の後任として残任期間のこの2年間、教育長として合併後の多難な小中学校や幼稚園運営、教育施設の拡充、町史編纂の完了など、種々の事業に従事いただきました。

中でも、昨年、秦荘中学校における部活動中の事故で中学生が亡くなるという悲しい事故発生の中、大変な状況下で言葉で言い尽くせないご心労をおかけしたことに対し、心から申し訳なく思っているところでございます。今日までのご苦勞に対し深甚より敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げる次第であります。

さて、後任の教育委員として、議案のとおり、東近江市種町877番地、藤野智誠氏を、平成21年1月3日生まれの方ですけれども、任命をいたしたく、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意をいたさうとするものであります。

藤野氏は、滋賀大学教育学部卒業後、教師として教育界に38年間勤務され、平成18年に退職されました。この間、県教育委員会保健体育課主事、県教職員課人事主事、彦根市教育委員会学校教育課長など歴任され、秦荘中学校長4年、能登川中学校長4年を最後に退職されたあと、東近江市教育研究所長として2年を務められ、平成20年から現在の彦根総合高等学校学園長を務めておられる方であります。

このように、幅広く教育行政に従事された貴重な人材であり、山積する当町教育行政にふさわしい人材であると確信をいたしておりますので、何とぞ、ご同意いただきますよう、よろしくお願ひいたします。なお、任期は、この3月29日から4年、平成26年3月28日までとなります。どうか、よろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)人事案件につき、質疑・討論を省略し、これより、同意第2号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、同意第2号愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いては、これに同意することに決定しました。

### ◎同意3号の上程、説明、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第6、同意第3号愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、引き続きまして、同意第3号これも教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、このたび現委員の八木晃隆氏が3月28日に任期満了となります。その後任として、議案のとおり、愛知郡愛荘町斧磨391番地、西澤一弘氏、昭和18年9月18日生まれの方を任命いたしたく、議会の同意をいただこうとするものであります。

同氏は、環境省の自然公園指導員や県自然保護監視員、生物環境アドバイザー、環境フォーラム運営委員長、滋賀自然環境保全学習ネットワーク理事などに就かれ、子どもたちに対し、水生生物観察会・ホタルの再生や観察会などボランティア活動を続けておられる方でございます。何とぞご同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。任期は、3月29日から4年間でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)人事案件につき、質疑・討論を省略し、これより、同意第3号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、同意第3号愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

### ◎同意4号の上程、説明、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第7、同意第4号愛荘町監査委員の退任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、同意第4号愛荘町監査委員の任命につき同意を求めることについてでございます。監査委員は、町から独立した独立性の執行機関でございまして、議会の同意を得て町が選任することとなっております。

人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、行政運営に優れた識見を有する者から選任することということになってございまして、その任期は4年であります。

識見を有する現監査委員の萩田富和氏が今期限りで任期満了を機に退任されますことから、今般公認会計士で併せて税理士、行政書士の登録もされ、企業の会計監査・経営診断・経営アドバイザーなど、多岐にわたって活躍されておられる提案の近江八幡市安土町西老蘇58番地3、山本憲宏、昭和45年8月4日生まれのこの方を選任いたしたく思いますので、同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。任期は、4月1日から4年間でございます。どうか、よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)人事案件につき、質疑・討論を省略し、これより、同意第4号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、同意第4号愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて

は、これに同意することに決定しました。

### ◎同意5号の上程、説明、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第8、同意第5号愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)同意第5号愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。公平委員会委員の要件は地方公務員法第10条の2第2項に定められておりまして、3人の委員で組織し、その任期は4年であります。

今回、現委員の前川政美氏の任期が平成22年3月31日で満了となりますが、継続審議中の案件もあり、同氏に引き続いて公平委員に選任いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

愛知郡愛荘町竹原711番地、前川政美、昭和19年10月26日生まれの方でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)人事案件につき、質疑・討論を省略し、これより、同意5号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、同意第5号愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

### ◎同意6号の上程、説明、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第9、同意第6号愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、引き続きまして、同意第6号愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、今回、現委員の松浦正勝氏が一身上の理由により辞任をされことになりました。この後任として、新たに望月常司氏を選任いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。蒲生郡日野町内池424番地1望月常司、昭和24年9月9日生まれの方でございます。

同氏は、滋賀銀行勤務のあと、日本電産株式会社滋賀技術開発センターに業務部長として就任され7年を経過されておられる労務管理の担当の部長さんでおられます。期間は、松浦氏の残任期間ということになりますので約3年間、平成25年3月31日までとなります。どうか、よろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)人事案件につき、質疑・討論を省略し、これより、同意6号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、同意第6号愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

### ◎選63号の上程、指名

○議長(辰己 保君)追加日程第10、選挙第6号愛荘町選挙管理委員会委員および委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。選挙管理委員会委員に、横井照光君、北村榮弘君、梅田千恵君、吉岡京子君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員に、中原康子君、児玉敬君、青木栄三君、森野和美君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名が選挙管理委員会補充員に当選されました。

○議長(辰己 保君)暫時休憩します。

休憩午後1時36分

再開午後1時37分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議提2件、意見書1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、議提2件、意見書1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

#### ◎議提第5号

○議長(辰己 保君)追加日程第11、議提第5号議会広報特別委員会閉会中の継続審査についてを議題とします。議会広報委員会委員長より、委員の任期中において、閉会中も継続審査に付したいとの申し出がありました。この申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、議提第5号議会広報特別委員会閉会中の継続審査については、委員の任期中において、閉会中も継続調査に付すことに決定しました。

#### ◎議提第6号

○議長(辰己 保君)追加日程第12、議提第6号議員派遣についてを議題とします。

会議規則第120条第2項の規定により、お手元に配付しました文書のとおり議員を派遣することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議提第6号議員派遣については、お手元に配付しました文書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

#### ◎意見書第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第13、意見書第1号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)意見書第1号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書。

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年3月23日

提出者愛荘町議会議員本田秀樹

賛成者同村木嘉博

賛成者同西澤久仁雄

賛成者同森隆一

賛成者同徳田文治

愛荘町議会議長 辰己 保 様

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での

採択に向けた取り組みを求める意見書

昨年4月のオバマアメリカ大統領の「核兵器のない世界」に向けた演説以降、米国とロシアとの第一戦略兵器削減条約の後継条約の交渉開始、核不拡散・核軍縮に関する国連保障理事会首脳級会合における全会一致での決議の採択、同和合での鳩山総理の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、我が国がアメリカなどと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速しております。

こうした世界的な流れをさらに確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期限を定めて核保有国を始め各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要があります。

このため広島・長崎両市と世界の3,396都市が加盟する平和市長会議総会において、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋と各国政府が遵守すべきプロセスなど定めた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を、2010年5月のNPT再検討会議で採択されることを強く求めるものであります。

よって、国会及び政府におかれましては、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年5月のNPT再検討会議において、同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国を始めとする各国政府

に御さかりしいにたくよつ強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

衆議院議長、参議院議長、

内閣総理大臣、総務大臣、

外務大臣あて

滋賀県愛知郡愛荘町議会

議員各位におかれましてご理解いただき、ご賛同をお願いいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、意見書第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。着席してください。よって、意見書第1号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書は、原案のとおり可決しました。

## ◎閉会の宣告

○議長(辰己 保君)これで本日の日程はすべて終了しましたので会議を閉じます。

○議長(辰己 保君)町長、あいさつ。

○町長(村西俊雄君)今議会の閉会にあたりまして、一言御礼申し上げたいと存じます。

今議会に提案させていただきました案件は、追加案件を含めまして、専決処分の報告2件、平成22年度滋賀県土地開発公社事業計画等の報告1件、条例改正案件8件、損害賠償案件1件、21年度一般会計および特別会計の補正予算ならびに22年度各会計の当初予算、併せて予算案件14件・人事案件7件、合計33件につきまして慎重審議のうえ、すべて可決いただき、誠にありがとうございました。

可決いただきました22年度愛荘町予算の執行にあたりましては、2万人町民の皆さんの福祉向上のため、執行部一丸となって邁進する覚悟でございます。議会中においただきました貴重なご意見、ご提言を踏まえ、職員共々、誠心誠意これらの執行にあたってまいりたいと考えております。

いよいよ平成21年度もあと1週間余りとなりました。今年度末で退職予定の職員は9人であります。勤続期間の長短はございますけれども、退職される皆さんには、在職中、住民福祉の向上と町政発展のためご尽力いただきました。特にこの間、2町合併という歴史的な激動の中で困難な業務を遂行され、合併後の難題にも日夜奮闘いただきました。これまでのご労苦に対し、心から感謝申し上げる次第であります。

また、渡部教育長におかれましては、任期満了を契機に、多くの方々に惜しまれながら退任されることとなりました。渡辺さんは、平成10年1月に愛知川図書館創設のため大分県から当町にご就任以来、愛知川図書館を日本一の図書館として残していただきました。愛荘町民にとって、その功績は忘れがたいものとなりました。また、後世に我が



町の歴史を現す町史編纂につきましても、長時間をかけて成し遂げられたところであります。さらに、教育長としての2年間は、本当にご苦勞の毎日であったことと推察をいたします。これまで愛莊町に残していただきました幾多の功績とご苦勞に対し、改めて町民を代表し、心から感謝と御礼を申し上げたいと存じます。誠にありがとうございました。

最後に、3月議会閉会にあたりまして、議員各位におかれましては、今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、平成21年度締めくくりの御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長(辰己 保君)これをもって、平成22年3月愛莊町議会定例会を閉会します。ご苦勞さまでした。

終わりにあたりまして、一言申し上げさせていただきます。

5日の日に、皆様のご理解をいただいて議長に就任させていただくことができました。その後、議会運営に務めさせていただいたわけですが、その中で、やはり今、政治が変わってきているという流れの中で、歪んだ考え方、見識の希薄さ、そうしたものが見えたというふうに私は感じております。

やはり、二元代表制というものをしっかりと私たちは胸に収めて、一方が行き過ぎる、こうしたことに対しては厳しいチェックをする。また、一元が二元性というものを無視するような言動・行動については、厳として厳しく戒めていく、こうしたチェック&バランスが今、愛莊町においては求められているというふうに思っております。

ぜひとも議員各位、こうした二元代表制をしっかりと認識と、また今後の活動に活かしていただきますように心からお願い申し上げまして、閉会後のあいさつとさせていただきます。どうもご苦勞さまでした。ありがとうございました。